

JICA横浜 海外移住資料館
研究紀要

13

2018年度

論文

大正八年一月の暴動被害と損害賠償問題
— 第一次世界大戦期の労働運動とリマの日本人移民 —

柳田 利夫

戦前の女性の越境と洋裁技術の移転
— 日米で洋裁を教えた小川信子の事例から —

北脇 実千代

研究ノート

第二次世界大戦直後に日本に「送還」された日系カナダ人のその後
— カナダ帰国・日本定住をめぐる問題 —

原口 邦紘

調査報告

リオデジャネイロのイリアダスフローレス宿泊所と日本人移民
— 「移民船」関連の入港書類を中心に —

比嘉 マルセーロ

はじめに

独立行政法人国際協力機構 海外移住資料館は、ハワイを含む北米及び中南米地域を中心に、日本人の海外移住の歴史や海外に住む日系人・日系社会についての資料の収集・保管・展示や調査研究活動を行っています。『研究紀要』は当館の調査研究活動の一環として、海外移住の歴史や日系人・日系社会に関する研究論文や資料をとりまとめ、海外移住に関する知識を広く普及することを目的に発刊しています。

『研究紀要』は、海外移住資料館の展示だけではお伝えしきれない海外移住・日系社会の各テーマについてより深く研究・発表するものです。

本号では、国、時代及びテーマが異なる4編の論文等を掲載しております。これら掲載論文等が多くの研究者や実務家の方々にとって新たな発見や関心を深める機会になればと願っています。

2018年は、日本人がハワイに初めて集団移住して150周年、また2019年は、ペルー、ボリビアへの移住120周年という節目を迎えております。海外移住資料館においては、日本人の海外移住に関する常設展示のほか、こうした節目節目にちなんだ企画展を開催することにより、国内外の多くの皆様に、移住・日系人に関する歴史に親しんでいただき、史実・正しい知識を広めていくことに尽力してまいりますとともに、より一層、これらに関する研究を深め発信していくべく、努めてまいりたいと考えております。

当館は2002年10月の開館以来、来館者数は56万人を超えました。当館の調査研究活動に多大なご協力をいただきました学術委員を始めとする多くの方々に、あらためて心より御礼申し上げます。

今後も当館が、日本人の海外移住や各国の日系人社会や日本との繋がりを知っていただける一助を担うよう、調査研究活動を推進する所存ですので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

独立行政法人国際協力機構
横浜センター 海外移住資料館
館長 熊谷 晃子

『研究紀要』 第 13 号の発刊によせて

海外移住資料館『研究紀要』第 13 号が、多くの方々のお力添えを得て完成いたしましたので、お手元にお届け申し上げます。学術委員会が中心となって立ち上げ、進めてまいりました研究プロジェクトの一部が、ここに掲載されております。海外移住資料館の目的である「海外移住と日系人社会に関する知識の普及」と「移住に関する資料・情報の整備と提供」を達成するための努力の成果を、このような形でお届けすることができ、関係者一同、大変うれしく、誇らしく思っております。みなさまのご協力、ご尽力に、深く感謝いたします。

学術委員会が中心となって立ち上げ、現在進行している研究プロジェクト（2018年度－2020年度）は以下の4つです。

- ① 転換期における移住と日系社会の変容（1920～1950年代）
- ② 海外交流・渡航・移住の視点からみるグローバルヒストリー
- ③ 在日ラテン系二世の社会参加に関する研究
- ④ 第二次世界大戦直後に日本に「送還」された日系カナダ人の日加文化交流・日加友好関係増進への貢献

これら4つのプロジェクトは、大変活発に活動し、多様な側面から「移住」について研究を深め、成果を挙げつつあります。すでにデータ入力や公開研究会・公開ワークショップの開催も計画されています。今号の『研究紀要』には、現プロジェクトおよび昨年度まで3年間続いたプロジェクトの成果の一部が、論文、研究ノート、調査報告として掲載されていますので、ご覧ください。

また、『研究紀要』に掲載された成果が海外・国内の関連諸機関との連携につながっていく例や、研究過程でのそれら諸機関との協力の例も、多々みられます。これも海外移住資料館の目的の一つであることを考えますと、うれしい発展であります。今後も、このような連携がさらに広がり、深まっていくことを願う次第です。

この『研究紀要』が読者および関係者のみなさまのご支援を得てさらに成長し、これを通して、海外移住資料館の重要な活動の一端が、より多くの方に認識・理解していただけますよう、願っております。

飯野 正子
海外移住資料館学術委員会委員長
(津田塾大学理事・名誉教授)

研究紀要

〈目 次〉

はじめに 熊谷 晃子
『研究紀要』第13号の発刊によせて 飯野 正子

論 文

大正八年一月の暴動被害と損害賠償問題
— 第一次世界大戦期の労働運動とリマの日本人移民 — 1
柳田 利夫

戦前の女性の越境と洋裁技術の移転
— 日米で洋裁を教えた小川信子の事例から — 31
北脇 実千代

研究ノート

第二次世界大戦直後に日本に「送還」された日系カナダ人のその後
— カナダ帰国・日本定住をめぐる問題 — 49
原口 邦紘

調査報告

リオデジャネイロのイリアダスフローレス宿泊所と日本人移民
— 「移民船」関連の入港書類を中心に — 71
比嘉 マルセーロ

Journal of the Japanese Overseas Migration Museum

CONTENTS

Preface

Mitsuko Kumagai

On Publishing the Journal of the JOMM

Masako Iino

Articles —————

The damage from the riot in January 1919 (Taisho 8) and the problems of compensation for damages: labor movement during World War I and the Japanese immigrants in Lima 1

Toshio Yanagida

Women's Transnational Mobility and the Transfer of Western Dressmaking Skills Before World War II: Nobuko Ogawa and Her Teaching Experience in the U.S. and Japan 31

Michiyo Kitawaki

Research Notes —————

Japanese Canadians Who Were "Repatriated" to Japan Immediately after WWII: Issues surrounding Re-Entry to Canada and Domiciliation in Japan 49

Kunihiro Haraguchi

Research Report —————

On the passage of Japanese immigrants through the Hospedaria da Ilha das Flores (Rio de Janeiro, Brazil) — Based on documentation related to the Japanese "migrant ships" of the South America East Coast Line, 1917-1932 — 71

Marcelo G. Higa

〈論 文〉

大正八年一月の暴動被害と損害賠償問題
—第一次世界大戦期の労働運動とリマの日本人移民—

柳田 利夫（慶應義塾大学・名誉教授）

〈目次〉

はじめに

1. 暴動略奪事件と日本人キオスコ
 2. 損害賠償交渉と在外公館
 3. 賠償金の支払いとキオスコ経営の実態
 4. ペルーにおける排日と日本人移民
- むすび

キーワード：日本人移民、排日、領事館、同盟罷業

はじめに

ペルーにおける日本人移民苦難の歴史の象徴として、1899年の第一回契約移民をめぐって惹起した様々な混乱・軋轢・多数の病死者の発生と、1940年5月13日の排日暴動略奪事件、いわゆるGran Saqueoによる大きな被害とが、繰り返し取りあげられ、語られてきた。北米・カナダの日本人移民史における、様々な形での排日と日米開戦下の日系人強制収容の事実と相似形を描くような位置を占めつつ、第一回契約移民の悲劇と排日暴動略奪事件の惨劇とは、ペルーにおける日本人移民史の表象としての位置を確立していると言ってもあながち過言ではない。ラテンアメリカ諸国の中でもとりわけ親米的な外交政策を採るようになっていったペルー政府と、それに抵抗しつつ成長していった反帝国主義を掲げるペルーの社会主義運動の、双方の側からの「排日」という固有の史的状況を背景とする中で、ペルー社会への定着と貢献に至る長く厳しい道のりを語る際、それらの二つの出来事とそれにかかわる言説とが、日系社会の内側において極めて重要な意味を持ち続けてきたことは想像に難くない。

しかしながら、日系社会における表象としての重要性にもかかわらず、これら二つの事件について、一次史料に基づいた慎重な事実確認の手続きが踏まれてきたかと言えば、肯定的な評価を与えることは難しい。また、日露戦争から第一次世界大戦を経て日米開戦にいたる激動の40年という長い時間を挟む二つの事件を、ペルーにおける日本人移民の苦難の歴史として直接結び付けて語ることは、やはりいささか粗雑の誹りを免れ得ないであろう。ことペルー日本人移民史に関する限り、一次史料に遡ってその40年の変遷をたどりつつ、確認・再検討してゆかなければならない事柄は、数多く遺されていると言わざるを得ない。

とりわけ、ペルー史のコンテクストにおける「排日」をどのようなものとして考えてゆくかという問題については、中国や北米におけるそれはもとより、アジア、オセアニア、ラテンアメリカなど日本人集住地域における排日の動き、日本人社会と帝国としての日本そのものの在り方、そして、それらを日本及び日本人の内と外の両面から規定していた、環境としての政治経済社会全般にかかわる国

際関係などを念頭に置きつつ、慎重に解きほぐしてゆく作業が求められよう。

本稿では、前述のような第一回移民の悲劇と排日暴動略奪事件の惨劇という二つの事件の合間を埋めてゆくための基礎作業の一つとして、大正8(1919)年1月13日の夜から翌日にかけて日本人移民の経営にかかるキオスコ(露天商)が略奪被害を受けた事件を扱う。当時ペルーでは、成長しつつあった都市や鉱山等の労働者による各種の同盟罷業が頻発しており、しばしばそれは大衆暴動へと発展していったが、本事件もそのような暴動により日本人が被害をうけることになったものである。日本側の一次史料を中心に据えつつ、被害の実態と損害賠償請求・受け取りにかかわる経緯を再構成することを通じて、第一次世界大戦期のペルーにおける労働運動と日本人移民の交錯、日本帝国の在外公館とペルー政府との関係、そして、暴動略奪事件という特殊な事件を通じて浮かび上がってくる日本人移民の生業の実態とを議論することが本稿の基本的な視角であり、かつ目的である。

1. 暴動略奪事件と日本人キオスコ

第一次世界大戦とロシア革命に象徴される1910年代は、日本では、朝鮮半島を併合し、中国大陸への関与を深める一方で、大正デモクラシー期の普選運動や米騒動のように資本家と労働者・大衆の対立が表面化してゆき、大衆が次第に政治的な活動への関与を強めてゆく時期でもあった。具体的な現れ方こそ違え、ペルーにおいても、8時間労働、組合結成、スト権などを求めて労働運動が高まり、その動きを積極的に利用しつつ、既成政党に屹立してゆくポピュリズム的な政治の動きもみられるようになっていた(Stein 1980:1986)。1912年に成立したギリェルモ・ピリングルスト Guillermo Billingurst 政権は、その象徴的な存在の一つであった。しかし、ピリングルスト政権は、程なく既成層からの反発や、更なる大衆運動の高揚などからオスカル・ベナビエデス Oscar Benavides による文民側の要請による軍事クーデターにより打倒される(増田1999:118-119)。その後のベナビエデスの軍政期を経て、ホセ・パルド José Pardo 大統領の統治期に、既成政党、軍部、労働者層など社会各層の多様化の上に、第一次世界大戦が勃発し、その影響による輸出入の激減と物価の急騰、その後の砂糖や綿花といった一次産品の市場価格高騰による戦時好況と労働者による増給要求などなどによるペルー社会の混乱が重なったところに(増田:126-131)、1919年の同盟罷業による日本人キオスコへの暴動略奪事件の基本的な背景があった。1910年代には、都市で成長を始めた労働者大衆による同盟罷業が大衆暴動を引き起こし、都市部で広汎に商業活動を営んでいたイタリア人や中国人などの外国人商店が略奪の標的になってきていた。この時の日本人キオスコに対する略奪事件は、都市部でその地歩を固め始めていた日本人の店舗がまとまった略奪の対象になった嚆矢であり、その後のペルーにおける日本人移住史の流れを考えた時、一つの大きな転機ともなったものであると言えるが、これまで全く取り上げられることはなかった。

暴動略奪事件そのものの経緯について、在リマ日本領事齋藤和が事件発生から半年程経過した1919年8月7日付で、該件にかかわる顛末を総括して内田康哉外務大臣に書き送った「大通露店損害賠償事件ニ関スル件」と題する報告(本稿末尾【参考史料】に全文を翻刻)では、以下のように簡潔にまとめられている。

曩ニ電信ヲ以テ申進候通り、本年一月十三日、当地紡績所職工カ賃銀増額、及、八時間労働請求ノ目的ヲ以テ同盟罷工ヲ企テタルヲ手始メトシ、「パン」焼職工、電車、汽車ノ車掌、運転手、馭者、及、鉱夫等ノ一般労働者之ニ付和雷同シ、事件拡大シ物情騒然タルモノアリシヲ以テ、政府ハ

戒厳令ヲ宣布シ各商店ニ店舗ノ閉鎖ヲ命ジ、憲兵並ニ軍隊ヲ繰出シ市内ヲ巡邏警衛セシメ、万一ノ変ナキヲ期シタリシト雖モ、該罷工者ノ一部ハ暴徒ト化シ、街灯殆ンド全部ヲ破壊シ、人家中ニモ幾分災害ニ罹リタルモノアリシ模様ナルモ、其損害ハ至テ輕微ナル程度ニ止リタリシガ、大通露店ハ、其地位ノ街角ニ存シ家モ人目ニ触レ易ク、構造ノ簡易ナルト相俟チ、是等暴徒襲撃ノ目標トナリ、本邦人所有ノ露店八個其害ヲ被リ、或モノハ全然倒潰セラレ、露店並ニ商品共ニ不殘痕跡ヲ止メザル迄ニ至リ、又或モノハ幸ヒニ只其窓戸ヲ外シ内部ノ商品ヲ掠奪セラレタルニ止リタリ¹。(下線は筆者による。以下同じ)(在リマ日本総領事館所蔵文書。外務省外交史料館 3.7.2.2 第三ノ二卷)

齋藤領事は、紡績所職工たちの賃銀増額と8時間労働を求めた同盟罷工に一般労働者が加わり暴徒化し、彼等によって大通露店が掠奪を受けたことを伝え、戒厳令下全ての商店が店を閉めているなか、大通りに面し人目につきやすく、かつその構造も簡易であったキオスコ(大通露店)が暴徒の略奪を受けるに至ったものとしており、日本人の店舗であるが故に襲われたといったことを想起させる記述はみられない。

被害者の一人で、契約移民としてペルー北部海岸地帯のパラモンガ耕地に入り、その後リマの街に移り、キオスコを買い入れて営業していた福岡県人坂口甚太郎²は、事件から9日後の1月22日付で、以下のような御願書を齋藤領事宛に提出している。

御願書

里馬マランビト街

キオスコ所有者 坂口甚太郎

私儀

右キオスコ所有営業罷在り候処、去ル一月十三日午後九時頃ヨリ十一時頃迄ニ、パロヘネラル連中ヨリ、戸ヲ打チ破リ諸品一切ヲ盗ミ去リ、其ノ翌十四日午後四時頃迄デニ、大勢ニ而キオスコヲ打倒シ板一枚モ残サズ持チ去り候条、別紙目録ノ通り損害ヲ蒙リ候ニ付キ、貴館ノ御尽力ヲ以テ当政府へ損害弁償方御請求成シ被下度、此ノ段、及び御願ヒ申シ上ゲ候也

大正八年一月二十二日

Licencia No. Sakaguchi

在里馬帝国領事 齋藤和殿(在リマ日本総領事館所蔵文書)

市当局の指示に従い、暴動の起こった13日には店舗を閉めてはいたものの、戸を破られ商品等一切を盗まれただけでなく、翌14日の午後には大勢でキオスコそのものまで破壊し、「板一枚も残さず持ち去」ってしまった、と坂口は訴え、被害額合計1,017ソール余の損害品目録(後出表1参照)を添え、齋藤領事にペルー政府に対する損害賠償請求の仲介を求めている。なお、これに先立つ17日付で坂口甚太郎は、ペルー政府側に手交されることを前提に、日本総領事宛にスペイン文の公式な Reclamación(損害賠償救済要請書)を作成しており、日本領事館の本件への対応に先行する形で、坂口の側から領事館への仲介依頼が行われていたようである³。

ここで、本事件発生の3年余り前のものになるが、ペルーで発行されていた邦字新聞『アンデス時報』に「邦人の風紀問題」と題して、日本人の露店商を排日問題と絡めて議論している評論記事が掲載されているので、以下少し引用してみよう。

東亜人の西欧人に侮蔑せらるゝ原因は多々あるべし。頭の明晰ならざるは、科学を度外視し、直観に走りたる東洋学の余弊なり。然れども、それ以外殆んど取るに足らぬ鎖末なる事実、一寸の注意にて除去し得べき性質の者より軽蔑せらるゝほど心外なるものはなし。邦人の風紀問題など、殊に然りとす。只一寸の不注意は、排日といふ恐しき国際問題を惹き起したる最大動機たるを憶はゞ、吾人の風紀問題を喋々する、亦贅なりとなさざるなり。(中略)

街の角に『キヨスコ』あり。必ず日本人、ちょこなんとしてあり。予はその雄々しき奮闘振を賞す。されど悲惨也。方丈に食料品飲料を羅列し、店の表ともいふべき処に、錆びたるブリキ匙を五六本立て、氷を鬻ぐ也。而て、周囲には立ちん坊夥しく蝟集し居る也。吾、町を過ぎりて一キヨスコの前に至る。此等の薄汚なき立ちん坊、手を拍ちて哄笑しつゝあり。何事ならんと覗けば、キヨスコの女店番、今や蚤の退治に酣なる時なり。蚤はさる者、その奥深く闖入し去り、彼女亦それにつれて着物を捲り行きしこと明なり。

外人の肌を人に見らるゝを嫌悪することは御承知なるべし。如何なる下等なるネグラ(黒人女性)と雖も、跣足なるはなし。ましてや、腿の白きを露はすに於てをや。何たる事ぞ。(中略)

人はその見聞する処によりて判断を下すものなり。いくら日本人は偉い国民だと威張っても、賭博がすきで喧嘩をやり、その上、横着で不整頓の処許り見せつけられては、誰も信ずる者はなかるべし。市会では、キヨスコが非衛生だ、検察吏を設けて取締りては如何、など騒ぎ居れり。

吾人が、『吾は日本人也』と傲語する時、静かに我は日本臣民と真底より言ひ得るや、と三省して見る可し。総てに於て、『我は日本臣民也』と厳に叫ぶ事を遠慮すべき幾多の欠点を有し居る也。

吾人の一言一行は、後來真に雄飛せんとする人士に大なる関連を有す。御即位大典も近まれり。此際、吾人の立場を考へ、『吾真に日本臣民たる也』と朗に叫びて、一毫の倭恥なき底の人たるを期せざるべからざる也。(1915年10月20日、第48号2頁)

本評論記事の筆者(破竹:本名不詳)は、海外にある日本人として日本臣民たる矜持を持ってその品性を高く保つべく努めることを声高に主張し、日本人の風紀問題が「排日といふ恐しき国際問題を惹起したる最大動機」とまで言い切る。いささか勇足の嫌いのある彼の議論は、決して彼だけのものではなく、戦前期を通じて公領事館員を初めとする「移民問題」を憂慮する知識階級に通底する言説でもあった。その妥当性については暫く措くとして、この評論で彼は、リマの街角にあるキヨスコが日本人の営むものとなっていることについて、地方の農場における契約労働者から出発し、都市での基盤をようやく築き始めた日本人移民の健気な奮闘振りを賞讃しつつも、同時に「悲惨なり」と断ずる。キヨスコの店番をしている女性をめぐる猥雑な逸話は、日本人女性移民の本国ではさして問題ともならない日常的な行動が、ペルー社会一般の好奇と軽侮の眼差しに晒され、延いては排日の原因にもなっている実例として示されている。これは、『アンデス時報』で何度も繰り返される、排日が移民自身の無教養や粗野な習慣・行動に起因するという言説であり、稿を改めて論じたいと思うが、本稿においてはさしあたり、キヨスコが食料品・飲料を並べ販売すると共に、主にかき氷を提供するいわば屋台のようなものとして描かれている点に注目しておきたい。

氷を削って種々のシロップ類をかけて食べるかき氷(ラスパディリヤ raspadilla)を、露天で売り歩く氷売り raspadillero は夏のリマの街の風物詩であった(Ugarte 1997:254. Herrera 2001:190)。日本人移民の一部もまた、氷売りとしてリマの街に姿を現した(図1)。やがて氷売りは、都市大衆層の成長にともなう消費需要の拡大に呼応して、簡易ながらも街頭に一応の店を構えるようになり、かき氷を中心にしつつも、果物・菓子・飲料等の販売も併せ行うものとして成長していった。これがキオスコであった(図2)。この時期、僅かな資本しか持たない日本人移民が、ごく僅かな資金では

じめられる氷売りやその営業拡大版ともいえるキオスコは、古物商や理髪業などと並んで、日本人移民が好んで撰択していった小規模サービス業の一形態であった。

図1 日本人氷売り（ラスパディリエロ）



図2 日本人のキオスコ



(外務省外交史料館 3.8.2.205 第二巻)

表1は、キオスコ経営の具体的な様子を確認するため、「板一枚も残さず持ち去」られた前述の坂口甚太郎の所有していた店について、彼が御願書に添付して領事館に提出した損害品目録の内容をまとめたものである。

表1 坂口甚太郎所有キオスコの損害品目録

個数	物品名	被害金額 (ソール)
1	キオスコ	600.00
1	水取付ケ	100.00
1	センメンキ	50.00
	果物	45.00
11 ダース	サイダ類	35.20
	菓子類	40.00
1	電気取付	20.00
11	マッチ	3.85
5	白バケツ	25.00
4	氷カンナ	10.00
5	菓子瓶	25.00
3 ダース	コップ、大小	21.60
2 ダース	サジ	0.70

25	瓶	5.00
2	ポロンゴ	8.00 (金属製の牛乳容器)
	現金	28.00
	合計	1,017.35 (在リマ日本総領事館所蔵文書より作成)

坂口のキオスコでは、店そのものと水回り電気関係の設備とで、被害の7割以上を占めており、店頭で販売していた商品（果物・飲料・菓子等）は120ソーレス程度であった。この被害総額1,000ソーレス前後が、キオスコ経営に必要な資金ということになる⁴。ちなみに、海外各地で日本人が経営する各種事業のうち、資本金ないし販売・生産額が一万円を超えるものについての悉皆調査報告である『海外日本実業者之調査』（後に、『在外本邦実業者調』と改題）を見ると、1919年6月末現在、在里馬帝国領事館管内（リマ市及其他）として170軒が列記されている。その内、キオスコに該当すると考え得るものは、秦常太郎の「辻商」（資本金1,000円、売上高15,000円）1軒のみであり、その資本金1,000円は同調査に掲載されている実業者の中では最小額のグループに属するものであった（外務省通商局1920：534-548）。キオスコ経営は、外務省による公的な調査にはほとんど姿を現すことのない、資本金・売上高ともに年間一万円に満たない小規模のものであったと見て差し支えないであろう。

2. 損害賠償交渉と在外公館

事件後の対応について、暴動事件発生からほぼ一週間後の1月20日、当時ペルー領事館がその管轄下にあった在チリ帝国大使館の田付七太公使宛の電信で、齋藤和領事は以下のように暴動被害の経緯を報告するとともに、今後の対応につき同公使の回訓を求めている。

本月十三日ヨリ十五日ニ亘リ、紡織パン焼職工、車掌運転手等、一般同盟罷工勃発。政府ハ戒厳令ヲ布キ、各商店ヲシテ閉鎖セシメ、憲兵、並ニ軍隊ヲ繰り出シ、万一ヲ警戒シタルモ、暴徒ノ為殆ド街灯全部破碎セラレ、人家ノ損害ヲ蒙リタルモノ又多少アリ。「キオスコ」ハ、恠ル際最モ攻撃ノ目標トナリ、日本人所有ノモノ八個全部潰滅セラレ、或ハ、内部商品掠奪ノ災厄ニ罹リ、被害者ヨリ其ノ筋ニ損害賠償請求ヲ方当館ニ願出タルモ、案ズルニ、右損害タル、一方ヨリスレバ警察保護ノ不完ヨリ起レルニ相違ナキモ、此ノ種暴動ハ一種ノ不可抗力ニシテ、賠償ノ責ヲ政府ニ負ハシムルハ難シト思考セルモ、念ノ為、一弁護士ノ意見ヲ徴シタルニ同説ニシテ⁵、領事又ハ公使ヨリ申出デアランニハ、政府ハ一応考慮ニ加フベキモ、直ニ高閣ニ東ネ之ヲ握リ潰シ、到底満足ナル効果ヲ庶幾シ難シト。依テ、此ノ際、本官ノ所置トシテ、邦人災害ノ事実ヲ政府ニ知悉セシメ置クノ主意ニテ、正義公道ノ精神ヲ以テ本件ヲ所置セラレ度旨ノ公文ヲ付シ、被害者ヨリ直接政府ニ宛タル嘆願書ヲ其ノ筋ニ伝達スル考ナルモ、一層手厳シク政府ニ持チ込ム可キヤ、将タ、本官ニ於テ本件ニ手ヲ染メザルヲ可トスルヤ。右ニ対シ何分ノ御回訓ヲ乞フ（在リマ日本総領事館所蔵文書）

齋藤領事は、現地弁護士の意見をも徴した上で、今回の暴動被害についてペルー政府に対して公的に賠償責任を求めても到底満足な結果は期待できないので、領事館としては、「一種ノ不可抗力」に起因する事件として、「正義公道ノ精神」によって対応を望むという文書を添え、被害者達が直接ペルー政府に歎願書を提出する仲介を行う、という対応の是非を田付公使に具申している。この齋藤領事の対応方針は、暴動被害のちょうど二年前に起こった「阿部恵吉事件」への対処の経験も預かって

いたと思われる⁶。「阿部恵吉事件」とは、1917年1月15日にカリャオ港へ到着した契約移民の一人、宮城県人の阿部恵吉が、船中で契約耕地への船便を待っている間に、警備の為乗船していた警官の銃の暴発により負傷し、カリャオの慈善病院に送られたものの、17日に死亡したというものであった。正式な手続きを経て公的に問題の対応にあたることを主張するペルー側に対し、リマの日本領事館は、在留邦人の生命にかかわる事件であり軽々に扱うべきではないという原則に立ちながらも、事件の経緯に鑑みればいたずらに重大視する必要もなく、「之ヲ正式ニ外交問題ト為サンニハ、自ラ両国政府ノ名誉威信等ノ問題ヲ加味シ、本問ヲ紛糾セシムルノ恐」があるとの判断から、正式の外交交渉という形式を避けたい旨ペルー側に伝え、漸く実質的な交渉を開始することが可能になったという経験⁷を踏まえてのものであった。ちなみに、日本政府もまた、敢えて損害賠償といった形式をとらず、ペルー政府からの任意の吊慰金といった形式での決着としても差し支えない旨の回訓を齋藤領事に与えていた。

この齋藤領事の電信に対し、前年ペルーに出張して契約移民達の現状を实地調査した経験を持つ田付公使⁸は、数日後のボリビア出張を控えて、翌21日付で次の様に返電している。

貴電第一号ニ関シ、本件必ズシモーノ不可抗力ト断言シ難キモノアルヤニ察セラル。殊ニ、我居留民ノ生命財産保護ノ精神ヨリ立脚スレバ、此際、飽迄秘国政府損害賠償ノ責任ヲ宣明スルノ必要アルガ如シ。然レドモ、實際上ハ御来示通りノ結果ニ了ルモノトスレバ、帝国政府ノ威信ニモ関スルコト故、此際、一応秘国当局者ニ面会シ、事情開陳ノ上、相当被害者ニ満足ヲ与フルノ措置ニ関シ懇談シ、略先方ノ意向ヲ探ラルルコト、最捷徑ナルベキカ。而テ、右懇談ノ結果、先方ノ出方ニ依リテハ、更ニ貴官ノ意見ヲ付シ、本省大臣ノ訓令ヲ仰ガルルコト可ナルベキヤニ思考セラル（在リマ日本総領事館所蔵文書）

阿部恵吉事件の対応による経験もあり、「一種ノ不可抗力」による事案として取り扱おうとする齋藤領事の見解に対し、田付公使は本件を不可抗力と断ずることに違和感を示し、居留民の保護という精神に則り、一義的にペルー政府に損害賠償の責任があることを明確にしておく必要があるとの原則論をまず提示した。しかしながら、その一方で、現実的には、公式の外交交渉を開始した後になって、ペルー政府が損害賠償を受け入れないような結果となり「帝国政府ノ威信」にかかわる事態に立ち至ることを危惧し、まずペルー政府当局者と内談しその意向を探り、結果如何により対応について改めて外務大臣の訓令を仰ぐべし、と回訓したのであった。田付公使も齋藤領事も、ともに在外公館の責務としての「我居留民ノ生命財産保護ノ精神」を重視しながらも、本来的な責任の所在や損害賠償そのものの確実な獲得といった点より、外交交渉が結果的に帝国政府の威信を傷つけるような事態に立ち至ることを危惧するという点で一致していたと言えよう。

田付公使の指示に従い、齋藤領事は早速、被害を受けた邦人から御願書と被害明細書を徴した上で、ペルーの外務次官セサル・エルゲラ César Elguera と会見し、被害の実情と損害賠償を被害者が領事館に対して申請してきた旨を伝え、如何なる形式で賠償交渉を進めるべきか内々に打診を行った。エルゲラは被害の概要を質した上で、損害額の明細書の提出を要請してきたため、齋藤領事は既に被害者に提出させていた被害明細書を基礎に、彼等被害者自身への訊問や同業者からの意見聴取等を行った上で、領事館としての被害額査定を行い、移民からの損害賠償申請総額 5,101 ソーレス 40 センターボスを 4,341 ソーレス 70 センターボスと改めたものをエルゲラへ提出した。

その後、ほぼ二週間に一度の頻度でエルゲラを訪問し事態の進捗状況について質問したが、明確な回答に接することはできなかった。他方、ペルー側も独自に今回の暴動略奪事件全般の被害状況調査

を続けており、その流れで領事館の積極的な介入なくして解決する可能性も仄聞されたため、暫く成り行きを見守るのが得策といった判断も働いていた。その後も、ほぼ二週間ごとに回答を促したが、その過程で下級警察吏員が被害邦人に対して賄賂を要求している事実等が明らかとなり、面談の際にクレームをつけるなどに終始し、ほとんど進展を見ない状況が続いていった。

しかし3月31日に至り、唐突にペルー側から、領事館側査定額通りの損害賠償金支払いが閣議で決定される運びとなった旨の通告を齋藤領事は受け取る。もっとも、その後の支払い請求にもかかわらず、賠償金の支払いは一向に実施されそうにはなかった。それどころか、大きな混乱が危惧された5月の大統領選挙は幸い無事に終了したものの、5月末には再び同盟罷業から大衆暴動が生じ、イタリア人、中国人の商店と並んで日本人の店舗にも前回をはるかに凌ぐ被害が生じる事態となるに至った⁹。1月の被害者の中には、借金等により漸く営業を再開した所、再び被害に遭った者も出ていた。強硬姿勢を取らざるを得ない事態に追い込まれた齋藤領事は、改めて早急な賠償金の支払いをペルー政府に求めた矢先、7月4日には5月の大統領選挙で選出されたアウグスト・レギア Augusto B. Leguía 次期大統領によるクーデターが起り、またまた交渉は頓挫してしまった。

業を煮やした齋藤領事は、事件発生から半年が経過した7月16日付で賠償金支払い期日の通知を求めるとともに、回答如何によっては在チリ公使を通じて日秘間の正式外交交渉の場にもちこむことにならざるを得ないとの意を固めた。ほどなく、エルゲラを通じて、7月25日付でレギア大統領が日本人被害者に対し8月初旬に賠償金の支払いを行うよう内務省に命じた旨の通報を受けるに至り¹⁰、ここに1月の暴動被害賠償金の支払い実施が最終的に決定した。実際の支払いも滞りなく8月4日に行われ、当初の方針通り公式の外交交渉の場にもちこむことなく、7か月に及ぶ外務次官との内々の折衝により、最終決着が齎されることになった¹¹。

大方の予想に反して、3月末、唐突にペルー側が要求額全額の支払いを決定したこと、実際の賠償金の支払いが8月までずれ込んだこと等の理由について、齋藤領事は以下のような私見を本省に書き送った。

上述ノ如ク、本件発生以来其始末ヲ見ルニ至ルノ間、約七ヶ月ヲ要シ、決シテ短シトセズ。由来、貧弱国ノ事トテ、一般ニ金払不良ナル当国政府ノ事トテ、被害者等モ当初ヨリ果シテ損害賠償金ヲ満足ニ受領シ得ルヤ否ヤヲ疑ヒ、且、其間種々ノ風説モ伝ハリ危惧致シ候ヘ共、右期間内ニテ要求額全部ノ支払ヲ受クルニ至リタルハ、寧ロ意外トシテ喜ビ居リ。当国トシテハ、先以テ割合早く満足ノ解決ヲ告ゲタルモノト可申候。是レ、一二、其金額ノ僅々五百磅内外ノ少額ニ職由スベシト雖モ、又、一ハ当国臣民ガ、昨年来「タクナ」「アリカ」地方ニ於テ智利ノ官民ニ凌辱セラレ、財産ヲ喪失シタルモノ不尠。右兩地ニ関スル本来ノ問題ト共ニ、一ニ米国ノ好意ニ訴ヘ其中裁ニ依リ解決センコトヲ期シ、前首相自カラ出デテ華府ニ使シ斡旋スル所アリシガ、中道国際連盟ノ実現ヲ見ルノ望ミ加ハルニ及ビ、該連盟ヲ利シテ同問題ノ解決ニ資セルコトヲ欲スルモノノ如ク認メラル、処、本邦ハ五大強国ノ一ニ班シ、関係スル処尠ナカラザルヲ以テ、僅々、斯ル少額ノ故ヲ以テ面白カラザル関係ニアルハ不利ナルヲ以テ、三月中、已ニ早く容易ニ我要求ヲ容ル、ニ決シタリト雖モ、休戦後銅ノ価格暴落シ、所期ノ輸出税ニ多大ノ欠陥ヲ醸シ、由来、国帑豊富ナラザル当国財政上無理ノ融通ヲナシ居ルコト、テ、出来得ル丈其支払ヒヲ遅緩セシメタルモノニ非ザルヤト思考致候。然レドモ、右ハーノ憶測ニ過ギザルコトニテ、其实、斯ル大関係ヲ有シタル次第ニハ無之、只単ニ、当国ノ特質ヲナセル遷延病、将タ、出シ惜病ニ過ギザルモノト認ムルノ至当ナルヤモ測リ難ク候。右、交渉ノ経過ト共ニ、本件顛末于茲及具報候（在リマ日本総領事館所蔵文書。外務省外交史料館 3.7.2.2 第三ノ二巻）

結果的に7か月を要したものの、被害者自身を含め大方の予想に大きく反して、「貧弱国」のペルー政府が日本側の要求通りの損害賠償金を自主的に支払った理由について、齋藤領事は、損害賠償が少額であったことをまず挙げた後、第一次世界大戦後の新たな国際秩序の成立にそれを求める見解を披瀝している。チリとの「太平洋戦争」において敗北を喫し、その領土の一部を割譲せざるを得なかったペルー政府にとって、積年の外交懸案がタクナ・アrika地方の帰属問題であったことは周知のところであるが、それまでアメリカ合衆国の好意に訴えることでペルー側に有利な解決の道を摸索していたペルー政府¹²は、第一次世界大戦を契機に結成されることになった国際紛争解決機関としての国際連盟を利用する可能性を検討し始め、五大列強に名を連ね、国際連盟の常任理事国となることが自明となった日本との関係が少額の損害賠償金問題によって拗れる事態を回避しようとしたことに、予想外の満額賠償支払いの理由を求めるものであった。齋藤個人は、聊か自嘲気味に「一ノ憶測ニ過ギ」ず、単なるペルー側の出し惜しみの結果と見るのが妥当かもしれないと結んではいるが、国威を損ねるところか、第一次世界大戦後の帝国の国際的な地位向上が、結果的に在留邦人の財産保護を実現させる背景となった可能性を示唆しているのである。

5月の選挙で大統領に選出されながらも、政情不安からクーデターという強硬手段に訴え政権の座についてアウグスト・レギアは、国内の対抗勢力に対しては極めて高圧的な姿勢で臨んだが¹³ (López 1989: 401-404. Alvarez 2014)、他方、政権の国際的承認を得るための努力を重ねていた。一方、日本政府の側も、レギア政権承認の当否、承認時期等を勘案しつつ、米国をはじめ各国のレギア政権に対する姿勢と、承認状況にかかわる情報蒐集を丁寧に行っていた¹³。本件との関係を直接窺わせる史料は見出せないが、在日ペルー公使マヌエル・デ・フレイレ Manuel de Freyre¹⁴が日本政府に対して政変の顛末を通報し、レギア仮政府への承認を求めてきたのは7月25日のことであり、それは、3月に決定していながらもその支払いが延期されていた日本人キオスコへの損害賠償金を8月初旬に行う旨、レギアが最終的に決定し内務大臣に指示したことがリマの日本領事館へと伝えられた日のことであった。これら東京とリマでほぼ同時に為されたペルー側からの二つの通告は、相互に密接な関係を持ちつつ行なわれたと考えるのが自然であろう。

一方、ペルーとの間で移民問題を抱えていた中国は、他国に先駆けて7月7日にはいち早くレギア政権を承認し、その後ペルーに近いラテンアメリカ諸国も事実上の政府としての承認を与えていったのに対し、列強諸国の態度は慎重であり、ようやく、8月末に至り米国が、9月2日にフランス、3日に英国などがレギア政権を承認することになった。在日ペルー公使フレイレは、9月3日には書翰を内田康哉外務大臣に送り、米国のレギア政権承認の事実を「参考迄に伝え」、7月25日付の承認要請に言及しつつ、日本政府による同政権承認の意志の有無について改めて照会を行っている¹⁵。日本政府もまた、列強諸国、就中米国の動向を見極めた上で、9月6日には承認の意嚮を固め、最終的には9月17日になってレギア政権を承認するに至っている¹⁶。

既に述べた様に、齋藤領事と外務次官との交渉が停滞している間、5月末には再度日本人商店に対するより大規模な暴動被害が生じていた。その損害賠償確定は7か月はおろか、在ペルー帝国領事館、在チリ帝国公使館より足並みを揃えての要請により、五大列強に数えられるようになった日本側が軍艦外交を展開したにもかかわらず、日米の対立を巧みに操るアウグスト・レギア大統領による日本懐柔策に翻弄され、在ペルー日本公使館設置後の1922年にまで持ち越されることになるのである(柳田:2002b)。ここで、これまでの経緯を年表形式で簡単に表2としてまとめておくことにする。

表 2

1919 年 1 月暴動損害賠償関係経緯

- 1.13 同盟罷工から暴動となり、日本人経営のキオスコ襲われる（～1.14）
- 1.17 坂口甚太郎、齋藤領事に賠償請求の仲介要請。齋藤領事、秘国外務次官に通告
- 1.20 暴動被害者連名で領事に賠償請求仲介を要請。齋藤領事、秘国外務次官に通告
齋藤領事、田付公使に状況を報告し対応方法につき請訓
- 1.22 被害者、損害品目録を添え領事館へ御願書提出。領事館、被害額を再査定
- 3.31 首席大臣、内務大臣に対し、外務次官の仲介による賠償金支払を通達
- 4.30 外務次官、齋藤領事に内務省からの賠償支払いを通知
- 5. 1 齋藤領事、4.30 付の外務次官通知の受領を連絡
- 5.18 大統領選でレギアが圧勝
- 5.27 同盟罷業から再度暴動となり、日本人露天商・商店襲われる（～5.29）
- 6.14 5月の暴動被害に対する秘露政府の損害賠償申請方式について本省に報告
- 7. 3 次期大統領レギア、クーデターで大統領パルドを追放
- 7. 7 中国、レギア仮政権を承認
- 7.16 齋藤領事、賠償支払い期日の通報を求める覚書（7.15 付）を外務次官に送付
- 7.25 外務次官、齋藤領事に、8月初頭の賠償金支払いとの大統領決定を通知
在日ペルー公使、日本政府へ政変を通知し、レギア仮政権の承認を要請
- 8. 2 内務大臣、秘露倫敦銀行小切手による賠償支払いを行う旨通知
- 8. 4 齋藤領事、賠償金受領を通知。一時的に米国銀行の領事館口座に入金
- 8. 5 1月の暴動被害に対する賠償金受領書提出される
- 8.18 レギア、大統領に就任。第二次レギア政権による Oncenio 開始（～1930）
- 8. 末 米国、レギア政権を承認
- 9. 3 在日ペルー公使、米国のレギア政権承認を通知し、日本政府の意向を打診
- 9.17 在日ペルー公使に対し、レギア政権承認を通告

3. 賠償金の支払いとキオスコ経営の実態

8月4日、領事館の銀行口座に納められた賠償金は、翌5日には被害者へ支払われ、各人からそれぞれ下記のような金子受取証が徴されたことで、ひとまず1月の暴動被害についての事務的処理は完了した。

金子受取証

一秘貨九百九拾七円五拾五仙也

右ハ、大正八年一月十四日、当里馬市ニ於テ同盟罷業者ノ為ニ、拙者等所有ノキオスコ損害ヲ蒙リ、其弁賞金トシテ当国政府ニ御請求被下タル金員、正ニ領収仕候也

大正八年八月五日

カイエデサンタローサ 六二一番戸

坂口甚太郎（自署）

在里馬帝国領事

齋藤和殿（在リマ日本総領事館所蔵文書）

表3は、損害賠償を受けた被害者にかかわる情報を、被害者による御願書、損害目録、領事館による被害査定にかかわるメモ、金子受取証などの諸史料を利用して簡単にまとめたものである。

表3

大正八年一月一三～一四日暴動被害補償金受領者一覧

☆領事館用箋 (損害申請額・査定額 リスト)				Kiosko所在地	
被害者	領事館査定	被害申告	差額		
1. Takemura	s/ 137.80	142.60	4.80	Mercedarias	(Ancash cdr.10-11, Lima 3)
2. Takemura	93.25	96.75	3.50	Dos de Mayo	(Plaza de Dos de Mayo, Lima 6)
3. kuwasaki	934.00	1017.50	83.50	frente de Malambo 728	(Francisco Pizarro cdr.7, Rimac)
4. Tsukide	596.60	776.00	179.40	Barraganas	(Virú cdr.3, Rimac)
5. Shimada	1292.00	1555.20	263.20	Boquerón	(Virú cdr.4 Rimac)
6. Sakaguchi	997.55	1017.35	19.80	Malambito	(Moquegua cdr.7, Lima 6)
7. Kiwaki	290.40	496.00	205.60	la Salud	(Rufino Torrico cdr.8 Lima 6)
	4341.60	5101.40	754.80	Total	

☆御願書・損害目録

日付	願い人	住所	被害店舗所在地	営業許可証	名義	損害額	補償額
T8. 1. 22	坂口甚太郎	×	マランビト	Licencia	Sakaguchi	1017.50	997.55
T8. 1. 23	木脇吉之助	×	サルー	Licencia	L. Kiwaki	496.00	290.40
T8. 1. 22	竹村銀次郎	×	メルセダリヨ	Licencia621	Kamura	142.60	137.80
T8. 1. 22	竹村銀次郎	×	ドス・デ・マヨ	Licencia622	Takemura	96.75	93.25
T8. 1. 22	落合安雄	ビルー298	バラカネス	×	×	776.00	596.60
T8. 1. 一	桑崎	×	マランボ 728 の前	Licencia2083	Kuasaki	1017.50	934.00
T8. 1. 一	島田	×	ボケロン	Licencia	Simada	1555.20	1292.00

☆受領証

日付	受領人	住所	受領額	
T8. 8. 5	坂口甚太郎	サンタ・ローサ621	997.55	(Ayacucho cdr.6, Lima 2)
T8. 8. 5	木脇吉之助	クルス290	290.40	(Huanta cdr.2, Lima 2)
T8. 8. 5	竹村銀次郎	コチャルカ828	231.05	— (Huánuco cdr.8, Lima 3)
T8. 8. 5	月出源吉	サバラ594	596.60	— (Ucayali cdr.5, Lima 2)
T8. 8. 5	中村末喜	マランボ570	2226.00	— (F. Pizarro cdr.5, Rimac)

☆ Reclamación

日付	reclamante	住所	
1919. 01. 17	Dintaro Sakaguchi	Animitas 699	(Moquegua cdr.6, Lima 6)
1919. 01. 20	F? Kuasaki	Malambo 570	(Francisco Pizarro cdr.5, Rimac)
1910. 01. 20	Simada	Malambo 570	(Francisco Pizarro cdr.5, Rimac)

被害を蒙った日本人のキオスコの内1軒については、リマの市会議員が実際の所有者であり、日本領事館の手を煩わせることなく、所有者自らが当局者と裏面工作を展開し何らかの解決に至っている。このペルー人所有にかかるキオスコの所在地や実際の経営に当たっていた日本人がどのような人物で、賠償の具体的な内容がどのようなものであったのか等については不明である¹⁷。

残り7軒の、日本人自身の所有になるキオスコについて見ると、被害者として御願書・損害目録を提出したのは、坂口甚太郎、木脇吉之助、竹村銀次郎、落合安雄、桑崎某、島田某の6名で、そのうち竹村銀次郎は2軒のキオスコを所有していたことになっている¹⁸。

一方、賠償金の受領者は坂口甚太郎、木脇吉之助、竹村銀次郎、月出源吉、中村末喜の5名で、被害者として御願書を提出した、桑崎と島田の2名のキオスコについては、御願書には全く名前が出てこなかった、マランボ街570に住む中村末喜という人物が2軒分の賠償金をまとめて受領している¹⁹。他方、落合安雄が自己の所有のものとして御願書を提出したことになるキオスコについては、彼に代わってやはり御願書には名前のない月出源吉という人物が賠償金を受け取っていることが分かる。しかも、損害目録提出後間もなく、ペルー側の要請で領事館が作成したと考えられる損害査定額リストでは、既に落合安雄ではなく月出源吉の名義のものとして査定がなされている。更に興味深いことに、月出源吉への損害賠償金は金子受取証には月出自身の名前が記されているものの署名はなく、実際には、代理で北原昇（登とも自称）という人物が受領、署名していることである。多少の推測を加えて簡単にまとめれば、桑崎・島田が被害を受けたとされているキオスコは、実際には中村末喜の所有にかかるものであり、落合安雄が被害を受けたとされるキオスコは、月出源吉の所有

になるものであり、しかも月出源吉なる人物は少なくとも賠償金支払いの時点では、その受取を北原昇に委ねていたということになる²⁰。

また、坂口甚太郎、木脇吉之助、竹村銀次郎（2軒分）の3人については、それぞれ自己所有のキオスコについて、御願書から賠償金の受領証まで終始一貫して自己名義で事務処理が進められている。しかしながら、被害に遭ったそれぞれのキオスコの営業許可証について見ると、坂口甚太郎、木脇吉之助については、御願書、損害目録、賠償金の受領書が一对一で呼応し、かつ、営業許可証の名義とも一致している（但し、双方とも営業許可証番号は記されていない）が、竹村銀次郎については、2軒のキオスコのうち、サルー街のキオスコこそ自己名義の営業許可証を所有しているが、もう1軒のメルセダリアス街のものはKamuraという名義になっている²¹。既に述べたように、月出源吉という人物（実際にはその代人である北原昇）が賠償金を受け取った、落合安雄が御願書を提出した形を取っているバラングネス街のキオスコについては、営業許可証の記載が全く無く、無許可営業であった可能性が高い。これと対称的に、中村末喜が賠償金を受け取ったマランボ街の桑崎某が経営していたキオスコと、ポケロン街の島田某が経営していたキオスコについては、営業許可証はそれぞれ他ならぬ桑崎と島田の名義であった。領事館の認識では、中村末喜に賠償金受取の権利があるとの判断がなされたこれら二つのキオスコは、その営業許可証の名義は暴動被害への対応を求めて御願書を提出したことになっている桑崎、島田からのものであったように読み取ることができる。しかしながら、両者の御願書をよく見ると、どちらも姓のみで名を欠くとともに、日付も「大正八年壱月 日」となっており日付の一部が空欄になっている不完全なものであることが分かる。また、島田名義のキオスコについては、5月の暴動の際にも被害を受け、1922年、608.5ソーレスの損害賠償要求に対して、402.5ソーレルの賠償金が支払われているが、「千九百拾九年五月同盟罷業ノ際労働者ノ暴行ニヨリ蒙リタル本邦被害者名及損害額受領額表」と題する文書には、注記として以下のような記述が見られる。

實際上ノ被害者ハ中村末喜ナルモノナルガ、同人ハ、島田某ニ対スル当地市役所ノ「ライセンス」第三者ヨリ譲リ受ケ、右名義ノ下ニ営業シ居リタル関係上、島田ノ名義ヲ以テ損害賠償方ヲ申請シ、従ツテ、表面上ハ島田某ニ対シテ賠償金支払ハル、コト、ナリタルモノナリ。但シ、島田某ハ、七、八年前、何レカニ転住シ、現住所不明ニ属ス（在リマ日本総領事館所蔵文書）

これらの史料から、少なくとも島田某は、かなり前にキオスコを売却し他所に移動してしまっており、中村も別の第三者からそのキオスコを買取り、1919年に二度にわたり暴動被害に遭遇し、ペルー側からは島田の名義で賠償金を受け取っていたことが明らかになる。

こうした、被害届出、営業許可証、賠償金受領における種々の「捻れ」について、それぞれのキオスコが実際にはどのような経緯を辿り、暴動被害時にどのような資本・営業形態になっていたのかを見極めることは、これまで扱ってきた、ある時点におけるスナップショット的な史料群からだけでは極めて困難であるが、周辺史料をも参照しつつ、これまで何度か言及してきた坂口甚太郎のケースを取り上げてもう少し検討してみよう。

彼は自己名義の正当な営業許可証を所持し、賠償金も自分で受取り、自筆署名を添えた受領書を領事館に提出している。しかしながら、被害を受けた彼のキオスコの所在地はリマ第6区のマランビート街にあったが、彼が提出した賠償金受領書の住所はリマ第2区のサンタ・ローサ街651となっている。そこは彼がその後大工業の成功者として名を成すことになる場所であった。しかも、既に紹介した暴動被害を受けた数日後の1月17日付で領事館に提出した、スペイン文による正式の損害賠償

救済要請書 Reclamación では、実業家 Industrial と自称し、被害に遭ったキオスコの直ぐ近くのリマ第6区アニミタ街699を住所としてしていた。以上のことから、史料上の住所がもし実態を反映しているとすれば、暴動が起きた1月の時点で、坂口は自己所有であったキオスコの近くに住んで大工業へと軸足を既に移していたが、賠償金支払いの8月には、以後彼の大工業の本拠地となるサンタ・ローサ街に移っていたということになる²²。坂口は、1924年末調査の『在外本邦實業者調』では、資本金3万ソール、年間売上高6万ソール、従業員16人の坂口工場（大工業）の中堅クラス経営者として名を連ねるようになっている（外務省通商局1925：601）。

『アンデス時報』の誌面には、毎号、こういった日本人移民（中国人やペルー人によるものも散見される）による各種店舗譲渡にかかわる広告が掲載されているが、経営者の錦衣帰郷や死亡による店舗譲渡、経営の失敗による譲渡などとともに、社会上昇のプロセスでより規模や利益の大きい職業に転業してゆくために、それまでの店舗を譲渡する例が少なからずみられる。ここでは、月出源吉に代わって賠償金を受領した北原昇の例を挙げてみよう。1917年5月1日付の『アンデス時報』第103号には、ごく短く「店 北原登 喫茶店売る 今回ガラス商繁忙の為売却 グアダルベ街1029」という広告を見ることができる。北原昇はペルー日本人移民史の中では、硝子商として大きな成功を収めたことで知られる人物であるが（水野1924：178-179）、喫茶店の経営から硝子商にとシフトしてゆく過程で、ある期間、転業によるリスク回避のため、あるいは新規事業の運転資金の確保のために、硝子商と喫茶店を何らかの形で兼業しており、この時、硝子商の見通しがついたこと（繁忙の為）で、喫茶店の譲渡に踏み切っていることを知る事ができる。彼は、硝子商で大成功を収めると、1925年にはその店を他の日本人移民に譲渡し、念願の帰国の夢を果たしている（赤木2000：98, 270-271, 281-282）。

ペルーの事例に限らず、都市部で生業を営みつつ、錦衣帰郷を旨とした日本人移民たちは、複数の商売・事業を兼業したり、より利益の多い事業へと次第にシフトしていったが、その過程で、かつて自分で経営していた店舗や営業権の譲渡や、投資の対象としての兼業などを行うのが常であった²³。本稿で扱った暴動被害に遭ったキオスコは、僅かな資本しか持たない大部分の日本人移民にとって、小資本で開始できるものであり、いわば過渡的な職業として社会上昇戦略上選択されたものであったとも言えるであろう。

最後に、暴動被害を受けたキオスコと、様々な形で関係史料に名前のでてくる人物の住所とをリマの市街図上におとしてみたものが、図3である。図のほぼ中央が、大統領府やカテドラルの位置する、かつては城壁で囲まれていた植民地時代からのリマの中心地であり、目抜き通りであるラ・ウニオン街を挟み、リマ第1区と第2区とで構成されていた。その後、旧市街地の周囲に、リマ第3区（バリオス・アルトス地区）、第4区（リマック区）、第5区・第6区などの都市化が進んでいった。日本人移民はこのリマの近代化・都市化の進展に寄り添うような形でリマに流入してゆき、中央市場や中国人街のあった大衆的なリマ第3区に若干の重心を持ちながらも、基本的にはリマの近代都市としての拡大に呼応する形で小規模自営業を中心に展開してゆくようになっていた（柳田1995b）。

これらの事実を背景に、被害にあった日本人キオスコの所在地を見ると、それらは旧市街地のリマ第1区や第2区ではなく、その周辺部に位置した市街地で営業していたものであることが確認できる。当然、主たる顧客は、暴動略奪事件を引き起こした新興大衆層そのものであったと見てよい。リマの大衆層の多くが、首都圏の近代化にともなうインフラ整備や中央と地方とを結ぶ道路建設などに従事するため、地方から首都圏へと移動してきた新興の都市居住者であったように、外国人移民集団としての日本人移民もまた、契約単純労働者として入耕した海岸地帯に遍在する地方の砂糖黍・棉

花などの耕地から、経済的な上昇の機会を求めて、さしたる資本ももたずに首都圏へと移動してきた人々であり、その意味では都市においてほぼ同じ社会階層に身を置く存在であったと言える。

図 3



4. ペルーにおける排日と日本人移民

ペルーにおいて都市部の日本人移民への排斥の動きが表面化するの、第一次世界大戦期のことになるが、1919年1月の暴動事件発生 of 4 か月程前、前年の9月19日には、排亜細亞人法案なるものがペルー上院に提出されている。その第3条には「大蔵大臣ハ、国民ノ経営ニ係ル農園、及事業上、實際雇傭スル凡テノ支那人、及日本人労働者ノ登録簿ヲ備ヘ、彼等ノ契約期間満了シタトキハ、之ヲ更新スルコトヲ得ザラシムベシ」とあり、以前から排斥の対象であった中国人移民だけでなく、日本人移民も黄色人種・亜細亞人として名指しされていた（外務省外交史料館3.8.2.205第二巻、「二四、大正八年七月、秘露国ニ於ケル亜細亞人排斥法案ニ関連シ同国外務次官ヨリ来信ノ件」。外務省1968：307-309）。これに関し、齋藤領事は同年9月27日付で本省に宛て以下の様な報告を送付している。

本月十九日、M. Lino Urquieta 及 A. Eduardo Lanatta 両名ノ名ヲ以テ、当国上院ニ別記記載ノ如キ排亜細亞人法案ノ提出ヲ見ルニ至リ候。兼テ御報告申進候通り、支那人排斥ハ当国多年ノ声ニシテ、先年遂ニ当国議會ニ於テ支那人排斥法案ヲ通過シタルガ為、^(註) 伍定芳親シク華府ヨリ当国ニ渡来シ、両国政府間ニ一ノ協定ヲ遂ゲ、支那政府自ラ移民ノ調節ヲ行フコトナリ、一段落ヲ告ゲタル

モ、爾来、尚当国在住支那人ニ対スル反感嫌厭ノ情ハ毫モ衰フル所ナク、或ハ質問トナリ、或ハ動議トナリテ、議會ヲ賑ハシメタルコト再三ナラズ。之ト同時ニ、民間ニ在リテモ、労働者會議ニ於ケル決議トシテ、将タ又、政府ヘノ請願書トシテ、是等鬱勃ノ情ヲ發露セルモノ鮮カラズ。然ルニ、以上支那人排斥ノ挙ガ、時運ノ推移ト共ニ次第ニ其領域ヲ拡張シ、一般亜細亞人、将タ黄色人種排斥ノ声ト化シ、近年、当国新聞紙上ニ日本人排陥ノ記事論說ヲ散見スルコト、敢テ珍トセズ。殊ニ、過般、安洋丸事件²⁴前後ノ如キ、各紙共ニ連日此種ノ記事報道跡ヲ絶タズ、大ニ喧噪ヲ極メ候得共、当国議政壇場ニ、明カニ日本人ヲ指称シ之ガ排斥ノ法案ヲ見ルニ至リタルハ、実ニ別記ノ議案ヲ以テ権輿トシ、漸次、当国ニ於ケル空氣ガ本邦人ニ対シ惡化シツ、アルノ現象ト認ムベク、大ニ浩歎ス可キ次第ト被存候。然レドモ、是等ノ現象タル、我邦人ノ都市ニ集中スルモノノ次第ニ其数ヲ加ヘ、当国人等トノ競争激甚ノ度ヲ滋クシ、利害ノ關係相反スルノ大ナルニ從ヒ、(今最著シキニ、三ノ例ヲ挙グレバ、里馬市内古物商、総数二百五戸中、日本人ノ經營ニ属スルモノノ五割五分、秘露人ニ割五分、支那人ニ割。理髮商、総数百二十一戸中、日本人七割五分、秘露人一割五分、支那人一割。大道露店、三十四戸中、日本人五割、秘露人五割ノ割合ニシテ、比較的資本ヲ要セザル小商業ハ、漸次日本人ニ蚕食圧倒セラレツツアリ) 必然来ル可キ自然ノ勢ニシテ、亦、免ル可カラザルノ数ト申ス可ク候。況ンヤ、当国ノ如キ普通選挙ヲ以テ政治ノ基礎トセル共和国ニ在リテ、群少野心政治家輩ガ之ヲ以テ好餌トシ、自国労働者ノ歎心ヲ射ント努ムルハ、最モ有振レタル手筈ニシテ、一ノ常軌トモ目ス可ク候。(中略)

現在ノ情況ヲ以テ推スレバ、該案ガ其俟議會ノ協賛ヲ得、通過スベシトハ思惟セラレザルモ、支那人排斥ト道連ナル丈、議會ニ於テ多少ノ喧囂ヲ招ク可キハ免ル可カラザル所ニ有之。且、其間、安洋丸事件ノ如キ偶然突発ノ事項ニテモ現出スルアランニハ、意外ニ火ノ手ヲ強ムルコトナシト断ズルヲ得ザルヤニ被存候。

尚、同案ノ運命ニ就テハ、今後其發展ニ從ヒ隨時追報可致候得共、不取敢該案ノ内容、並ニ、今日ニ於ケル同案ニ対スル觀察ノ一端ヲ記シ、茲ニ報告申進候(外務省外交史料館 3.8.2.205。外務省 1968 : 307-308)

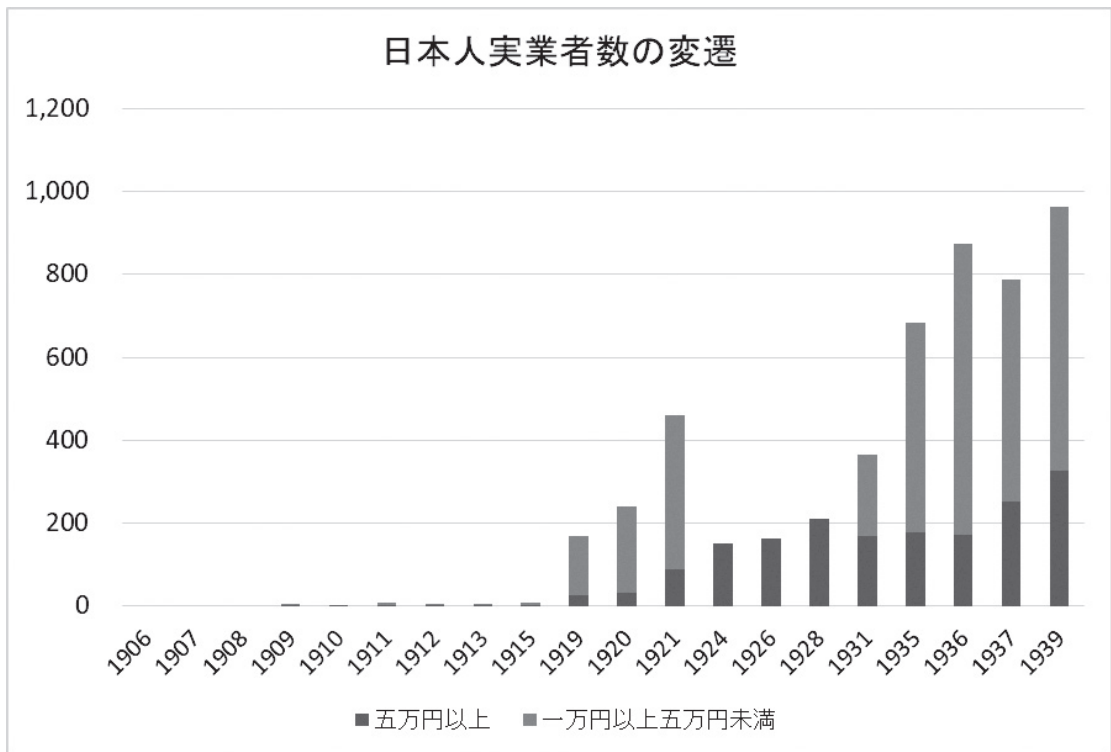
日秘双方の大方の予想通り、この法案は上院での実質審議にかけられることなく握りつぶされているが²⁵、ここでは、日本人移民が都会に集中し、ペルー人と衝突を生じていることから「当国ニ於ケル空氣ガ本邦人ニ対シ惡化シツツアル」だけでなく、その抗争が激化すれば、排日の動きは「必然来ル可キ自然ノ勢ニシテ、亦、免ル可カラザル数」のものとの認識を齋藤領事が持っていたこと、そしてその具体的な事例として、しばしば初期日本人移民の象徴とされる古物商、理髮商と並んで、大道露店(キオスコ)が挙げられていることに注意しておきたいと思う。本稿でここまで扱ってきた暴動略奪事件が起こるのは、齋藤領事がこの報告を内田康哉外務大臣に送付してから僅か4か月足らず後のことであった。齋藤領事が排亜細亞人法案について「群少野心政治家輩ガ之ヲ以テ好餌トシ、自国労働者ノ歎心ヲ射ント努ムルハ、最モ有振レタル手筈ニシテ、一ノ常軌トモ目ス可ク」と共和制をとるペルーの政治におけるポピュリズムの傾向について揶揄を込めて評しているが、ペルーの政情、労働運動の高揚、そしてリマ首都圏における日本人経営にかかる小規模店舗の急増が必然的に帰結してゆくとしたところは、彼が想定した以上に、正鵠を得たものとなってゆくのである。

最後に、戦前期のペルーにおける日本人実業者数の変化について、概観してみよう。図4は『在外邦実業者調』に掲載されているペルー国内の実業者数(資本金・取扱高1万円以上)を、資本金ないし取扱高5万円以上の者と、1万円以上5万円未満の者とに分けて示したものである。図から明らかなように、第一次世界大戦期の1915年から1919年の間に、掲載された「実業者」数が一桁

から一気に170にまで急増していることが見て取れる。もちろん、この他に、実業者調には掲載されていない、本稿で扱ってきたキオスコや理髪店、古物商などなど雑多な実業者がかなり多数存在したであろうことに留意しておく必要がある。ちなみに、1919年6月末現在の実業者調には、当時100軒以上あったとされる日本人古物商は、1軒も掲載されておらず、少なくとも90軒以上あったとされる理髪店については11軒が、雑貨販売などと兼業という形で掲載されているにとどまり、大部分の日本人古物商、理髪店は、キオスコ同様実業者調には全く姿を見せていない（外務省通商局1920）²⁶。

その後、ペルーの掲載数が1919年の170軒から、翌1920年には240軒、1921年には459軒と急激に増加したためか、1924年からはその掲載の基準が5万円に引き上げられたが、1931年からは再び、一般的な基準の1万円にもどされている。従って、その間は1万円以上5万円未満の実業者数を知る事ができないが、世界大戦期の掲載実業者数の増加は、その多くが実数の上でも割合の上でも1万円以上5万円未満のいわば中規模経営者の急増に起因するもので、5万円以上の比較的大規模な経営も大戦期にも急増してはいるが、1920年30年代を通じて、世界恐慌期の停滞ないし減少の時期を挟みつつ、その数を少しずつ増やしていったと読み取ることが出来るようである。先に挙げた、1918年9月27日付で排亜細亞人法案提出についての報告における、齋藤和領事の排日についての見解や、1919年1月及び5月の日本人商店へ暴動略奪は、第一次世界大戦期の物価急上昇を伴うペルー経済の景況を背景にした、労働運動の高揚と日本人実業者の急成長の交錯という事実とともに読み取ってゆくことが必要であろう。

図4



むすび

本稿で取り扱ってきた暴動略奪事件が起こる一年少し前、1917年10月31日の天長節に、リマの日本人社会は数年にわたる軌轢を経て、秘露中央日本人会という文字通り日系社会の中心となる組織を結成している。この秘露中央日本人会の結成を一つの契機として、在留邦人の上層部と在外公館や移民会社などの出張員との関係は次第に密接なものとなって行く。同時に、移民達の内部にも、既にある程度の生活基盤を築き始めていた先行移民と、遅れてペルーでの生活を開始してゆく後続移民との間に階層構造が生じていた。上層移民は在外公館の誘いもあり、積極的にペルー上流階級との接近をはかり²⁷、下層移民は先行移民との関係性や様々な人的ネットワークを構築しつつ、それを駆使して社会上昇の途を求めてゆく（赤木2000）。本稿で取り上げた暴動略奪事件は、一義的にはペルー労働者の同盟罷業が暴動化しその被害を日本人移民が蒙ったものであることは言を俟たない。しかし、その事件を原史料に遡って見て行くと、第一次世界大戦期のリマの急速な近代化を背景に、日本人移民社会の過渡期的状況と、ペルーにおける労働運動の拡大と排日の動きとが立体的に交錯している事実が浮かび上がってくる。

また、多分に在留邦人の保護を標榜する領事側のイニシアチブが想定されるが、移民達もまた、損害賠償請求において在外公館への接近を図り、自己權益擁護の策を摸索してゆく。一方、在チリ日本公使の田付七太も、リマの齋藤和領事も、ペルー政府の賠償責任を公的に問い、損害賠償交渉を日本帝国対ペルー共和国の外交事案として取り扱うことについては、結果的に「日本の国威」にも関わる事態を惹起しかねないことを危惧したため躊躇し、本省もまたその姿勢について理解を示していた。リマの齋藤領事は、ペルー外務次官との個人的な会談というスタイルを堅持しつつ妥協点を探ろうと努め、第一次大戦の終結と新たな国際秩序の編成の動きの中で、レギア仮政府の承認やチリとの外交懸案を有利に進めようとするペルー側の自主的判断もあり、予想外に満足のゆく解決をみるに至った。在外公館の積極的介入を求める日本人移民と、帝国の威信が毀損することを虞れ外交問題化することに躊躇する在外公館、という温度差のある時代から、日本の拡張主義が本格化するのに呼応するかのようになり、ペルーにおける排日運動が広汎に展開されるようになってゆく中で、1930年代以降、公領事館と日本人移民の上層部との一枚岩的な活動が、日米開戦を待つことなく、1940年5月13日、大規模な排日暴動略奪事件を引き起こすひとつの要因となる。しかし、そこに至るまでには、まだ、丁寧に史料に基づき確認してゆかねばならない20年近い年月が残されている。

なお、在ペルー日本公領事館が架蔵していた文書類は、日米開戦とともに殆ど全てが焼却処分付されたため、開戦直後の日本公領事館閉鎖間際に現用文書として利用されていた外交文書を除き現存しない。しかし、幸いにも移住者の身分や財産にかかわる文書類については処分を免れ、戦時下の権益代表であったスペイン大使館、スウェーデン大使館により戦後まで保管され、日秘間の外交関係再開とともに日本大使館に移管された。本稿で主に利用したのは、東京の外務省外交史料館の外務省記録とともに、これら在ペルー日本大使館（総領事館）に現在まで架蔵されている一連の史料群である。とりわけ暴動被害に関しては、それが移住者自身の財産等に密接にかかわる事件であったがために史料が作成され、かつそれが現在迄保存されてきたものである。一般的には、政治史・外交史などを説き明かす素材としてこういった外交記録が利用されることになるが、本稿で試みたように、非日常的な事件の記録は、事件そのものの分析はもとより、通常であれば書き残されることのない移民の日常性や彼等の生活ストラテジーを再構成する有効な可能性が開かれた史料群でもある。史料として残される記録は、本来非日常的な事件の生起を契機に作成されるものではあるが、その非日常性にこそ、記録されない／記録する必要性を認められない日常性が内包されていることを改めて想起したいと思う。

註

- ¹ このゼネラルストライキについて、数日後には日本国内でも新聞紙上で報道されている。『東京朝日新聞』は1月16日付(2頁)で「秘露同盟罷業」と題し、13日国際社紐育発として「一般的同盟罷業、秘露国リマ及びカラオの両市に起り、セロ・デ・パスコ市まで波及せり。フアリアカ銅山にては、暴民と軍隊との間に衝突起り、多数の罷業者負傷せり」、翌17日(2頁)には、「秘露罷業者三万 十四日桑港特派員発 秘露リマ、カララ両市に於て大同盟罷業勃発。罷業者は既に三万に上り、形勢頗る不穏なるより、店舗は悉く閉鎖し居れり」と簡潔に伝えている。しかしながら、日本人が略奪被害を受けたことについては全く伝えられることはなかった。ちなみに、『東京朝日新聞』は、その3か月程前の1918年10月4日付(5頁)で「秘露で排日 労働者の杞憂 日本丸の土産話」と題してペルーにおける排日の動きについて以下のような記事を掲載している。「三日朝、智利より横浜着東洋汽船日本丸で帰朝した、前秘露駐在帝国領事館勤務春日廓明氏等の談に依ると、秘露の下層社会には昨今排日の氣勢を生じ、同国人経営の商店中には邦人に対して非売を声明する向もあるが、是は、固より一時的現象であつて、早晚緩和されるであらうし、大した問題とはなるまい。所で、其原因は何かといふと、従来同国と北米及欧州間航路に就いて居つた汽船の大部分が、最近各其本国に引揚になつた結果、一時航海中止を見るに至り、輸出品を積み込むべき船腹従つて欠乏を來せる為め、事業家は自然事業の縮少を余儀なくさるる立場になつたけれど、元來契約移民たる日本労働者はオイソレと解雇する訳には行かないので、つい雇傭中の自国人を減らす事になるので、仍で秘露の労働階級は日本人の為に職業を奪はれて、終には立瀬がなくなるのではないか、という浅墓な考へから之を嫌忌し、之を排斥する様になつたものであると」。ペルーにおける排日の動きは、第一次世界大戦時におけるペルー経済の混乱から、日本人のために職を失うことを怖れたペルー人労働者の「浅墓な考」から出たものであると一蹴し、一時的現象であつて早晚緩和され、大した問題とはならないとの楽観論が披瀝されている。しかしながら、リマ在勤当時の春日廓明は、他の領事館在勤者や移民会社関係者とともに、再三日本人が契約耕地を離れ都市集中することによって排日運動が生ずることについて注意を喚起しており、ここでの発言は、北米での排日運動が日増しに高揚してゆく中で、ペルーにおける排日の動きについて、日本国内で危惧が拡大しないようにする目的で為された、多分に政治的なものであつたと考えられよう。
- ² 戦前期、大工業で成功者として認められていた坂口甚太郎の生活戦略について、赤木は、彼が大工業から一時洗濯業に転業していたことについて丹念で詳細な分析を加えている(赤木2000:222-225)。それらの事実に加え、本事件に関する史料群からは、坂口は比較的小規模な資本で経営できるキオスコ経営をそれらの成功の足がかりにしていたことも併せて明らかになる。

³ Reclamación

Señor Cónsul General del Imperio del Japón

Sakagussi, industrial de esta plaza, ante Ud. en la forma que mejor proceda, me presento y digo: que como consecuencia del movimiento obrero últimamente llevado a cabo en esta capital, se ha destruido por los huelguistas el Kiosko de mi propiedad situado en la plaza "2 de mayo" hecho que tuvo lugar el día 13 del mes en curso. La destrucción de que se trata me ha irrogado serios prejuicios, pues el valor del Kiosko es de Lp. 60, en existencias Lp. 40, y en dinero efectivo producto de la venta, s./22 y centavos.

Como no es posible que, estos daños no sean indemnizados, ocurro a Ud. para que se sirva elevar esta solicitud al Sr. Ministro de Gobierno de la República, para

que se sirva dictar las órdenes del caso, a efecto de alcanzar la justa indemnización a que tengo perfecto derecho.

No dudo Sr. Cónsul que Ud. hará todas las gestiones que sean necesarias para conseguir que mi solicitud sea atendida.

Por tanto:

A Ud. suplico, se sirva acceder a mi pedido – Es justa.

Lima, 17 de Enero de 1919

Domicilio —Animitas No.699

Dintaro Sakaguchi

Lima Enero 17 de 1919

Eviase al Sr. Ministro de Gobierno de la República del Perú con la nota acordada. (在リマ日本総領事館所蔵文書)

- ⁴ 1919年当時、日本人移民が開業資金等の調達のために利用していた頼母子講は、1,200～2,400 ソーレス程度で仕立てられることが一般的であり、キオスコ経営は比較的少額で開業できるものであったと考えられる。その後、日本人社会の成長にともない、頼母子講も 10,000 ソーレスほどで仕立てられてゆくようになっていった。(櫻井 1935: 95-96)
- ⁵ 「一応、斯ル場合ニ於ケル当国政府ノ一般責任ニ関シ、一弁護士ノ意見ヲ質シタルニ、該損害タル、当国政府カ条約上保障シタル財産保護ノ完全ナラサリシ一証ト見ル可シト雖、政府ガ当初ヨリ相当ノ注意ト警戒トヲ施シタルハ事実ニシテ、該暴動ハ一種ノ不可抗力ニ化シタルモノト認ム可ク、直接政府ニ損害賠償ノ責ヲ帰シ、司法上ノ救済ヲ求メントスルモ頗ル困難ナル可ク、外交上ノ手段ニ訴エ之ヲ要求スルノ外ナク、然ランニハ、政府モ素ヨリ一応ノ考慮ヲ加フベシト雖トモ、尚其実際ニ成功スベキヤ否ヤハ之ヲ予断ス可ラズ、トノ事ニ有之」1919年8月7日在リマ領事齋藤和の内田康哉外務大臣宛、公第五九号(在リマ日本総領事館所蔵文書。外務省外交史料館 3.7.2.2)
- ⁶ 『アンデス時報』には「気の毒な落命」という見出しで以下のような記事が掲載されている。「十六日午前八時頃、船内警戒の巡査を取巻き、数人の移民が退屈凌ぎに雑談しあり。巡査はピストルを出し、之を説明杯して喜びありしに、如何なるはづみにや、突然ピストルは発火し、折悪しく其処に居たるラド耕地行宮城県阿部恵吉の右脇腹に命中せし大珍事あり。恵吉は船医の応急手当を受け、カヤオ港ガダルーベ慈善病院に送られたるが、不幸にも其後の経過良好ならず、翌十七日午後八時四十分、終に落命せり。未来の成功を期しつゝ、遙々当港迄来り、斯かる災禍の為一命を失ひしは気の毒の至りなり。翌十八日午後在留同県人、森岡移民会社等により、同情深き葬儀は施行せられたり」(1916年1月20日、第57号3頁)
- ⁷ 「先キニ、阿部恵吉損害賠償要求(大正六年十月十日付公第七〇號)ノ際、当国政府ハ、此種ノ事件ハ正当経路ニ依リ申出アリ度旨主張シ、本官カ、本件ハ本邦移民ノ身命ニ関スル限り軽々着過ス可ラズト雖、該事件発生ノ起因、並ニ、其事情等ヨリ考察シ、左シテ重大ナル問題ト為スノ必要アルモノト認メラズ、之ヲ正式ニ外交問題ト為サンニハ、自ラ兩國政府ノ名誉威信等ノ問題ヲ加味シ、本問ヲ紛糾セシムルノ恐アリ。且、本邦政府モ、敢テ、必スシモ損害賠償ノ名ヲ付スルヲ要セス、吊慰金トシテ、当国政府任意支給ノ形式ニ依ルヲ妨ケサルヲ以テ、本官トノ間ニ、簡單ニ友誼的解決ヲ告クル様、当国政府ニ於テ特別ノ考慮ヲ加エラレンコトヲ切望スル旨ヲ述べ、辛フシテ両者間ニ直接交渉ノ端ヲ啓キタルノ实例アリ」1919年8月7日在リマ領事齋藤和の内田康哉外務大臣宛、公第五九号(在リマ日本総領事館所蔵文書。外務省外交史料館 3.7.2.2)
- ⁸ 1918年9月23日付で田付公使が後藤新平外務大臣宛てに送付した「秘露国綿花耕地視察ノ件」

と題する文書には、一義的に日本人移民は中南米富源の開拓を目指し、地方において農業を中心として定着・永住を志向すべきであるという当時の政府関係者に共通した議論が披瀝され、その具体的な方法として、「同（海外興業株式）会社ヲシテ、大々の地面ヲ所有スルカ、又ハ、賃借シテ日本労働者ヲ移入シ、一ツノ日本村落ヲ構成シ、彼等ヲシテ、恰モ内地ニアルニ異ナラザル感ヲ抱カシムル」という計画が提案されている。当然その論理的帰結として、都市部へと移動してゆく移民達に対しては批判的で、彼等については以下のように記している。「彼等大多数ノ移民ハ、金儲ヲ唯一ノ目的トスルモノナル処、（契約耕地における）収入ハ前記ノ如ク頗ル小額ナル上ニ、四囲ノ状態ハ其生活上何等ノ慰藉ヲ与フルモノナシ。茲ニ於テカ、種々誘拐者ニ乗セラルノ機ヲ作り、又ハ都会ニ侵入シテ種々生活ノ途ヲ講ズルニ至ル。里馬、カリヤオノ如ク、斬髪屋、古道具屋、小雑貨店、曖昧料理店、大道商人、家僕、従僕類ノ多キ、実ニ是等ノ原因ニ基カズンバアラズ。其結果ハ、秘国人ノ嗤笑ヲ買ヒ、侮蔑ヲ被リ、労働者ヨリハ排斥セラレ、又ハ压迫ヲ受ケルニ至リ、心益々楽シカラズ。左レバ、此ノ如キ状態ヨリ可成速カニ脱退セント希望スルハ、人情ノ自然ナルヲ以テ、手段ノ如何ヲ問はず、金銭獲得ニ腐心シ、幸ニ数千円貯蓄ヲ得レバ直チニ帰国ヲ企テ、又タ永遠ノ計ヲ樹ツルモノナシ。是レ、此ノ方面ニ於ケル日本人ノ成功者少キ所以ニシテ、之ニ反シテ、支那人ノ比較的的成功者ニ富ムハ、実ニ其ノ永住ニアルモノト言ハザルベカラズ」（外務省外交史料館 3.8.2.205、第二卷「大正七年拾一月、秘露国綿花耕地視察報告ノ件」。外務省 1968：302-305）

⁹ 1919年5月29日、齋藤和領事は内田大臣に宛て以下の様に電信を送っている。「賃銀値上、及八時間労働要求ノ目的ヲ以テ、去ル一月中ニ当地ニ一般同盟罷工アル。其ノ際、街角ニ存セル日本人所有ノ「キヨスコ」（菓子果物類販売露店）八個、全部、又ハ一部ノ破壊ヲ蒙リ、内部ノ商品掠奪セラレタルヲ以テ、政府ニ交渉シ、三月末、漸ク閣議ニ於テ本官査定要求額約四千五百円支出方内務大臣ニ命令アリ。其ノ後数回督促シタルモ、今尚、右支払ヲ受クル能ハザリシ処、又々本月廿七日以降、物価引上ノ為一般同盟罷工発生シ、今回ハ前回ヨリモ暴動甚シク、本邦人食料品販売店、及「キヨスコ」中、若干ノ被害者アルモ、今尚罷工継続、不穏ノ情態ニ在リ。詳報ヲ得難シ。今回ハ、各国人共ニ幾分ノ損害ヲ蒙リタルモ、遭難ノ主ナルモノハ支那人経営ノ食糧品店ニシテ、若干ノ死傷者ヲモ出シタルガ如ク伝ヘラル。右不取敢」（在リマ日本総領事館所蔵文書）

¹⁰ この間の経緯の詳細については、本稿末【参考史料】を参照のこと。

¹¹ 8月10日には日本国内でも、『読売新聞』、『東京朝日新聞』などを通じて外務省通商局による賠償金の受領についての発表が報道されている。「邦人損害要償 秘露罷業影響 本年一月、秘露国里馬市に於て、八時間労働要求、及賃銀引上げの目的を以て一般同盟罷工あり。其際、騒擾の為め本邦人所有の露店八戸破壊せられ、商品掠奪せられたるを以て、其の損害額約四千五百円の要償方、在里馬齋藤領事より同国当局に交渉中なりし処、今回、同国政府より右要償額の受領を了したる旨、同領事より来電ありたり。尚、本年五月下旬、里馬市に於て、物価引下げの為め一般同盟罷工あり。前回よりも暴動激烈にて、本邦人、支那人、其他外国人店舗の損害甚しかりしが、其損害補償に関し、秘露国大統領令の発布ありしを以て、被害本邦人店舗二十一戸より、同令により補償願書を同国当局に提出し、目下尚ほ審議中なり。（外務省通商局発表）」（『読売新聞』1919年8月10日朝刊3頁）ほぼ同文の記事が『東京朝日新聞』（1919年8月10日朝刊2頁）にも掲載されているが、ニュースソース（外務省通商局）については記載されていない。

¹² 1918年12月にはタクナ・アリカ問題をめぐる紛争により、ペルー・チリ間は軍事衝突寸前にまでの事態に立ち至っていた。軍事的に圧倒的に不利な状況にあるペルーは、米国による高圧的な調停により辛うじて窮地を脱している。（「米国智秘両国へ通牒」『東京朝日新聞』1918年12月16

- 日朝刊 2 頁) 当時の外務大臣フランシスコ・ツデラ Francisco Tudela y Varela は在米ペルー公使としてワシントンに赴任し、前任の在米公使であったマヌエル・デ・フレイレは初代駐日公使として転任することになった。(「来駐秘露新公使」『東京朝日新聞』1919年1月5日朝刊2頁)
- ¹³ レギア政権を日本政府が承認するに至るまでの、内田康哉外務大臣と在米出淵代理大使、在リマ齋藤領事、在アルゼンチン中村公使など各地の在外公館との往復記録、およびそれぞれ10月末、12月末調べとある、外務省政務局第三課がまとめた「秘露政変ト新政府承認問題」、「秘露政変ノ顛末ト新政府承認問題」などを参照(外務省外交史料館1.6.2.1-10)。
- ¹⁴ 初代日本駐割公使としてフレイレが日本に到着したのは1919年3月25日のことで、4月14日宮中鳳凰の間で信任状を奉呈している。(『東京朝日新聞』1919年4月14日朝刊4頁、4月15日朝刊3頁)
- ¹⁵ “May I venture to enquire, by means of this personal note, whether you have reached a decision with regard to my note of July 25, 1919, referring to the recognition by the Imperial Government of Japan of the Government established in Peru by the President-elect, Mr. Augusto B. Leguia?
I may add, for your information, that I am in receipt of an official despatch advising me that the Government of the United States of America has recognized the newly constituted Government of Peru.”(1919年9月3日付、内田康哉外務大臣宛フレイレ公使書翰。外交史料館1.6.2.1-10) 8月31日の午前10時50分には、ワシントンの出淵代理大使から米国の承認についての電報が外務省に到着しており、9月1日にはこの事実は既に外務省から公表されていた。フレイレ公使の書翰は9月5日に外務省で接受されているが、一方、在リマの齋藤領事からの米国による仮政権承認通報は9月1日午前11時に発信されているものの、本省での接受は6日午前7時55分のことであり、相前後してペルー経由での通報が外務省に伝えられたことになる。註16にも挙げたように、出淵大使とフレイレ公使に対する、日本政府のレギア仮政府承認についての電信・文書案は9月6日には起草されており、当初は9月12日を以て通告する考えであったことも文書上の修正や欄外注記から確認することができ、米国のレギア政権承認が日本政府の決定に大きく影響を与えていたことが推察される。このように、ペルー政府は、米国との外交関係を対日関係に巧みに利用しようとしていたことを窺い知る事ができ、一般的に親日的と言われるレギア政権の対日政策の基調となつてゆくことについては改めて確認しておく必要がある(外交史料館1.6.2.1-10)。
- ¹⁶ 日本政府のレギア仮政府承認については、米国大使館経由で欧州、南米各国在外公館に通達されている。「帝国政府ハ、秘露国仮大統領「レグイア」氏ノ下ニ成立シタル新政府ヲ事実上ノ政府トシテ承認スルコトニ決定シタル旨、本月十七日、在本邦同国公使に通達セリ。右、在欧州及南米大公使ニ転電シ、且ツ、在南米公使ヲシテ管内領事ヘ転電セシメラレ度シ」(1919年9月17日、午後一時半暗電送、内田康哉外務大臣から在米出淵代理大使宛電送8074号(案文:起草9月6日)。外交史料館1.6.2.1-10)。
- ¹⁷ このキオスコについては、「内一個ハ、日本人レガ経営ニ任シ居リタレドモ、其、実、「キオスコ」ハ、当市一市会議員ノ所有ニ属シタル趣ニテ、同議員ノ裏面運動ニ依リ事ナク落着シタルヤニテ、始メヨリ当館ニ何等申出ナク」(在リマ日本総領事館所蔵文書)と説明されている。1910年代には、既にペルー人と日本人との間で何らかの共同経営が行われていた事実は、これまでほとんど検討されることは無かったが、一時期、多分に一種のオリエンタリズムに依るものであろうが、ペルー上層階級が家事使用人として日本人を好んで雇っていたことなどと並んで、ペルーにおける日本人移民の社会上昇ストラテジーと排日の関連を考える上で、等閑視できない視角を提供するものである。

- ¹⁸ 竹村銀次郎は広島県安芸郡上蒲刈島村出身の契約移民で、1915年11月10日に発足した日本人コック倶楽部（後に日本人コック会と改称）の初代会長に選出されており（『アンデス時報』1916年7月20日第75号3頁）、家庭内料理人としてリマでの生活を開始した人物あるが（柳田2017:27）、ほどなく同会を退き、1919年6月の調査では、リマ市内で竹村商店という日用雑貨店を経営するようになっていた。竹村商店は、資本金5,000円、取引高40,000円、使用人4名と記録されており、日本人経営の商店の中では中堅どころといえるものであった（外務省通商局編1920:540。外務省通商局編1921:480）。『アンデス時報』1918年8月20日第150号には、コンセプトン街535のカミセリア（シャツ製造販売店）竹村商会による夫婦者の弟子の募集広告が掲載されている。この広告掲載後ほどなく、一時帰国を果たし、1921年12月末の調査では資本金16,000ソール、取引高68,000ソールの食料品及雑貨商として記録されている。この時期に営業形態を変えつつ、経営規模を拡大していたことが推測される（外務省通商局編1922:561）。以後実業者調から彼の姿は見られなくなるが、1923年12月13日にブラジルのサントス港に入港した神奈川丸の乗船名簿に妻とともにその名をみる事ができる。その後、ポリビアへと移りその地で死亡している（ペルー日本人移民史料館架蔵「ペルー移民名簿」）
- ¹⁹ 興味深いことに、桑崎と島田は二人とも、1月20日付で日本領事館に対してスペイン文で提出した暴動被害救済要請書において、中村末喜と同じマランボ街570を住所としている（在リマ日本総領事館所蔵文書）が、後に述べるように、少なくとも島田はそれ以前にリマを離れており、事件当時マランボ街に居住してはいなかった。
- ²⁰ ペルー移民にかかわる渡航者名簿等の一次史料からは、月出源吉という人物を特定することはできず、築出源吉という人物の誤記の可能性も考えられる。北原昇は後に述べるように、当時硝子商として経営規模を拡大しており、日本人社会の中で信頼を得ていた人物であったことから、既にリマを離れた月出源吉ないし築出源吉から賠償金受取にかかわる事務を委託されていたものと思われる。
- ²¹ Kamura はリマ市役所における営業許可証登録時に、ペルー側の事務担当者がTakemura という日本語を誤記した可能性が皆無であるとは言いきれないが、契約移民の中にも加村京二や嘉村三郎といった名前を見いだすことができることや、営業許可証番号が621、622と連番になっており誤記の可能性は極めて低いと考えられる。ここでは別人の営業許可証と考えてみたいと思う。いずれにしても、公的には、竹村名義のキオスコとは見做されないことは言うまでもない。この日本人間の非公式な商店・経営権の譲渡に起因する不正営業鑑札問題は、私的な金融行為である頼母子講とともに、ペルー側の多くの疑惑と不信感を招く原因となった。既に註18でも指摘したように、竹村は、既に自己名義のキオスコ経営から、年間取引高4万円の日用雑貨商として実業者調査にも名を連ねるようになっており、被害にあった二つのキオスコは何らかの形での竹村商店との兼業と考えられる。
- ²² 本文で引用した坂口の御願書には、欄外に別筆で「1917年3月購入」とあることから、大工業が安定するまでの兼業用に、居住地近くのキオスコを買い入れた可能性も考えられる。
- ²³ 『本邦実業者調』では、理髪業単独で掲載されているのは1軒だけである。他方、外務省通商局による在外邦人の職業についての調書『在外本邦人職業別人口表』（外務省通商局2002）では、職種と実業者が一对一の関係でしか計上されておらず、兼業形態については全く知る事ができない。なお、日本人移民の社会上昇戦略と兼業・転業、店舗の譲渡や職業の選択と人的ネットワークの形成などについては、拙稿（柳田1993）、赤木妙子による業績（赤木1997a、1997b、2000）等を参照のこと。
- ²⁴ 安洋丸事件とは、1918年5月17日、430人を超える日本人移民と多数の中国人移民とを載せた

リャオの港に入港した東洋汽船の安洋丸が、航海中に11人の病死者を出したため、港湾当局により一等船客のペルー人女性一名を除く乗客・乗組員全員の上陸と貨物の荷揚げとが禁止され、一週間近く港外に碇泊を余儀無くされた挙げ句、船体全体の消毒のためそのままバルボアへと回航されることになった事件のことである。ペルー側は、病死者の中に流行性脳脊髄膜炎があったことを理由に、上陸拒否と強制的なバルボア回航を命じたが、日本側はその措置を余儀無きものと受け容れつつも、日本人移民に対する差別的処置であり、ペルー側の排日・侮日の現れとしてペルー側の対応を批判した。また、同時に『アンデス時報』（1918年6月1日第142号1頁）紙上には、「安洋丸事件と我同胞の覚悟」と題して、「日頃より秘露国人より受くる我同胞に対する侮蔑を如何に解し居るや」と在留邦人に問いかけ、続けて「彼等より受くる我が屈辱は数十年以来の因襲が生み出し物」として、「一等国たる日本国民の名を背負ふ我同胞の意気なきと無責任なるを通感」との論調で、在留邦人がペルー人から一等国民に相応しい敬意と尊敬とを受けるに足る品性ある行動を執るべく移住者の自覚を促す評論も掲載されている。

²⁵ 本法案をめぐるその後の経緯については、1918年10月9日付齋藤領事の内田康哉外務大臣宛公第77号、1919年1月6日付田付七太公使の内田康哉外務大臣宛政公信第5号及び付属書、1919年6月9日付同公使の同じく内田康哉外務大臣宛政機密第10号等を参照のこと。（外務省外交史料館3.8.2.205第二巻。外務省1968：310,347-349。外務省1970：353-355）

²⁶ 「目下当市ニハ日本人ノ経営ニ係ル雜穀商三拾四戸、古物商百〇六戸、理髮店九拾壱戸、大道菓子店式拾参戸、茶店六拾壱戸、大工業者拾四戸アリ」（1917年6月30日付齋藤領事の本野一郎外務大臣宛公第37号（外務省外交史料館3.8.2.205第二巻、「一九、大正六年八月秘露ニ於ケル移民問題ニ関スル件」。外務省1967：311-316））及び、前掲1918年9月27日付、齋藤領事の本野外相宛書翰（【参考史料】、外務省1968：307-308）

²⁷ 田付公使はペルーを視察した際に、移民上層がその機会を利用して齋藤和領事主宰によるペルー有力者との宴会を企画していたこともあり、彼自身が開いた外務大臣ツデラを主賓とした答礼の宴を、移民上層と政府関係者との関係を深めるための機会とすべく努めていた。1918年9月15日付後藤新平外務大臣宛て政公信第96号「秘露出張中日秘交歓ニ関シ大要報告ノ件」には「曩キニ安洋丸事件突発後、日秘両国民間多少感情ノ衝突モ有之ヤニ相見へ、今回、本官秘露出張ノ機会ヲ利用シ、成ルベク両者間ノ意思疏通方ヲモ心懸居候所、御信任状捧呈迄ハ外務省ノ希望モ有之、本官行動モ幾分意ノ如クナラザルコトモ有之タルガ、七月廿五日、御信任状捧呈後間モナク、国祭日（二十八日）トナリ、其前後ニ於テハ社交的催会頻繁ニシテ其応酬ニ暇ナカリシモ、八月一日ニ於テ、本官ハ初メテ「レストラン、デキスポジション」ニ於テ宴会ヲ催シ、総理兼外務大臣トゥデラ氏ヲ主賓トシ、各国務大臣其他ヲ招待スル事ヲ得タリ。当日招待セシモノノ人名ハ別添第一号ノ通りニ有之候。今回ノ宴会ニ秘露人ヲ政府部内ノモノノミニ限リタルハ、齋藤領事及里馬在留民ノ主ナル者ガ共同シテ、本官ノ来秘ヲ機トシ、秘露国ノ政治家、実業家、社交界ノ主ナル者ヲ招キ、一大宴会開催ノ企テアリテ、右発企者ノ希望モアリ、旁、右以外ノ秘国人ハ其方ニ譲リタル次第ニ有之候。其代リ、同地日本居留民中既ニ相当ノ資産ト地位トヲ有スルモノヲ同時ニ招待致候。右ハ、同人等ヲシテ、此折ニ於テ、各国務大臣ト相識ノ機会ヲ与へ、一方ニ於テ、益々彼等ヲシテ向上ノ精神ヲ發起セシメ、又タ、一方ニ於テハ、将来直チニ主管大臣往訪ノ便宜ヲモ得セシメンコトヲ考量シタル次第ニ外ナラズ候」と記されている（外交史料館1.1.3.3-4）。

【参考史料】

1919年8月9日 在リマ齋藤和領事の内田康哉外務大臣宛報告（在リマ日本国総領事館所蔵文書。外務省外交史料館3.7.2.2 第三ノ二巻）

「公第五九號

大正八年八月七日

在里馬

領事齋藤和

外務大臣子爵内田康哉殿

大通露店損害賠償事件ニ関スル件

曩ニ電信ヲ以テ申進候通り本年一月十三日当地紡績所職工カ賃銀増額及八時間労働請求ノ目的ヲ以テ同盟罷工ヲ企テタルヲ手始メトシ「パン」焼職工、電車、汽車ノ車掌運転手馭者及鋸夫等ノ一般労働者之ニ附和雷同シ事件拡大シ物情騒然タルモノアリシヲ以テ政府ハ戒厳令ヲ宣布シ各商店ニ店舗ノ閉鎖ヲ命シ憲兵並ニ軍隊ヲ繰出シ市内ヲ巡邏警衛セシメ万一ノ變ナキヲ期シタリシト雖モ該罷工者ノ一部ハ暴徒ト化シ街灯殆ンド全部ヲ破壊シ人家中ニモ幾分災害ニ罹リタルモノアリシ模様ナルモ其損害ハ至テ輕微ナル程度ニ止リタシカ大通露店ハ其地位ノ街角ニ存シ家モ人目ニ触レ易ク構造ノ簡易ナルト相俟チ是等暴徒襲撃ノ目標トナリ本邦人所有ノ露店八個其害ヲ被リ或モノハ全然倒潰セラレ露店並ニ商品共ニ不殘痕跡ヲ止メサル迄ニ至リ又或モノハ幸ヒニ只其窓戸ヲ外シ内部ノ商品ヲ掠奪セラレタルニ止リタリ而シテ内一個ハ日本人ノレカ經營ニ任シ居リタレトモ其「キヨスコ」ハ当市一市會議員ノ所有ニ屬シタル趣ニテ同議員ノ裏面運動ニ依リ事ナク落着シタルヤニテ始メヨリ当館ニ何等申出ナク只余ノ七名ヨリ是カ損害賠償請求方ニ関シ当館ノ周旋ヲ願出タルニ付キー応スル場合ニ於ケル当国政府ノ一般責任ニ関シ一弁護士ノ意見ヲ質シタルニ該損害タル当国政府カ條約上保障シ^(註)シタル財産保護ノ完全ナラサリシ一証ト見ル可シト雖政府ガ当初ヨリ相当ノ注意ト警戒トヲ施シタルハ事實ニシテ該暴動ハ一種ノ不可抗力ニ化シタルモノト認ム可ク直接政府ニ損害賠償ノ責ヲ帰シ司法上ノ救済ヲ求メントスルモ頗ル困難ナル可ク外交上ノ手段ニ訴エ之ヲ要求スルノ外ナク然ランニハ政府モ素ヨリ一応ノ考慮ヲ加フベシト雖トモ尚其實際ニ成功スベキヤ否ヤハ之ヲ予断ス可ラズトノ事ニ有之又先キニ阿部恵吉損害賠償要求（大正六年十月十日付公第七〇號）ノ際当国政府ハ此種ノ事件ハ正当経路ニ依リ申出アリ度旨主張シ本官カ本件ハ本邦移民ノ身命ニ関スル限り輕々看過ス可ラズト雖該事件發生ノ起因並ニ其事情等ヨリ考察シ左シテ重大ナル問題ト爲スノ必要アルモノト認メラレス之ヲ正式ニ外交問題ト爲サンニハ自ラ兩國政府ノ名譽威信等ノ問題ヲ加味

シ本問ヲ紛糾セシムルノ恐アリ且本邦政府モ敢テ必スシモ損害賠償ノ名ヲ付スルヲ要セス吊慰金トシテ当国政府任意支給ノ形式ニ依ルヲ妨ケサルヲ以テ本官トノ間ニ簡單ニ友誼的解決ヲ告クル様当国政府ニ於テ特別ノ考慮ヲ加エラレンコトヲ切望スル旨ヲ述ヘ辛フシテ兩者間ニ直接交渉ノ端ヲ啓キタルノ实例アリ今回ノ事件ハ或ハ当館ノ手ヲ以テ充分解決ヲ遂ケ得ルヤ否ヤヲ危ミ候ニ付田付公使ニ打電シ不取敢本官トシテハ邦人被害ノ事實ヲ政府ニ知照スルノ程度ニ於テ公文ヲ裁シ正當満足ナル損害賠償ノ処置ヲ採ランコトヲ申出可心算ナルモ一層嚴重ニ交渉ヲ試ム可キヤヲ伺出タルニ同公使ヨリ本件ハ必スシモ不可抗力ト断シ難ク在留民ノ生命財産保護ノ精神ヨリ立論シ飽迄秘国政府損害賠償ノ責任ヲ宣明スル要アルモ實際当国政府ノ慎重ナル考慮ヲ得ル能ハス満足ノ結果ヲ得ル能ハザル如シバ帝国政府ノ威信ニモ関スルコトナルヲ以テ一応先ツ当局者ト懇談シ先方ノ意向ヲ探ラルヘキ趣旨ノ回訓アリタルヲ以テ本官ハ外務次官ニ会见シ被害ノ実情ヲ詳陳シ本人等ヨリ損害賠償ノ請求ヲ本官迄申出居リ当国政府ノ考慮ヲ煩サントスルモノナルカ先ツ如何ナル形式ヲ取ル可キヤヲ質問シタル処次官ハ損害額ノ幾許ナルヤヲ反問シタルニ付本人等ヨリノ申出ニ依ルニ僅ニ五百リーブラルヲ超ユル少許ナリ而シテ目下本官ノ手ニ於テ其内容審査中ナルヲ以テ多少ノ増減ナキヲ期シ難シト述タルニ次官ハ暫ク熟考ノ上兎モ角同官ノ手許迄各人ノ損害額明細書ヲ提出アランコトヲ請求シタルニ付本人等ヨリノ要求ニ係ル

- | | | |
|------------------|----------|-------|
| 第一、九拾六ソールス七拾五仙 | ドステマヨ街 | 竹村銀次郎 |
| 第二、百四拾弐ソールス六拾仙 | メルセダリヤス街 | 同左 |
| 第三、千拾七ソールス五拾仙 | マランボ街 | 中村末喜 |
| 第四、千五百五十五ソールス弐拾仙 | ボケロン街 | 同 |
| 第五、七百七拾六ソールス | バラガネス街 | 月出源吉 |
| 第六、千拾七ソールス三十五仙 | マランビート街 | 坂口甚太郎 |
| 第七、四百九拾六ソールス | ラ・サルー街 | 木脇吉之助 |
| 合計五千百壹ソールス四拾仙 | | |

ヲ基礎トシ本官ノ訊問ニ対スル本人等ノ答弁、同業者ノ意見及キヨスコ買入当時ノ価格等ヲ参酌シ損害額ヲ

- | | |
|------------------|----------------|
| 第一、九拾三ソールス二十五仙 | 三ソールス五拾仙減額 |
| 第二、百三十七ソールス八拾仙 | 四ソールス八拾仙減額 |
| 第三、九百三十四ソールス | 八十三ソールス五十仙減額 |
| 第四、千二百九十二ソールス | 二百六十三ソールス二十仙減額 |
| 第五、五百九十六ソールス | 百七十九ソールス四十仙減額 |
| 第六、九百九十七ソールス五十五仙 | 拾九ソールス八十仙減額 |
| 第七、弐百九拾ソールス四拾仙 | (弐百五ソールス六拾仙減) |

合計四千三百四拾壹ソールス七拾仙（七百五十九ソールス八拾仙減）
ニ査定シ明細書ヲ外務次官ニ交付シ二週日ノ後往訪シタル
處未タ内務当局ヨリノ回報ニ接セス着次第何分ノ回答ニ及フ
ベキ旨ナリシカ更ニ二週日ヲ隔ツルモ回答ナカリシヲ以テ再応
往訪シタル處其回答前日ト略同様ナリシト雖モ会见ノ
度ヲ重ヌルニ從ヒ真面目ニ調査ヲ執行シ居レルコト並ニ必スシ
モ公使館ヲ煩ハスコトナクシテ解決ヲ見ルノ望アルコトヲ感得シタ
ルモ其後依然停頓シテ事件ノ進涉^(特)ヲ見ズ本官
ハ約二週日毎ニ督促ヲ敢テシタルニ終ニ下級警察吏員ヨ
リ被害者ニ對シ賄賂ノ提供ヲ迫リ否ラズンバ其筋ニ報告
ヲ提出セサル旨ヲ以テ威嚇シタルコトヲ聞知シタルヲ以テ外務次
官ニ面会ノ際個人的談話トシテ以上ノ非違ヲ摘發シ被
害者ニ於テモ満足ニ賠償金ヲ手ニシタル曉其手数ヲ煩シ
タルニ對シ幾分ノ謝意ヲ表スルニ吝カナラサルモ事前ニ
之カ要求ニ応スル能ハストテ之ヲ拒絶シタルコト並ニ斯ル内情
ヲ以テスル時ハ到底先々其筋ノ報告ニ接スル能ハサルベキ旨懇
談ヲ交ヘタルニ次官ハ今一応其筋ニ照会ノ上報告ニ接セサ
ル場合ニハ本官ノ査定額ヲ基トシ是ヲ閣議ニ問フベキ旨ヲ
約シタリ其後果シテ警察当局ヨリ右報告ノ提出アリタル
ヤ否ヤハ是ヲ明カニセサレトモ三月三十一日ヲ以テ損害賠償金
トシテ本官査定額通りノ金額支出方別紙甲號写ノ通り
閣議ニ於テ決定主席大臣ヨリ内務大臣ニ通告スル迄ノ
運ニ進ミタリト雖モ又々停頓シテ回金シ來ラズ然ルニ
從來ノ例ニ懲シ五月選挙ノ際ニハ多少ノ騒擾ヲ醸シ暴
動ノ伴フナキニ非ス且右被害者中再ヒキヨスコヲ再築
シタルモノニ對シ付近ノ惡漢共カ真意カ將タ惡戯
カ右ノ時期ヲ期シ再ヒ之ヲ潰滅スベキコトヲ以テ脅迫ス
ルモノアリ万一實際スル事象ヲ惹起スルコトモアランニハ
益々面倒ヲ加フルコトトモ成ルベキヲ憂ヒ選挙前ニ是非トモ
右金額ノ支給ヲ受ケンコトヲ希ヒ右惡漢ノ脅迫ニ對シ警
戒ヲ求ムルト共ニ至急賠償金ノ支払ヲ迫ル所アリシモ内務
大臣ノ更迭ヲ辞トシ遂ニ其目的ヲ述フル不能リシカ幸ヒニ
本年ノ選挙ハ非常ノ平穩裡ニ執行セラレ前記ノ憂ハ一片
ノ杞憂ト化シタリト雖賠償金ハ依然トシテ送付シ來
ラス五月モ將サニ終ラントスルニ当リ突如トシテ第二回ノ同盟
罷工發生シ今回ハ以前ニ勝ル非常ノ騒動ヲ醸シ
支那人伊太利人日本人ノ店舗中損害ヲ蒙リタルモノ
夥シク右ノ内第一回同盟罷工ノ際ニ於ケル被害者ニ
シテ再ヒ其災危ニ羅リタル者アリタルヲ以テ更ニ其督促ヲ新
ニシ是等被害者ハ前回全財産ヲ蕩尽シ他
ヨリ資金ヲ借り入レ營業ヲ再始シタルニ又々今回ノ變災

ニ遭逢シ一方生活ノ資ヲ失ヒ他方ニ債主ヨリノ督促ニ責メラレ進退兩難ノ地位ニ立レ窮乏甚シキヲ以テ至急賠償金ノ交付アランコトヲ乞ヒ其同情ニ訴フル處アリシモ毫モ進涉^(掛)ヲ見ズ七月四日ノクーデターニヨリ政府ハ爲メニ忙殺セラレ又交渉ヲ進ムルニ不利ノ地位ニ立チタルヲ以テ姑且之ヲ見合セ七月十六日本件發生後恰モ半歳ヲ經過シタルノ日ヲ以テ被害者困難ノ事情ヲ述ヘ且本邦政府ニ報告ノ必要アルヲ以テ何時頃該賠償金ノ支払ヲ受クルヲ得ヘキヤ通報ヲ乞フ旨覚書ニ認メ之ヲ送付シ其回答如何ニ依リテハ正式ニ公使ヨリノ照会ニ俟ツノ外ナカラント思惟シタリシニ七月廿五日外務次官ヨリ大統領ハ最後ニ内務大臣ヲシテ八月初旬ヲ以テ該賠償金ヲ支払ハシムルコトニ決定シタル旨別紙乙號写ノ通り通報ニ接シ続テ八月四日別紙丙號写書面ト共ニ当方請求ノ通り四千三百四十一ソーレス六拾仙ノ高送付シ来リ直チニ各被害者ニ頒與茲ニ全然本件ノ落着ヲ告ケルニ至リ候

上述ノ如ク本件發生以來其結末ヲ見ルニ至ルノ間約七ヶ月ヲ要シ決シテ短シトセス由来貧弱國ノ事トテ一般ニ金払不良ナル当國政府ノ事トテ被害者等モ当初ヨリ果シテ損害賠償金ヲ満足ニ受領シ得ルヤ否ヤヲ疑ヒ且其間種々ノ風説モ伝ハリ危惧致シ候ヘ共右期間内ニテ要求額全部ノ支払ヲ受クルニ至リタルハ寧ろ意外トシテ喜ヒ居リ當國トシテハ先以テ割合早ク満足ノ解決ヲ告ケタルモノト可申候是レニ其金額ノ僅々五百磅内外ノ少額ニ職由スヘシト雖モ又一ハ當國臣民カ昨年来「タクナ」「アリカ」地方ニ於テ智利ノ官民ニ凌辱セラレ財産ヲ喪失シタルモノ不尠右兩地ニ関スル本來ノ問題ト共ニ一々米國ノ好意ニ訴ヘ其中裁ニ依リ解決センコトヲ期シ前首相自カラ出テテ華府ニ使シ斡旋スル所アリシカ中道國際連盟ノ實現ヲ見ルノ望ミ加ハルニ及ヒ該連盟ヲ利シテ同問題ノ解決ニ資センコトヲ欲スルモノノ如ク認メラル、処本邦ハ五大強國ノ一ニ班シ關係スル処尠ナカラサルヲ以テ僅々スル少額ノ故ヲ以テ面白カラサル關係ニアルハ不利ナルヲ以テ三月中已ニ早ク容易ニ我要求ヲ容ル、ニ決シタリト雖モ休戦後銅ノ価格暴落シ所期ノ輸出税ニ多大ノ欠陥ヲ醸シ由來國幣豊富ナラサル當國財政上無理ノ融通ヲナシ居ルコト、テ出来得ル丈其支払ヒヲ遅緩セシメタルモノニ非サルヤト思考致候然レトモ右ハーノ憶測ニ過キサリコトニテ其實スル大關係ヲ有シタル次第ニハ無之只單ニ當國ノ特質ヲナセル遷延病將タ出シ惜病ニ過キサリモノト認ムルノ至当ナルヤモ測リ難ク候

右交渉ノ經過ト共ニ本件顛末于茲及具報候敬具」

引用文献リスト

史料

外務省外交史料館「戦前期外務省記録」

1.1.3.3-4「帝国諸外国外交関係雑纂 日秘間」

1.6.2.1-10「各国内政関係雑纂 秘露ノ二」

3.7.2.2「同盟罷工ニ関スル報告雑纂」

3.8.2.205「秘露移民関係雑件」

在リマ日本国総領事館所蔵文書（国会図書館作成マイクロフィルムによる）

『アンデス時報』（ペルー日本人移住史料館・国立国会図書館架蔵）

カルロス・チヨテル・ペルー日本人移民史料館

移民名簿（新開名簿）

文献

赤木妙子 1995『ハワイ移民佐藤常蔵書翰 近代日本人海外移民史料』東京：慶應出版

赤木妙子 1997a「呼び寄せネットワークと県人意識の形成 ―リマ在住福島県人の事例を通して―

柳田利夫編著『リマの日系人』東京：明石書店、33-74 頁

赤木妙子 1997b「ペルー移民の人脈形成と職種 ―福島県出身・高橋内橋の周辺から―」日本移民学会『移民研究年報』第3号、37-59 頁

赤木妙子 2000『海外移民ネットワークの研究 ペルー移住者の意識と生活』東京：芙蓉書房出版

伊藤力・呉屋勇編 1974『在ペルー邦人 75 年の歩み』リマ：ペルー新報社

外務省編 1967『日本外交文書』大正六年第一冊、東京：外務省

外務省編 1968『日本外交文書』大正七年第一冊、東京：外務省

外務省編 1970『日本外交文書』大正八年第一冊、東京：外務省

外務省通商局編 1920『海外日本實業者之調査』東京：外務省通商局

外務省通商局編 1921『在外本邦實業者調』東京：外務省通商局

外務省通商局編 1922『在外本邦實業者調』東京：外務省通商局

外務省通商局編 2002『海外各地在留本邦人職業別人口表』（編集復刻版）東京：不二出版

外務省通商局編 2006『海外日本実業者の調査』（編集復刻版）東京：不二出版

国本伊代 1979「戦前期における中南米移民と排日運動」アジア経済研究所『日本帝国主義と東アジア』339-381 頁

櫻井進 1935『在秘同報年鑑』リマ：日本社

櫻井進 1935『南米新市場』リマ：日本社

櫻井進 1940『移殖民の樂土（附）在秘同報圖解』リマ：日本社

田中重太郎 1969『日本人ペルー移住の記録』東京：ラテン・アメリカ協会

日本人ペルー移住史編纂委員会編 1969『ペルー国における日本人移住史』

増田義郎・柳田利夫共著 1999『ペルー 太平洋とアンデスの国 ―近代史と日系社会―』東京：中央公論新社

増田義郎編 2000『ラテン・アメリカ史Ⅱ』東京：山川出版社

水野亮編 1924『南米秘露及暮利比亞寫真帖』リマ：日秘新報社

柳田利夫 1993「リマ市におけるレチェリア（牛乳商）と天草郡出身ペルー移民：契約移民の都市への動きと呼び寄せ移民の役割」三田史学会『史学』62 卷 4 号、1-66 頁

- 柳田利夫編著 1995a『アメリカの日系人 ―都市・社会・生活―』東京：同文館出版
- 柳田利夫 1995b「戦前期リマ首都圏における日系社会の人口分布と職業構成－ペルーの国勢調査と日本側史料の分析」柳田利夫編著『アメリカの日系人』33-55 頁
- 柳田利夫編著 1997『リマの日系人 ―ペルーにおける日系社会の多角的分析』東京：明石書店
- 柳田利夫 2002a『ラテンアメリカの日系人：国家とエスニシティ』東京：慶應義塾大学出版会
- 柳田利夫 2002b「日本人移民のナショナリズム形成 ―二等水兵小島吉次郎墓標再建をめぐる―」柳田利夫編著『ラテンアメリカの日系人』41-85 頁
- 柳田利夫 2017『ペルーの和食 やわらかな多文化主義』東京：慶應義塾大学出版会
- Alvarez Calderón, María Delfina 2014 *El Saqueo olvidado Asalto a la Casa de Augusto B. Leguía: 1930*. Lima: Titanium Editores.
- Herrera Cornejo, Andrés 2001 *La Lima de Eugenio Courret 1863-1934* (2da Edición). Lima: Novecientos Seis Ediciones.
- López Martínez, Héctor 1989 *Los 150 años de El Comercio*. Lima: Ediciones de “El Comercio”.
- Stein, Steve 1980 *Populism in Peru, The Emergence of the Masses and the Politics of Social Control*. Madison: University of Wisconsin Press.
- Stein, Steve 1986- <1987> *Lima Obrera, 1900-1930*. Lima: Ediciones El virrey
- Ugarte, Miguel Angel 1997 *Vocabulario de Peruanismos*. Lima: Centro de Producción Editorial UNMSM.

The damage from the riot in January 1919 (Taisho 8) and the problems of compensation for damages: labor movement during World War I and the Japanese immigrants in Lima

Toshio Yanagida (Keio University)

In January 1919, eight street stalls (“kiosko”) in the city area of Lima which were managed by the Japanese were looted and damaged in the riot derived from a strike.

The Japanese side avoided asking the Peruvian government’s liability for the damages officially, and the problem was solved seven months later when the Peruvian side spontaneously compensated for damages. Interpretation of various historical documents created in the process of solving the problems of compensation for damages would provide insights on Japanese and Peruvian diplomacy during World War I and business management situations and hierarchy of Japanese immigrants in cities.

Keywords: Japanese migration, anti-Japanese, consulate, strike

〈論 文〉

戦前の女性の越境と洋裁技術の移転 — 一日米で洋裁を教えた小川信子の事例から —

北脇 実千代（日本大学・准教授）

〈目次〉

はじめに

1. 渡米前、日本において
2. 南加裁縫女学校の運営：ロサンゼルスにて
3. 裁縫講習会の実施：東京そしてホノルルにて
4. 東京家政専修学校の運営：東京にて

おわりに

キーワード：小川信子、越境、裁縫、女性性、日系人社会

はじめに

19世紀後半から20世紀初頭にかけて、日本からアメリカ合衆国へ移住した人びとは、出稼ぎの感覚でアメリカでの生活を始める者が多かったが、労働移民の旅券発行停止を目的とした1907-8年の「日米紳士協約」を契機として、定住志向が進んだ。それにともない、アメリカで家庭をもつことを考える男性も増え、多くの日本人女性が妻として、その多くが写真を交換することで結婚した「写真花嫁」として、呼び寄せられた。アメリカには独身の日本人女性が少なく、また日本人移民の多くが住むカリフォルニア州では、異人種間結婚が禁止されていたことが主な理由だった。およそ13,000人もの女性が「写真花嫁」として移住し、アメリカ合衆国における日本人女性の数は1910年代に急増することになった（飯野2000：38-40、柳澤2009：49-52）。女性が増えて家庭が形成され、定住志向が進んだものの、日本人移民全員がアメリカでの永住を希望していたわけではなかった。「出稼ぎ根性」を捨てて永住することを奨励した指導者がいた一方で、排日運動に直面し、「帰化不能外国人」として市民権も取得できない状況のなかで、日本への帰国を考える者も多くいた（Ichioka 1988：146-150、桑井1995：154-157）。またいずれ日本へ戻ることも考えて、アメリカ生まれの自分達の子供を日本の親類宅へと送り、日本で教育を受けさせたりもした（Spickard 1996：89-90）。そして実際に、資金の目途や子供の成長のタイミングなどの条件が整った者は、アメリカでの生活を後にして日本に戻った。

1930年に発行された外務省の統計資料には、1928年の時点でハワイを含むアメリカ合衆国には約27万人の「在留本邦人」がいた一方で、そこに至るまでの10年間に、その地の移民約13万人が日本へ帰国したことが示されている（外務省通商局1930：28-29）。この数には、一時的な帰国で再び渡米した者も含まれていると考えられるが、日本に戻るといふ人の動きはかなりの規模であったことが認められる¹。阪田安雄が、永住目的でなかった「渡り鳥」のような人びとが日系人史の語りから除外されてきたことを指摘しているが（阪田1997）、日本への帰国者の存在は移民史研究において長い間軽視されてきた。この点に関して、吉田亮は、近年の移民史研究が、国民国家の形成を重視

した「一国史」から「越境史」の枠組みへと移行しつつあると指摘したうえで、ニナ・シラーの「越境移民」の概念に基づいた越境論を展開し、渡米者の半数以上が帰国及び転移民した事実に言及している（吉田 2007）。また、糸井輝子も、「移住→定住→国民化」で語られることが多いアメリカにおいて、移民が母国に戻ってくる環流の動きがあったことを指摘し、日本人移民も含めて出国から定住へとという一方向な動きではなかったことを示唆している（糸井 2010：1-2）²。戦前の人びとの移動先は、アメリカ合衆国だけでなく、南米や南洋、そして樺太や満州、台湾など、多方向に渡っていたため、そこから帰国する者も含めたよりマクロなアプローチで越境を検証する研究も近年増えてきた（岡部 2002、蘭 2008、塩出 2015 など）。米山裕も「越境日本人」というパラダイムを提示しているが、さまざまな形態の人的移動を主軸として、日本から、そして日本への人の動きをみていくことが移民史研究において重視されつつあるといえる（米山 2007：10-14）。

本稿は、このような研究動向を視野に入れながら、1910年に日本からアメリカへ向かい、日系人社会の中で生活した後の1926年に再び日本へと戻ってきた小川信子という女性に焦点を当てる³。日米を「越境」した小川のような女性に焦点を当てることで、「一国史」では明らかにできない、技術や価値観の移転について検証していきたい。ニナ・シラーらは、「越境移民」を定義づける際、一時的な滞在者は想定していないが（Schiller et al. 1995：48）、本稿においても「越境」は、旅行や留学という限られた日数や年数で国境を越えた事例ではなく、移住先で経済活動を営み、場合によってはそのまま永住することも可能であった事例のことを指す。日本からの人的移動に関する従来の研究において、留学という形態で渡米し、数年間学んだ後に日本で活躍した女性に焦点を当てた研究はあるものの、戦前期に日系人社会において生活をし、その後日本に帰国してアメリカの文化や技術を日本社会にもたらした女性の「越境経験」及びアメリカでの滞在と帰国後の経験について検証したものはほとんど見受けられない⁴。男性は、著作物を残している場合も多く、研究の対象となりやすいこともあるが⁵、日米間を移動した女性を対象とした研究は、旅行や留学による滞在を除くと、定住した女性に焦点が当てられ、アメリカ社会への順応や同化の視座から語られることが多かった。本稿では、日系アメリカ人社会で裁縫学校を運営した小川信子を事例として、戦前に日米を行き来した女性の越境経験に着目するとともに、それにとまなう洋裁技術の移転について考察していく。

技術の移転をマクロな視点でみれば、万国博覧会のように国家や産業界が主導したものがあるが、ミクロな視点でみると、日常生活に必要なために移転していくものもある⁶。とくに本稿は、戦前、女性が習得すべき技術として推奨されていた裁縫に注目することで、越境にとまなう日常生活実践上の技術の移転を検証することになる。女性による裁縫技術の習得については、すでに多くの研究がなされている。日本社会の状況に関しては、女子教育の発展との関係で論じられるものが目立つ。ジェンダーに規定された生活実践上の裁縫という行為は、公教育でも奨励され、女性が習得すべき技術とする価値観が強化され浸透していった（深谷〔1981〕1998、小山 1991、山崎 2005）。とくに本稿で扱う裁縫は、洋服を作る技術、すなわち洋裁技術に焦点を置くことになるが、教育面以外では、洋装の普及及びミシンの導入という観点から、日本での洋裁の発展を論じた研究がすでにある（中山〔1987〕2010、Gordon 2012）。一方で、和裁から洋裁への移行を視野に入れつつ、洋裁を通史的に扱った研究もあり、「洋裁文化」として論じられるようにもなっている（小泉 2004、井上 2017）。また、海外でも裁縫をすることが生活実践の中に取り込まれており、その状況を「裁縫文化」と位置づけたうえでの研究もある（Burman 1999、Gordon 2009）。本稿は、そのような先行研究をふまえながら、小川信子の越境経験を通して、日米間の洋裁技術の移転について検証する。

1. 渡米前、日本において

小川信子、旧姓日隈^{ひのくま}信子が1910年に日本を發つて渡米した目的は、「洋服裁縫研學」のためであった（小川1927：7、『読売新聞』1927年2月12日）。嘉悦学園の創立者である嘉悦孝が経営する私立日本商業女学校において山崎馨一が英語を教えていたことも一つの契機となったようだ（『日布時事』1926年6月16日）。山崎がシカゴ領事館の領事として渡米することが決まった際、小川も随行してシカゴに向かうことを決意した（『読売新聞』1925年6月3日）。小川信子は、熊本県の出身で、旧士族の日隈次雄と多祢の次女として生まれた。1876年頃と推測される⁷。裁縫教育で有名であった熊本の尚綱女学校を1897年に卒業した後に上京しているが、おそらく同郷の嘉悦孝を頼ってのことであろう（花桜会1949：13）。後に嘉悦孝は、小川のことを、「私の片腕となって私の事を助け、只今の私の學校創立の際の如きは、全く一身を顧みず、或時は舎監となり、或時は教師となり、時としては小使のする様な仕事までも厭はず立ち働いて奮闘された」と推薦の辞を送っている（嘉悦1927：3）。嘉悦が私立日本商業女学校の前身、私立女子商業学校を設立したのは1903年であるため、その頃にはすでに上京していたと考えられる。

当時日本では、女子が裁縫を習うことが大いに奨励されていた。1872年に学制が發布された際も、男女共に尋常小学校を卒業するよう定められ、女子も平等に教育を受けることが意図されたものの、女子に対してのみ、裁縫や機織りを含む「手芸」という科目が別途設置された（山崎：199-202）⁸。明治以前より、裁縫技術の習得は、女性の教養の一つとされ、女性が担う役割とみなされる傾向にあったため、その価値観が学校教育と結びついたといえる（関口1981：17、熟2006：140-144）。また、1879年の教育令においては、「裁縫科」が女子対象の教科として設けられるなど、近代国家の建設に向けた良妻賢母思想のもとで、女性の家庭性が推奨され、裁縫がさらに重視されるようになった（山崎：234-239、小山：41-60）。とくに、女子の就学率を上げるためには、裁縫の教育を充実させることが必須と考えられ、「裁縫科」の実施率を高める努力がなされた。それにより、1890年には全国平均で18%程度だった女子就学率が、1900年には40%になった（深谷：208-209）。さらに、教育現場だけでなく、女性雑誌といったメディアの興隆も後押しした。手芸及び裁縫は女性の徳につながるもの、母親としての役割を果たすために、そして家庭の幸福を得るために必要なものという言説が誌上で繰り返され、社会全体が共有する価値観として、女性の裁縫技術習得の重要性が確認されていった（山崎：245-256）。

一方で、当初の裁縫教育は和裁が中心であった。それは、日本社会において、洋装がなかなか浸透しなかったということもある。鹿鳴館に象徴されるように、上流階級の女性は洋装をすることが奨励され、女子高等師範学校でも文部大臣の森有礼による欧化政策のもと、制服が洋装になるなどした（中山：249-261）。けれども、一般的にはやはり和装が中心であった。1912年に入って、女性雑誌『婦人友』が洋装運動を本格的に展開したが、そのことは、運動を起こす必要があるほど洋装が定着していないことの現れでもあった（小檜山2010：178-184）。民俗学者の今和次郎が、東京の銀座で1925年に行った調査でさえ、99%の女性が和服を着ているという結果であったことから、日本社会に容易には広まらなかったことがうかがえる（今1925：94-95）。

庶民の生活は、和服を中心としたものであったため、明治時代は洋裁を学ぶ機会は限られていた。たとえば、「横浜へボン施療所」や「京都府立新英学校及女紅場」など、アメリカやイギリス、ドイツといった外国から招いた女性から、語学を中心とした教養を学ぶ中で洋裁も学ぶという形態が主流であった。したがって、学べるのは貴族や富裕層家庭の子女を中心とした限られた女性であった（吉本2004：23）。その後、明治時代後半になると、高等女学校や私立の裁縫女学校も洋裁を学ぶ機会

を提供するようになった。また、アメリカから輸入されたシンガーミシンの販売促進と連動したシンガーミシン裁縫女学院が東京、横浜、大阪で設立された（Gordon 2012：25）。1906年に20名ほどから始まったその学校は、徐々に生徒数は増加していき、1908年には400名ほどにもなったとされている（田村 1908：116-118）。

しかしながら、洋裁を学びたい女性は増えつつあっても、満足のゆく学びが得られたかは別だったようだ。後に文化学園の校長になった原田茂は、1919年に和洋裁縫女学校で習った際、洋裁を教えてもらえることを楽しみにしていたのに期待外れだったと回想している。原田によると、ドイツ人の男性教師が担当したその洋裁の授業は、採寸に関する教授がほとんどないうえに、実際には着られない、実物の3分の1の大きさの洋服を作って終わる程度であった（原田 1978：35）。日本の洋服作りは、徒弟制度のもとで男性職人によって技術が伝達されていたため、女性が自分たちのために作るという段階に至っていなかったといえる。男性職人が女性に技術を伝達し始めたのは、1920年代になってからであった（吉本：25-28）。したがって、1910年の段階で、アメリカで洋裁の技術を学びたいという小川の志は、先見の明があったといえる⁹。

2. 南加裁縫女学校の運営：ロサンゼルスにて

小川信子が渡米した1910年代は、日本人移民を排除しようとする排日運動がアメリカ社会において盛り上がっていた時代であった。当時増えつつあった日本人移民女性は、アメリカ到着後には日常生活において着物をやめて洋服を着用するなど、目立つことで排斥の対象とならないよう努めた（Glenn 1986：47、Nakano 1990：26）。洋服の着用自体は、アメリカ生活への期待をともなうものであり、必ずしも消極的な行為ではなかったものの、慣れない洋装での生活への移行を意味した。このように、アメリカ社会に順応しようとする前向きな努力にもかかわらず、女性たちは非難の矢面に立たされた。生活のために野外で労働することが多かった日本人移民女性は、「家庭性」に重きを置く白人中産階級の抱く女性性の概念と相反したためだ。男性が女性を搾取しており、「野蛮」だとみなされたのだ。農業を生業とする家庭が多いなかで、女性も夫を補助するべく野外で労働しなければならず、休日とされる日曜日に働く場合も多かった。生活をしていくためには避けられないことではあったが、移民を「アメリカ化」しようとする気運が高まっていたアメリカ社会では、受け入れられなかったといえる（Matsumoto 2016：163-167、松本 2007：232-238）。

一方で、小川が関わっていた裁縫という行為は、移民の「アメリカ化」を促す中で重視された「家庭性」と深く結び付いており、当時のアメリカ主流社会において構築された女性性の概念を体現するものであった。たとえば1925年にアメリカ家政学会が行った調査でも、都市部に住む女性の92%、農村部に住む女性の95%が、女子は洋服の縫い方を知っておくべきだと回答したと報告されており、裁縫技術の習得が女性性の獲得と深く関わっていたことがうかがえる（O'Brien 1927, 3）。日系人社会でも、日本社会での価値観が踏襲され、裁縫は女性が行うべき当然の行為として受け止められていた。たとえば、ロサンゼルス日本人会主催のピクニックにおいて実施された競技においてもそのような価値観は示されており、青年男子には計算競争が、青年女子には針に糸を通してハンカチの縁を縫う裁縫競争が用意されるなど、ジェンダーに基づいた役割が反映されていた（「大園遊会の記」1920：71-74）。小川も、ロサンゼルス日系人社会で刊行された女性雑誌『在米婦人の友』において、「裁縫は婦人として心得て置かなければならないといふ事は申すまでもありません」と断言している（日隈 1920：58）。すなわち、日本社会の良妻賢母思想のもとで奨励された価値観が、アメリカ社会で構築された価値観と重なっており、越境後は、「アメリカ化」という新たな文脈で承認され、

保持することができたといえる。

また、裁縫という行為は、単なる価値観の象徴ではなく、実際の生活面でも必須なものでもあった。着物をやめて洋服を着用する生活を送ることになった移民女性にとって、洋服の調達には大きな課題であった。とくに、農村部に住む場合、都市部に買い物へ行くことも頻繁にはできなかったということもあり、自力で洋服を調達する必要性が生じた。ワシントン州の農村部に越境した女性が、移民した当時のことを、「はじめは古くなったワンピースをていねいにほどいて、型紙をコピーして仕立てた。ミシンを買えなかったころは、手でぬった」と回想しているが、女性たちにとっては、必要に迫られて対応しなければならぬ問題であった（伊藤 1984：315）。自ら縫うことで洋服を調達したのは日系人社会に住む女性たちだけではなかった。アメリカ社会全体をみても同様に、農村部を中心に、自らの洋服を縫うことが洋服の調達手段として主流だった。たとえば、1919年にアメリカ農務省が実施した調査によると、調査対象 33 州のうち西部の州の農村地域に住む女性の 95%が家庭で洋服を縫うと回答した（O'Brien：2）。都市部から離れて暮らす女性は、当時発達しつつあった通信販売によって生地を買い求め、家族のための洋服を作る必要があった。また小麦粉が入っていた袋を染め直すなど、入手できるものを生地として充てることもあった（Gordon 2009：6-7）。

1910年代、すでに既製服が販売され、日系人社会で経営する店や白人が経営する近隣のデパートで買い求めることもできたが、既製服には粗雑なものが多かったので、すべてを既製服で調達するわけにもいかなかった。1925年と1926年にアメリカ社会で実施された調査によると、家庭で洋服を縫うと答えたアメリカ主流社会の女性のうちの約90%が、安く済ませることができるから、約75%が、良質な生地を使うことができるとその理由を挙げている（O'Brien：8-9）。さらに、日本人移民の場合は、小柄な体型ということもあり、自分の体に合った洋服を着用するためにも自分で縫う必要もあった。戦後に洋裁ブームを牽引することになる「ドレメ」で有名な杉野芳子は、1914年にニューヨークで生活を始めた際、子供服であればサイズは合うもののデザインが合わず、洋服屋に依頼すると安くはないので、「どうしても自分でやるしかない」という状況であったと回想している（杉野 [1976] 1997：38-39）。

このような社会的状況のなかで、小川信子は、シカゴに到着し、「キースター式」と呼ばれる裁縫技術を習得した。キースター式は、J. A. キースターが考案した縫い方で、特有の物差しを使用して採寸していく方法に特徴があった。キースターが、1891年にミズーリ州セントルイスで始めた裁縫学校は、その手軽な縫い方から瞬く間に人気となり、ユタ州やカンザス州などの中西部を中心にその裁縫技術は広がった。1915年までに分校が500校に達し、約40,000人の卒業生を輩出したとされている（Titus 2016）。小川は、そのような当時流行の裁縫技術をシカゴで習得した後にロサンゼルスへと移ったことになる（『読売新聞』1925年6月3日）。ロサンゼルスへ移った経緯は明らかではないが、1918年に入って、新里しげ子が運営するキースター式新里裁縫女学校の広告に、小川の名前が掲載されるようになる¹⁰。同じキースターの門下生として、新里と何らかのつながりがあったのであろう。1918年11月1日には、新里との連名で「キースター式新里裁縫女学校」が「南加裁縫女学校」となったという広告が正式に新聞に掲載され、小川が学校運営に本格的にたずさわることになったことが示された（『日米』1918年11月1日）¹¹。

南加裁縫女学校では、洋裁だけでなく、和裁や帽子、作法、生け花、料理、衛生、英語、音楽といった多彩な科目が提供されていた。また本科だけでなく専攻科、速成科、専修科も設置されており、生徒自身の興味や都合に応じて履修することができた（『在米婦人の友』2-10：1919）。小川も「三ヶ月で一通りの事を修め得ることになつて居りますし、又十分に御研究なされ度き方は本科生として六ヶ月御修學なさるゝことになつて居ります」と説明している（日隈 1920：59）。また、遠方

からも通えるよう、自動車による送迎も提供した（『羅府新報』1919年12月20日）。さらに、夏期には二週間程度で集中的に学ぶ講習会も行われた（「読者通信」1919：70）。女性たちは、生活に余裕があれば、本科にて生け花や料理といった、裁縫と同様に女性が習得すべきものとされていた科目をあわせて履修し、余裕がなければ「速成科」や集中講座で洋裁のみを学んだと考えられる。南加裁縫女学校は順調に拡大していき、1920年の雑誌記事のなかで、小川は、1918年5月には第1回卒業生として27名を、翌年には50名を送り出したと自らの学校について説明し、1920年には80から90名の卒業生になるであろうと見込むほどであった（日隈1920：58）。1924年に小川の裁縫学校を訪問した社会活動家の賀川豊彦も、「百名近くの家庭の主婦が一生懸命に洋服の裁服を研究して居た」と、当時の盛況ぶりを後に述べている（賀川1927：1）¹²。

1920年代の日系人社会において、小川の学校が唯一の裁縫学校というわけではなく、早くに越境した女性がアメリカ社会で洋裁の技術を習得して、後からくる女性たちのために学校を開校した。小川が拠点を置いたロサンゼルスにおいても、1910年ごろには早くも、山口県出身の日高朝子が、ロサンゼルスで洋裁の技術を習得した後に、リトル・トーキョーにて学校を設立していた（福島1913：22；南加州日本人七十年史刊行委員会1960：142）¹³。日高の学校が日系人社会における最初の裁縫学校といわれているが、その後も次々と裁縫学校が設立されていった。たとえば1925年に発行された『在米婦人の友』に掲載された広告をみると、ロサンゼルスだけでも小川信子の南加裁縫女学校の他に、羅府裁縫女学校、女子裁縫学院、技芸裁縫女学校、有松裁縫女学校、齊藤男女裁縫学校、女子高等裁縫学院、中馬女子縫裁専門学校、US裁方意匠学校があり、計9校の学校の存在を確認することができる¹⁴。齊藤男女裁縫学校は、洋服の仕立師とみられる齊藤小右衛門という男性の運営だが、その他はみな女性による運営であった。入学は随時可能である旨や、寄宿舎がある旨が記載されるなど、生徒の獲得に向けてそれぞれ積極的に宣伝している。宗教学者の遠山潮徳も、1926年に執筆した修士論文で、当時ロサンゼルスの日系人社会には12校もの裁縫学校があり、それぞれ80名から150名の生徒がいたと記しているが、それほど裁縫学校は盛況であった（Toyama1926：20）。和裁は日本で学んだことがあっても洋裁を学ぶ機会を持たずにアメリカにきた女性がほとんどであったため、洋裁技術の習得は洋服を着用する必要がある女性たちにとって切実なものであったといえる。習得したい技術を、日本語で学べる環境を提供する日系人社会の裁縫学校は、日本から越境してきた女性たちにとって、貴重な存在だったに違いない。

洋裁技術の習得は、ジェンダーで規定された「家庭的な」役割を全うするという意味合いだけでなく、収入源にもなり得るものであった。技術の習得によって、社会で活躍する可能性を女性は得ることができた。たとえば小川信子は、1920年の雑誌記事で、卒業生について以下のように述べている。

本校を卒業された方々の大部分は、只今では裁縫学校の教師として、或いは洋服店に於て、或は獨立の婦人洋服仕立師として、又は家庭内助の傍ら商店其他の仕立物を引受けて働いて居られる等多方面にそれぞれ活動して居られる様になりましたので私の希望の幾分が達せられた事を喜んで居ります（日隈1920：59）。

この記述から分かるように、小川はただ単に「家庭性」を追求するために洋裁の技術を指導していたのではなく、家庭以外の公的な場でも活躍できる女性の育成が念頭にあった。小川自身がそうであるように、「裁縫学校の教師」や「婦人洋服仕立師」は、女性の領域を超えない、ジェンダーで規定された役割に沿いつつ公的な場で活躍できる職業であった。日系人社会に住む女性たちを少しでも後押しする思いもあったと思われる。英語を自由に駆使できないことから賃金を得られる手段が限られて

いた女性にとって、裁縫技術は、家事と育児との両立も可能にする有償労働のひとつであった（Glenn 1986：67-76）。

小川は、1920年9月に小川清澄というロサンゼルスに在るローザンゼルス福音合同教会の副牧師と結婚した。小川清澄は、高知県出身で、20歳で渡米してロサンゼルスにある南カリフォルニア大学で学び、実業家として働いた後に、オハイオ州のオベリン大学の神学部に進学して牧師となりロサンゼルスに戻ってきた人物であった（小川1962：11-12）。信子は清澄の10歳年上で、清澄から「信さん」と呼ばれて愛されており、清澄にとって「なくてはならない存在であった」と甥である小川清司が後年述懐している（小川1962：53）。一世の夫婦関係は、妻が夫に従うという家父長制に基づいて構築されることが多かったが（Nakano 1990：34）、小川信子と清澄との関係は、二人のアメリカ生活が長かったことも影響してか、対等な夫婦関係が目指されていたともいえる。

3. 裁縫講習会の実施：東京そしてホノルルにて

1926年、夫の小川清澄が、同志社大学総長である海老名弾正からの招聘を受けて日本へ帰国することになる。海老名の秘書及び大学の主事を務めるためであった（小川1962：13-14）。海老名は、翌年の1927年に日本の学生をアメリカに送る一方で、アメリカ生まれの日系人を同志社大学に招くという国際交流を視野にいたした教育を始めたが（アンダーソン2012）、おそらくその取り組みに着手するにあたり、小川清澄のような日米をよく知る人物の助けを必要としたに違いない。夫の決断もあってであろうか、小川信子も共に帰国を決意する。1926年の秋に日本に帰国した後、小川は『読売新聞』の取材を受け、「米國仕込み15年の知識を基に今度学校経営」という見出しで、「今度この4月から麻布廣尾に自分が校長となってキースター式裁縫女学校を開くさうです」と紹介されている（『読売新聞』1927年2月12日）。

実は前年、小川は、一度日本に戻り、期間限定で子供服及び婦人服の洋裁の講習会を何回か開催していた。この間に受けた取材では、自らがアメリカで習得したキースター式の裁縫技術について、「米國最新式のもので学習に易く、仕上げに誤りなく頗る有効なもの」と語っており、「目下日本婦人の間に洋装流行の著しい事を聞いてこのシステムを普及宣傳する為め一時学校を部下の教師等に託し夫君小川牧師と共に帰朝した」とその意気込みが記事にて伝えられている（『読売新聞』1925年6月3日）。この日本滞在時は、嘉悦孝とも交流が深い宮田修の自宅に宿泊し、宮田が校長を務める成女高等女学校において、「キースター式講習会」を1週間1期として3週間開催した（『読売新聞』1925年6月3日、1925年7月25日、『東京朝日新聞』1925年9月8日）。

このような臨時的講習会は、日本だけに留まらなかった。小川は、東京での講習会を終えた1925年10月、ロサンゼルスへと戻る途中にハワイのホノルルに立ち寄り、日系人女性を対象とした講習会を実施した。「新式洋服の裁縫講習會」と銘打たれた事前の告知では、小川信子のことが、前ホノルル総領事の山崎馨一がシカゴに赴任する際に随行して裁縫を学んだ人物と紹介されており、山崎との縁がホノルル行きを促したようにも推察できる（『日布時事』1925年10月20日）¹⁵。ホノルルのヌアヌ教会にて2週間に渡って実施された講習会は、午前9時から正午もしくは午後1時から4時のいずれかの時間帯を選択して受講するプログラムであった（『日布時事』1925年10月20日）。小川がホノルルを出立したことを報告した記事では、この短期間の講習会に約40名の女性が参加し、ロサンゼルスへ学びに行くことを計画し始める学生が出るほど「非常に成功であった」と記されている（『日布時事』1925年11月10日）。

翌1926年、小川は、南加裁縫女学校で教師をしていたN. S. オーエンという女性に学校を売却し

たうえでロサンゼルスを去ったが（『羅府新報』1926年6月27日）、日本へと戻る前に、前年の成功を受けて再びホノルルへと立ち寄った。小川が訪れる前の事前告知では、「キースター式裁縫講習會——アメリカまで行くには及びませぬ」と題され、ハワイから本土へ洋裁の技術を学ぶために行く女性は皆小川信子の南加裁縫女学校に行くのだとしつつ、「布哇の人はわざわざお金を費してアメリカまで行かなくても此のまゝ、當地で習はれるのであります」と大々的に宣伝された。小川は2か月ほど滞在し、講習会には、初心者向けのコースだけでなく、「別科」として洋裁を職業としている者を対象としたコースも置かれた。またロサンゼルスと同様、「速成科」も置かれるなど前年に比べるとさらに充実した内容であった（『日布時事』1926年6月14日）。実際、多くの受講者を集めたようで、『日布時事』は人気の理由を「スタイルの優美な事と着心地の好いこと」としたうえで、「僅か二週間の講習で初歩の人でも全部會得し自由に裁ち縫ひ得ること」と、キースター式の簡便さに言及している（『日布時事』1926年6月26日）。とくに「別科」は40数名の希望者がいるとし、当初予定していたヌアヌ教会では収容しきれないため、他の場所を検討している旨の報道もされるほどであった（『日布時事』1926年6月16日）。小川は、ハワイで指導するにあたり「出来るだけホノルルの御婦人方の便宜を計つて上げて米國に来て御勉強なさるにも、決して劣らないだけの御教授を申し上げたい考へです」とその意気込みを語っているが、単にキースター式の裁縫を広めるだけでなく、ロサンゼルスで学校を運営していた際に語った意図と同様、ハワイに住む日系人女性たちが社会で活躍できるよう背中を押そうとしたともいえる。その熱意が伝わったのか、講習会の修了式では、「今回の講習に依つて自分の生命に一大光明を見出し獨立の自信を得ました事は何物にも換へられぬ幸ひであります」と熱く語る受講生もいた（『日布時事』1926年7月12日）。

このような盛況ぶりは、奥村多喜衛をはじめとする当時のハワイの日系人指導者が推進したアメリカ化運動も関係していた（Monobe 2008、Shimada 2008）。後に、小川信子をハワイに招いた側の一人である村田龍一は、当時のことを振り返り、着物から洋服へという「服装改良」を目指した動きが盛んになっていくにあたり、洋裁技術の普及が一番の課題だと考えたと回想しているが、洋裁に長けた女性が、家庭でもまた社会においても求められていたといえる（『日布時事』1936年8月19日）。とくにハワイでは、家庭内だけでなく着物を着て通りを歩く一世の女性が多くいたため、アメリカ化を意識した指導者層は、洋装への移行を大いに望んでいた（ハワイ日本人移民史刊行委員会 1964：322-333、Kawakami 1993：136）。そのような社会的状況もあり、小川が紹介したキースター式の洋裁技術は好意的に受け止められたと考えられる。小川が2度目に訪れた1926年には、キースター式を採用した布哇裁縫専門学校が設立された（『日布時事』1926年8月9日）。その学校創立10周年記念の際には、オアフ島だけでなくカウアイ島やマウイ島の女性たちも母校を祝した広告を掲載しており、当初「新式」といわれた裁縫技術が、小川のホノルルでの講習会を契機として日系人女性たちに確実に広がったことを示唆しているといえる（『日布時事』1936年8月19日）。さらに、それまで本格的に洋裁を学びたい場合は、裁縫店及び洋服店に弟子入りすることが求められていたなかで、この布哇裁縫専門学校は、学校という新たな学びの場を女性たちに提供し、日系人社会に次々と裁縫学校が設立されていく契機ともなった¹⁶。女性性や家庭性という価値観を重んじて学ぶ女性もいた一方で、洋裁技術を生活の糧とするべく女性たちも多く、結果的にハワイでは、洋裁を職業とする女性が増えてプランテーション労働に代わる重要な職業の一つとなり、1930年には、個人の請負で洋裁業を営む女性のうち、日系人が4分の3を占めるまでになった（Nomura 1989：146-148）。

4. 東京家政専修学校の運営：東京にて

ハワイでの講習会を終えて帰国した小川は、自らの学校となる東京家政専修学校の開校に向けて動くこととなる¹⁷。前述した『読売新聞』におけるインタビュー記事でその意気込みが語られていたが、おそらく小川は、前年1925年に日本で洋裁を教えたことで、手応えを実感したのだろう。実際1920年代の日本では、都市部を中心として洋裁に興味を持つ女性が増えていた。消費文化が発展するなかで「モガ」と称される「モダンガール」が人びとの注目を集めた時代であった。また映画が娯楽のひとつとなり、日本映画だけでなくハリウッド映画を観ることで、ハリウッド女優に憧れを抱くようになった時代でもあった。ハリウッド女優を通して、新しい女性像が「モガ」として日本で消費され、映画や雑誌、広告等のメディアによっての影響を受けたその都市空間の中で、銀座や浅草を中心として東京は震災から復興していき、洋装する女性の人びとの憧れとなっていった（吉見2007、山村2016：126-148）。そして、そのような憧れから、洋裁技術が女性の習得したい技術のひとつとなっていき、洋裁学校が増えていった。洋裁学校が本格的に急増するのは、第二次世界大戦後となるが、戦前ではこの時期がひとつのブームであった。並木伊三郎と遠藤政次郎による「文化裁縫女学院」や杉野芳子の「ドレスメーカー女学院」が開校したのも1920年代であった（吉本：28-29）。

1927年に開校した東京家政専修学校も、その流れの中に位置づけられる。生徒募集の新聞広告では、場所は、当初の予定の麻布ではなく牛込区弁天町となっはいるものの、本科、裁縫科、裁縫速成科、割烹科が設けられた。校長には宮田修が迎えられ、小川は学監という立場であった（『読売新聞』1927年8月24日）。おそらく学校設立に向けた申請の際に宮田の力を借りたのであろうが、宮田は成女高等女学校との兼任であったため、実質的な学校運営は、小川に任されていたと考えられる。東京家政専修学校が出版したテキストには、アメリカで培われた小川の裁縫知識と技術がふんだんに盛り込まれていた。扱われているデザインは、当時アメリカでも流行っていたスタイルを追っており、「モダンガール」のスタイルでもあった（図1）。興味深いのは、着物から洋服を縫う方法が解説してある点であろう（小川1927：123-124）。賀川豊彦も、アメリカにいる小川を訪ねたときのこととして、「日本婦人が簞笥の底に藏ひ込んである浴衣の着古し或は銘仙の古着をそのまま、洋服に仕立て、而も最も藝術的に表現し得るものであることを、力説せらるゝを聞いて、……心からの敬意を表した」と述べている（賀川1927：1）。日系人社会にいる女性を想定された技術が、和装から洋装へ移行しようとした日本の女性たちにも役に立つ技術となったといえる。



(図1) 小川信子 1927、92-93。

当時、社会全体として、女性を洋装化していく試みが続いており、女性雑誌には洋裁についての特集記事も頻繁に組まれるようになっていた（石田 2015：68-95）。そこに小川信子も寄稿するようになる。たとえば、1930年に『婦女界』が別冊付録として編んだ「和洋裁縫手藝全集」は、和裁の専門家5名、洋裁の専門家8名によって執筆され、小川も洋裁の専門家として名を連ねた（婦女界編集部 1930：135）。全集の「はしがき」では、「昔は裁縫が出来なければ一人前の女とはいはれませんでした、今は裁縫ばかりでなく、洋服や手芸品を実生活に使ひますから、女性の知らねばならぬ事はますます殖えて来ました」といった記述があり、「裁縫」といえば和裁という考えに変化が起きつつあったことがうかがえる（婦女界編集部：1）。洋裁のページでは、ドレスとは、スカートとは、といった名称の説明から入り、その着方までも説明されるなど洋服にまだ慣れていない女性に親切な解説となっている。そのうえで、使用する生地、採寸や型紙の作り方、そして縫い方が説明されていた。すなわち、洋裁の指導者は、洋裁技術を広めて日本の人びとを洋装化していくうえで、重要な役割を担っていたといえる。そのなかで、小川信子は男児の服の解説を担当した（婦女界編集部：299-301）。洋装化の推進にあたり、小川も、自著のなかで持論を展開し、「経済的」「衛生的」「美術的」「公德的」「世界的」であるという理由から洋服への移行の重要性を説き、「日本婦人間に第一洋服裁縫の必要が徹底的に了解され、第二洋服裁縫の智識が一般に普及さるゝこと」が必要であると述べ、洋装化の動きを後押しした（小川 1927：9-10）。日本社会以外の状況を知っている小川だからこそ、広い視野から洋装化を唱えることができたともいえる。

キースター式の洋裁を普及させることが帰国当初の目的だった小川だったが、1931年に、賀川豊彦が東京の江東区に「労働婦人の教育事業として」設けていた本所裁縫女学校と合併したことで、女性の自立支援に教育の重きが置かれるようになった。場所が牛込区から江東区へと移ったものの東京家政専修学校という名称は維持され、賀川が設立者、小川は校長の立場となり、宮田は学校運営から退いた（40年誌編集委員会 2009：69）。1929年より、夫の清澄が賀川の秘書となり、東京の世田谷区にある賀川が創立した松沢教会の牧師になったことも影響していたと思われる（小川 1962：25, 112）。小川が賀川の事業に共鳴し、合併に至ったようだ（四十年史編集委員会 1965：56-57）。貧困救済にも力を入れていた賀川が関わる本所裁縫女学校との合併により、労働者階級の女性を援助して

いく意味合いが強まっていった。教育の目的としても、「下町労働家庭の子女で義務教育を終えた者に家族的な小グループ指導により専ら实际生活に役立つ教育を施す事を目的とし、質実有用、勤労を愛する女子を世に送るために努力」することが掲げられた（四十年史編集委員会 1965：56）。卒業式の写真からは、40名ほどの生徒数で教育が施されていたことが推察できるが（図2）、「友愛協同の精神にもとづきその近隣社会の改善を使命として更によき家庭人を教育する」という教育方



（図2）東京家政専修学校卒業式。前列右から7番目が小川信子。
（賀川豊彦記念 松沢資料館所蔵）

針にもとづき、日曜学校の子供たちのために教員と生徒で婦人服や子供服を製作してバザーを行ったり、割烹の実習を利用して付属の保育施設に給食を提供したりもした（四十年史編集委員会：56-57）¹⁸。地域に根付いた教育が目指されたといえる。また、昼間は店や工場などで働いている女性のために、夜学も開講した。「1ヶ月50銭の安い授業料だけで小學卒業以上の女子に、土曜日曜を除く毎夜6時半から9時まで、和服洋服裁縫と倫理、國語を教える」という広告を新聞にも掲載して、生徒を募集している（『読売新聞』1937年3月23日）¹⁹。

このような東京家政専修学校の取り組みは、洋裁が仕事として成立し始めたことも背景としており、その意味でも、良妻賢母思想に忠実に従うことだけ、もしくは流行を追うことだけを意図したわけではなかった。1935年ごろより、失業、貧困対策の事業の一環として全国各地で洋裁講習会が開催されるようになっており、「授産場」とよばれた場所で、ズボンやワイシャツなど洋服の部分縫いを中心として賃金を得られるようになっていた。またミシンが入手できれば、自宅での内職も可能であった（吉本：42-57）。洋裁技術を習得して、賃金労働者として自活していく可能性を視野に入れた教育が行われたといえる。東京家政専修学校の卒業生で、母校の裁縫教師となった高井知恵は、賀川から、生徒たちを「食べられるようにしてやって下さい」と常々言われたと回想しているが、小川も同じ信念のもとで教育に従事したに違いない（小川1962：83-84、四十年史編集委員会：57）。

裁縫教育に従事する一方で、アメリカでの生活を後にして日本に戻ってきた小川信子は、恵泉女学園を創立した河井道とも交流があった。河井道は、アメリカ留学から帰国後に日本基督教女子青年会（YWCA）の初代総幹事を務めた女性であるが、日系人社会の状況を憂慮し、1910年代には、これから渡米する女性を対象としてアメリカ生活に関する講習を行う場をYWCA内に設けるなど、尽力していた（Ozawa 2015：88-95）。そして1930年代になると、留学生特別科を学園に設け、アメリカ生まれの二世の教育に力を入れるようになった（東2005：234-238）。小川は、河井が引き受けた二世の女性何人かを自宅に設けていた寮に預かるなどした²⁰。日本に帰国後は日本のことだけを考えていたわけではなく、自らの越境経験を生かし、二世の女性を援助することで、アメリカに住む人びとを支援しようとしていたといえるが、このような日系アメリカ人社会との接触も、太平洋戦争が始まり途絶えることになる。

小川が力を注いだ東京家政専修学校は、1945年3月9日の空襲によって焼失し、廃校に至った（四十年史編集委員会：58）。そして戦後は、学校を再建することなく、松沢教会での活動に携わるかたわら、自宅で洋裁を教えるにとどめた（小川1962：50）。仮に小川の学校が戦禍によって焼失することがなければ、戦後も小川の学校は続いていたのかもしれないが、小川信子が戦前に伝えた洋裁技術を日本の女性たちが本当の意味で生かしたのは、第二次世界大戦後ともいえる。小川から洋裁を学んだ女性は、戦後になってから、自らの洋服や子供の服だけでなく、日本に駐留したアメリカ兵の家族を顧客として洋服を作るなど、習得した技術を生かす機会が大いにあったことを語っている²¹。戦後の「洋裁ブーム」の到来のなかで（井上2017：17-31）、また人々がいよいよ洋装化していくなかで、戦前に習得した洋裁技術は、女性たちにとって大いに役立つものとなっていった。日本社会で裁縫学校に通って洋裁を学ぶ生徒数がピークに達した1960年、小川信子はその生涯を終える²²。

おわりに

小川信子の越境経験を通してみえてくる一つの側面は、日本社会でもアメリカ社会でも女性が裁縫をするという価値観が女性性の構築と深く結びついていたことで、日米を越境した女性たちはいずれ

にせよ裁縫技術を習得する必要があったという点であろう。その形成過程は異なるものであったにせよ、裁縫をめぐるジェンダーに規定された価値観を日米双方の社会が共有しており、女性たちは、裁縫をすることが当然であるという状況に身を置くこととなった。言い換えれば、日系人女性にとって裁縫は、当時アメリカ社会で高まっていた排日感情を静める行為であり、アメリカ化運動の文脈の中で推奨された行為であった。同時にそれは、日本の良妻賢母思想に基づいた行為でもあったため、一世にとっては日本へのアイデンティティが揺さぶられることもなかった。小川は、その共通の価値観を土台として、日本でもアメリカでも指導者として活躍することができたといえる。

また、日本での裁縫技術が和裁を中心としたものであり、アメリカに越境した女性たちが衣服を調達するためには、洋裁技術を習得する必要があったことも、小川の活躍を後押しした。そしてさらに、洋装化に向けての気運が高まりつつある時代に日本に戻ってきたことも小川にとって追い風となった。小川は、裁縫技術の習得によって女性は社会で活躍できるという信念を持っており、日米を越境することで、裁縫活動を後押しする文脈には違いがあったものの、信念は変わらなかった。小川の女性の自助努力を支援する思いは、ロサンゼルスにおいて南加裁縫女学校を運営した際、そしてホノルルで講習会を開いた際も示され、日本においても、社会活動家である賀川豊彦が設けた本所裁縫女学校と合併することでさらに強まったといえる。

本稿で着目した小川信子のように、海外の日系人社会から日本に戻り、裁縫の指導者として活躍した例は、他にも見受けられる。ロサンゼルスで洋裁学校を運営した後に出身地の広島県に戻って洋裁学校を開校した土井田阿佐代や、ブラジルで洋裁の技術を習得した後に、広島県に戻って学校を運営した小井手伊勢子がその例として挙げられるであろう²³。越境を経験したこのような女性たちが日本での洋裁技術の普及に貢献したことが小川の事例からも推察できるが、ここで指摘しておきたいのは、日系人社会から戻ってきたのは、学校を運営するような指導者的立場の女性だけではないということだ。たとえば上記の土井田は、1927年にロサンゼルスで自らが校主となっていた裁縫学校の卒業生26名を送り出す際、卒業式とあわせて日本に帰国する女性4名の送別会も開催したと語っている（土井田1927：71）。この4名の女性たちは、裁縫学校の本科を修了した卒業生でもあった。すなわち、教師という立場でなくとも、日系アメリカ人社会で洋裁技術を習得した後に、日本に戻った女性がいた事実を示しているといえる。26名のうち4名が日本へ帰国というのは割合として大きい。単なる偶然かもしれないが、1920年代には100名近い卒業生を毎年送出していた小川信子の裁縫学校にも、そして日系人社会で運営されていたその他の裁縫学校にも、日本に帰国した女性が含まれていたことは十分に考えられる。小川がホノルルの講習会で教えた女性の中にも、後に日本に帰国した女性がいたかもしれない。

日本社会における洋裁技術の普及をみたとき、日系人社会に住んでいた女性たちの越境によって、アメリカの洋裁技術が日常生活実践上で日本に移転された可能性は注視するべきである。移民として海外へと向かった女性たちの多くは、裁縫技術を習得することを目的とした渡航ではなかったはずだ。それにもかかわらず、越境先で置かれた切迫した状況から洋裁技術の習得に努め、日本へと戻る決断をした場合は、結果的にその習得した技術を日本に持ち帰ることになった。帰国後にその技術を生かして、生活の糧とした女性もいたであろう。場合によっては、小川のように指導者となって、日本で洋裁技術を伝えた女性もいたと考えられる。日本社会における洋裁技術の発展は、「ドレメ」か「文化」というライバル関係にある二派が求心力となって推進されていくため（井上2017：115-118）、本稿で焦点を当てた小川信子は、日本の洋裁文化の大きな流れのなかでは目立たない存在である。しかしながら、アメリカそして日本において女性たちに洋裁技術を伝えた草の根的な貢献は大きいであろう。さらに、小川の存在は、彼女だけでなく、歴史上には名前が残らない多くの女性たち

が、越境を通じて洋裁技術の移転に貢献したことも示唆しているといえる。

註

- 1 実際、同統計資料の中には、海外渡航者数の中に、帰国後1年もしくはそれ以上経過した者が含まれていることを示した統計もある（外務省通商局 1930：24）。また、帰国者数は延べ人数であるため、同じ人物が往来した可能性もある。
- 2 南川文里も、19世紀末から20世紀初頭のアメリカへの移民に、帰国者や環流移民となる事例が多かったことをふまえて、ロサンゼルスの日系人社会を分析している（南川 2007：43-72）。
- 3 小川信子は、延子という漢字も使用していたが、小川の著書に記載されている漢字に従い、本論文では信子とする。なお、小川については、拙稿でも言及している（北脇 2015：76-79）。
- 4 アメリカ留学から帰国した女性については、後に津田塾大学を創立した津田梅子の研究（高橋 2002）や帰国後に恵泉女学園を創立した河井道の研究（Ozawa 2015）などが挙げられる。
- 5 本稿で引用している遠山潮徳は、日蓮教会の開教師としてロサンゼルスの日系人社会で2年ほど過ごし、晩年は日本に帰国して立正大学で講師を務めていた。本人の著作も多く、研究の対象となっている（森山 2014）。その他にも、シアトルで邦字新聞の記者をした後に帰国した翁久允など、越境した男性を対象とした研究は見受けられる。たとえば翁久允に関しては、立命館大学の『国際言語文化研究所紀要』に特集号がある（山本他 1994）。
- 6 博覧会については表象をめぐる研究が多いが、ウィーン万博がもたらした日本への技術移転に関する研究もある（藤原 2016）。また博覧会にも目を向けつつ、建築及び意匠など生活レベルでの文化的事象に焦点を当てた研究もある（サンド 2015）。
- 7 両親の名前については、熊本県立図書館所蔵の資料を参照（熊本県立図書館所蔵 1892）。年齢については、1920年にアメリカで発行された結婚証明書で44歳と記載されているため、1876年頃と推測した（“California, County Marriages, 1850-1952,” database with images, Family Search <https://www.familysearch.org/ark:/61903/3:1:3Q9M-CSK3-2R7>, 2018年11月27日閲覧）。
- 8 学制発布当初、女子教育が発展していなかった地方では、男女共学で同じカリキュラムを提供する傾向にあったが、それは設備及び人材不足によるものであった。軌道に乗るにつれ、男女別学へと移行していった（深谷 1998、43-57）。
- 9 1910年代に洋裁の技術を海外で学ぼうとした女性は他にもいた。清水登美は、パリへ留学して帰国後の1916年に大垣裁縫女塾を開いた（吉本 2004、28-29）。また戦後の洋裁ブームに貢献した杉野芳子も、1914年にニューヨークに渡って生活し、帰国後しばらくたった1926年に「ドレメ」で有名となる「ドレスメーカー女学院」を開校した（吉本 2004、33-36頁；杉野〔1976〕1997）。しかし杉野の場合は、アメリカでの生活に慣れての渡米であり、ニューヨークで初めて自分の洋服を縫った際も「まさか将来、洋裁を教えることになるとは夢にも思わず」と語っている（杉野〔1976〕1997、39）。
- 10 広告には、日隈信子の名前で掲載されている（『羅府新報』1918年1月22日）。リトル・トーキョーにおいて、キースター式の裁縫学校は、新里の裁縫学校が初めてではなく、1914年の時点ですでに、村上ハルによる裁縫学校と大丸商店が関わった裁縫学校の2校が「キースター式」として看板を掲げていたことが確認できる（『羅府新報』1914年7月8日、1914年7月11日）。
- 11 どの段階で小川に全権が委ねられたのかは明らかでない。当初は新里しげ子との連名で広告が出されていたものの、後に、南加裁縫女学校は小川を校長とした学校となった。小川への譲渡が想定さ

れたうえでの名称変更だったとも考えられる。

- ¹² 賀川は「1924年の7月」と記載しているが、『日布時事』によると1924年11月に欧米での講演旅行及び視察のために日本を発ってホノルルに向かっている（『日布時事』1924年12月3日）。また、ロサンゼルスで講演を行ったのは翌年1月であるため、学校の視察時期については誤記の可能性はある（『羅府新報』1925年1月1日）。
- ¹³ 福島は1907年に学校が設立されたと記しているが、『南加州日本人70年史』では、1911年と記載されている。
- ¹⁴ 『在米婦人の友』8-4の広告欄を参照。
- ¹⁵ 山崎馨一はペルーへの転任のため同年1月にはホノルルを去っており、青木新が総領事に着任していた（『ハワイ報知』1925年1月23日、『日布時事』1925年6月2日）。
- ¹⁶ たとえば、1928年にローヤル裁縫女学校、ワイアルア裁縫女学校が設立された（『日布時事』1928年3月28日、5月21日）。
- ¹⁷ 小川信子による東京家政専修学校は、渡邊辰五郎が創立した東京家政大学や大江スミが創立した東京家政学院大学とは全く異なる教育機関である。
- ¹⁸ バザーで小川は、手作りのすしや菓子を売り好評だったという（四十年史編集委員会：57）。なお、東京家政専修学校の様子は、映像資料“A Day with Toyohiko Kagawa”（賀川豊彦記念 松沢資料館所蔵）でも確認することができる。
- ¹⁹ 夜学の生徒を募集する記事は、その後も続いている。たとえば、『東京朝日新聞』1938年4月6日、『東京朝日新聞』1939年4月9日、『東京朝日新聞』1940年4月14日。
- ²⁰ 戦前、小川信子の自宅で洋裁を習っていた女性は、寮には、広島、熊本、沖縄をルーツにもつ二世が滞在していたと語っている（長島和子氏への筆者インタビュー、2016年4月17日）。
- ²¹ 長島氏への筆者インタビュー、2016年4月17日。
- ²² 小川信子は、1960年6月19日にその生涯を終えた（小川1962：98）日本の裁縫学校の生徒数は、戦後着実に増加し、1960年にピークを迎え、50万人を超えた（井上2017：114-115）。
- ²³ 土井田は、夫である仁平と共に1933年に帰国して広島市内に洋裁学校を開校した（土井田泰氏への筆者インタビュー、2016年3月18日）。また、小井手は、日本で自活しなければならなくなったとき、ブラジルで習っていた洋裁技術を生活の糧とすることに決めた（小井手1993：77）。

引用文献リスト

- 東栄一郎2005「二世の日本留学の光と影——日系アメリカ人の越境教育の理念と矛盾」吉田亮編著『アメリカ日本人移民の越境教育史』日本図書センター、221-249。
- 蘭信三編著2008『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版株式会社。
- アンダーソン、メアリー2012「海老名弾正のアメリカ講演旅行と同志社大学二世教育プログラム」吉田亮編著『アメリカ日系二世と越境教育』不二出版、113-133。
- 飯野正子2000『もう一つの日米関係史——紛争と協調のなかの日系アメリカ人』有斐閣。
- 石田あゆみ2015『戦時婦人雑誌の広告メディア論』青弓社。
- 伊藤一男1984『北米百年桜（一）』PMC出版。
- 井上雅人2017『洋装文化と日本のファッション』青弓社。
- 岡部政夫2002『海を渡った日本人』山川出版社。
- 小川清司編著1962『小川清澄の思い出』出版社不明。
- 小川信子1927『最新キースター式 婦人小供洋服の裁方』東京家政専修学校。

- 外務省通商局編 1930『海外渡航及在留本邦人統計』外務省通商局。
- 嘉悦孝 1927「序」、小川信子『最新キースター式 婦人小供洋服の裁方』東京家政専修學校、3。
- 花桜会編著 1949『花桜会名簿』尚絅高等学校同窓会花桜会。
- 賀川豊彦 1927「序」、小川信子『最新キースター式 婦人小供洋服の裁方』東京家政専修學校、1-2。
- 北脇実千代 2015「日本人移民女性と裁縫——移民社会における裁縫学校を中心として」「人の移動とアメリカ」研究プロジェクト編『エスニック・アメリカを問う——「多からなる一つ」への多角的アプローチ』彩流社、65-82。
- 熊本県立図書館所蔵 1892『熊本県公文類纂 6-51「戸籍編入訂正 附族籍 熊本区』』。
- 糸井輝子 1995『外国人をめぐる社会史——近代アメリカと日本人移民』雄山閣。
- 2010「友情と友好を結んで——敝之館からラヂオプレスへ」『JICA 横浜 海外移住資料館 研究紀要』4、1-11。
- 小泉和子編著 2004『洋裁の時代——日本人の衣服革命』OM 出版株式会社。
- 小井手伊勢子 1993『宏深の夢』三修社。
- 小檜山ルイ 2010「『婦人之友』における洋装化運動とモダンガール」伊藤るり、坂元ひろ子、タニ・E・バーロウ編『モダンガールと植民地的近代——東アジアにおける帝国・資本・ジェンダー』岩波書店、175-202。
- 小山静子 1991『良妻賢母という規範』勁草書房。
- 今和次郎・吉田謙吉 1925「1925年（初夏）東京銀座街風俗記録」『婦人公論』10-7、94-95。
- 『在米婦人の友』2-10、1919。
- 阪田安雄 1997「『渡り鳥 (birds-of-passage)』とその社会——秘められた過去」同志社大学人文科学研究部編『在米日本人社会の黎明期——「福音会沿革史料」を手がかりに』現代史料出版、3-78。
- サンド、ジョルダン 天内大樹訳 2015『帝国日本の生活空間』岩波書店。
- 塩出浩之 2015『越境者の政治史：アジア太平洋における日本人の移民と植民』名古屋大学出版会。
- 杉野芳子〔1976〕1997『炎のごとく』日本図書センター。
- 関口富左 1981「女子教育における裁縫の教育史的研究——江戸・明治両時代における裁縫教育を中心として」『家政学雑誌』32-1、11-24。
- 「大園遊会の記」1920『在米婦人の友』3-6、71-74。
- 高橋裕子 2002『津田梅子の社会史』玉川大学出版部。
- 田村江東 1908『活動せる實業界の婦人』東京博文館。
- 土井田阿佐代 1927「卒業式の思ひ出」『在米婦人の友』10-10、69-71。
- 『東京朝日新聞』
- 「讀者通信」『在米婦人の友』2-7、70。
- 中山千代〔1987〕2010『日本婦人洋装史 新装版』吉川弘文館。
- 南加州日本人七十年史刊行委員会 1960『南加州日本人七十年史』南加日系人商業会議所。
- 『日米』
- 『日布時事』
- 原田茂 1978『たてよこの糸——洋裁教育五十五年』文化出版局。
- ハワイ日本人移民史刊行委員会 1964『ハワイ日本人移民史』布哇日系人連合協会。
- 『ハワイ報知』
- 日隈のぶ子 1920「南加裁縫女學校の近況」『在米婦人の友』3-6、58-59。
- 深谷昌志〔1981〕1998『教育名著選集② 良妻賢母主義の教育』黎明書房。

- 福島源太郎 1913『南加州同胞発展寫真帖』文林堂書店。
- 婦女界編集部 1930「和洋裁縫手藝全集」『婦女界』41-1。
- 藤原隆男 2016『明治前期日本の技術伝習と移転——ウィーン万国博覧会の研究』丸善出版。
- 松本悠子 2007『創られるアメリカ国民と「他者」——「アメリカ化」時代のシティズンシップ』東京大学出版会。
- 南川文里 2007『「日系アメリカ人」の歴史社会学——エスニシティ、人種、ナショナリズム』彩流社。
- 熟美保子 2006「一九世紀日本における裁縫と女性」神戸女学院大学『女性学評論』20、139-156。
- 森山治 2014「遠山潮徳の生涯と業績」『立正社会福祉研究』16-1、31-39。
- 柳澤幾美 2009『「写真花嫁」は『夫の奴隷』だったのか——『写真花嫁』たちの語りを中心に』島田法子編著『写真花嫁・戦争花嫁のたどった道——女性移民史の発掘』明石書店、47-85。
- 山崎明子 2005『近代日本の「手芸」とジェンダー』世織書房。
- 山村博美 2016『化粧の日本史：美意識の移りかわり』吉川弘文館。
- 山本岩夫他 1994『立命館大学 国際言語文化研究所紀要』5-5,6。
『読売新聞』
- 吉田亮 2005「日本人移民の越境教育史に向けて」吉田亮編著『アメリカ日本人移民の越境教育史』日本図書センター、3-25。
- 吉見俊哉 2007「帝都とモダンガール——両大戦間期における〈近代〉と〈性〉の空間政治」バーバラ・佐藤編『日常生活の誕生——戦間期日本の文化受容』柏書房、228-250。
- 吉本洋子 2004「花開く洋裁学校」小泉和子編著『洋裁の時代——日本人の衣服革命』OM 出版株式会社、21-46。
- 米山裕 2007「環太平洋地域における日本人の移動性を再発見する」米山裕・河原典史編『日系人の経験と国際移動——在外日本人・移民の近現代史』人文書院、10-23。
- 四十年史編集委員会 1965『四十年の恵み——本所基督教産業青年会 日本基督教団東駒形教会 四十年史』キリスト新聞社。
- 40年誌編集委員会編 2009『本所賀川記念館 40年の歩み——賀川豊彦の精神を受け継ぐ者たち』財団法人本所賀川記念館。
『羅府新報』
- Burman, Barbara, eds. 1999. *The Culture of Sewing: Gender, Consumption, and Home Dressmaking*. Oxford, U.K.: Berg Publishers.
- Glenn, Evelyn Nakano. 1986. *Issei, Nisei, War Bride: Three Generations of Japanese American Women in Domestic Service*. Philadelphia: Temple University Press.
- Gordon, Andrew. 2012. *Fabricating Consumers: The Sewing Machine in Modern Japan*. Berkeley, California: University of California Press.
- Gordon, Sarah A. 2009. *"Make It Yourself": Home Sewing, Gender, and Culture, 1890-1930*. New York: Columbia University Press.
- Ichioka, Yuji. 1988. *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrants: 1885-1924*. New York: The Free Press.
- Kawakami, Barbara F. 1993. *Japanese Immigrant Clothing in Hawaii 1885-1941*. Honolulu: University of Hawai'i Press.

- Matsumoto, Yuko. 2016. "Americanization and Beika: Gender and Racialization of the Issei Community in California before World War II." Yasuko Takezawa and Gary Y. Okihiro, eds. *Trans-Pacific Japanese American Studies: Conversations on Race and Racializations*. Honolulu: University of Hawai'i Press, 161-182.
- Monobe, Hiromi. 2008. "Americanizing Hawai'i's Japanese: A Transnational Partnership and the Politics of Racial Harmony during the 1920s." Jon Thares Davidann ed. *Hawai'i at the Crossroads of the U.S. and Japan before the Pacific War*. Honolulu: University of Hawai'i Press, 119-145.
- Nakano, Mei. 1990. *Japanese American Women: Three Generations 1890-1990*. Berkeley: Mina Press Publishing.
- Nomura, Gail M. 1989. "Issei Working Women in Hawaii." Asian Women United of California ed. *Making Waves: An Anthology of Writings By and About Asian American Women*. Boston: Bacon Press. 135-148.
- O'Brien, Ruth and Maude Campbell. 1927. "Present Trends in Home Sewing," *Miscellaneous Publication* No. 4. Washington, DC: United States Department of Agriculture.
- Ozawa, Tomoko. 2015. "Michi Kawai, Japanese Emigrants and Nisei." *Tsuda Review* 60. 85-112.
- Schiller, Nina Glick, Linda Basch and Cristina Szanton Blanc. 1995. "From Immigrant to Transmigrant: Theorizing Transnational Migration." *Anthropological Quarterly* 68.1. 48-63.
- Shimada, Noriko. 2008. "Social, Cultural, and Spiritual Struggles of the Japanese in Hawai'i: The Case of Okumura Takie and Imamura Yemyo and Americanization." Jon Thares Davidann ed. *Hawai'i at the Crossroads of the U.S. and Japan before the Pacific War*. Honolulu: University of Hawai'i Press, 146-170
- Spickard, Paul R. 1996. *Japanese Americans: The Formation and Transformations of an Ethnic Group*. New York: Twayne Publishers.
- Titus, Courtney. 2016. "The Workmanship of Your Own Hands." Park Record. com.
<https://www.parkrecord.com/entertainment/the-workmanship-of-your-own-hands/> (2018年11月28日閲覧)。
- Toyama, Chotoku. 1926. "The Japanese Community in Los Angeles." Master's thesis, Columbia University.

Women's Transnational Mobility and the Transfer of Western Dressmaking Skills Before World War II: Nobuko Ogawa and Her Teaching Experience in the U.S. and Japan

Michiyo Kitawaki (Nihon University)

This article explores how Western dressmaking skills were transferred to Japan through examining the life of Nobuko Ogawa who taught Western dressmaking in Japanese American communities and Japan in the years before World War II. Ogawa was born and raised in Kumamoto Prefecture, and moved to Tokyo to work as a sewing teacher at a women's school. She then left Japan for the U.S. in order to study Western dressmaking and finally established a sewing school in the Little Tokyo neighborhood of Los Angeles. After residing in the U.S. for fifteen years, Ogawa eventually returned to Japan and founded a new sewing school in Tokyo. The acquisition of sewing skills was considered an integral part of womanhood in both U.S. and Japanese society at the time, which consequently facilitated Ogawa's transnational mobility. Through teaching sewing to women in Los Angeles, Honolulu, and Tokyo, Ogawa contributed to the transfer of Western dressmaking techniques and the development of dressmaking culture in both Japanese American communities and Japan. As Ogawa's life suggests, there were many women who returned to Japan after spending some years in Japanese American communities, so such transnational mobility illuminates the possibility that those who learned Western dressmaking in Japanese American communities, including Ogawa's students, may have also returned to Japan and spread Western dressmaking skills in Japanese society on a grassroots level.

Keywords: Nobuko Ogawa, transnational mobility, Western dressmaking, womanhood, Japanese American communities

〈研究ノート〉

第二次世界大戦直後に日本に「送還」された日系カナダ人のその後
— カナダ帰国・日本定住をめぐる問題 —

原口 邦紘（外務省外交史料館・元副館長）

〈目次〉

はじめに

- I. 在日日系カナダ人のカナダ帰国問題と呼寄せ問題
 1. 戦後の日本在住日系カナダ人
 2. 在日日系人のカナダ帰国問題
 - (1) 日本在住日系カナダ人の帰国促進運動
 - (2) カナダ政府の在日日系人取扱い方針
 - (3) キング声明とアジア系移民制限閣令
 3. 近親者呼寄せ範囲の拡大問題と日本人移民制限緩和問題
 - (1) 全カナダ日系市民協会の陳情運動
 - (2) 日本政府（外務省）とルミュー協約復活問題
- II. 在日日系カナダ人の救済問題 1950-1960 年代
 1. カナダ引揚者厚生会による救済計画
 2. 引揚者給付金支給獲得運動
 - (1) 「引揚者給付金等支給法」
 - (2) 陳情と厚生省引揚援護局・外務省北米局間協議
 - (3) 「引揚者給付金等の認定に関する判定基準について」
 3. 在加資産返還・補償運動

むすびにかえて

キーワード：日系カナダ人、「送還」、引揚者、日加関係

はじめに

太平洋戦争が勃発した翌年（1942）、カナダ政府は、カナダ西海岸に居住していた 21,000 人の日系カナダ人を敵性外国人として内陸部に強制移動した。それらの日系人は、戦後、カナダ政府の通達により、カナダに留まる者は「ロッキー山脈の東」へ移動、または日本に「送還」、という二者択一的な選択を迫られた。ロッキー山脈の東への移動を望まない日系人は、カナダ生まれでカナダ国籍の日系人であっても日本に送られることになり日系人社会に大きな混乱をもたらした。その後、この「送還」は「国外追放」であると言われるが、結果的には約 4,000 人の日系人が送られたとされている。彼らが戦争直後の日本でどのように受け入れられたか、その後、定着したか、あるいはカナダへ戻ったか、の全容は、これまで明らかにされていない。ここに提案する調査・研究により、日系カナダ人の歴史の重要な一幕が明確に示されると同時に、彼らが日本との絆をどのように意識していたか、そして彼らを介しての日本とカナダの関係がどのようなであったか、などが、

明らかになると期待される。

以上は、現在、飯野正子・高村宏子両氏と筆者が進めてきた JICA 学術研究プロジェクト「第二次世界大戦直後に日本に『送還』された日系カナダ人のその後」の趣旨である。本件プロジェクトの中間報告として、「〈研究ノート〉第二次世界大戦直後に日本に『送還』された日系カナダ人のその後」をまとめた¹。さらに、JICA 横浜海外移住資料館学術研究プロジェクト公開シンポジウム“日系カナダ人の戦後——埋もれた歴史に光をあてる——”を開催したほか、日本カナダ学会第 42 回年次研究大会のセッションⅢ“戦後日系人史の新たな展開”に参加して成果の一端を示した²。

本研究ノートでは、これまでの調査過程で発掘された史資料を通して、歴史に埋もれたままの在日日系カナダ人による知られざる活動を紹介する。とくにカナダへの帰国及び日本定住をめぐる、そこから見えてくる戦後の日本とカナダとの関係について、いくつかの事実を指摘して、戦後日加関係史の空白を埋める一助としたい。具体的には、第一に、戦後の日本の対加移住（政策）の契機は、「送還」された日系人をはじめとする日本在住日系人カナダへの帰国（帰還）問題であり、近親者の呼寄せ問題であったこと、第二に、「送還」日系カナダ人は救済措置として、カナダ政府に対しては在加資産の返還・補償運動、いっぽう、日本政府に対しては引揚者としての認定及び給付金支給獲得運動を展開したことである。

なお、本稿では、日系カナダ人を、日本からのカナダへの移民およびその子孫（カナダ生まれ）として用いた³。

I. 在日日系カナダ人のカナダ帰国問題と呼寄せ問題

1. 戦後の日本在住日系カナダ人

終戦による海外からの民間人の戦後引揚者、昭和 21 年末迄 300 余万人（厚生省援護局 1977：84）⁴のうち、カナダからの引揚者のほとんどはカナダ政府による「送還」者であり、1946 年 6 月から同年 12 月までに 5 回の航海で翌年 1 月までに計 3,964 人が浦賀に上陸した。そのうち、日本国籍は 1,355 人（34%）、帰化カナダ人（帰化によるカナダ国籍取得者）630 人（15%）、さらに半分以上の 1,979 人（51%）がカナダ生まれの二世（若干の三世）であった。二世のうち 16 才以上が 658 人（18%）、16 才未満の子供が 1,321 人（33%）。他に、日本に里帰り中に開戦によって足止めされた日系人 1,688 人が居たが、88% の 1,483 人は 16 才以下の子供であった⁵。また、日米交換船での帰国者 103 人も入れると、1947 年当初には約 6,000 人の日系カナダ人が在住していた。1942 年の第 1 回交換船の帰国者 42 人の大多数は外交官、企業家、商人とその家族など日本国籍者がほとんど。1943 年の第 2 回交換船の 61 名は、日本国籍者 24 人、帰化カナダ人 20 人、カナダ生まれの主として未成年者 17 人であった（鹿毛 1998：42）⁶。

なお、「引揚援護院引揚統計」によると、カナダから 1947 年 4 月末までに浦賀に 4,081 人、その後 1952 年 5 月までに横浜に 46 人が上陸しており、合計 4,127 人がカナダ引揚者として記録されている⁷。

送還者 3,964 名の乗船者名簿 Japanese Repatriates Returned to Japan 及び帰化カナダ人の帰国者リスト Naturalized Canadians Repatriated to Japan 1946 はカナダ図書・公文書館（Library and Archives, Canada）で公開されており（飯野、高村、原口 2016：46）⁸、最近、新たに、送還者原簿 Deportation ledger の所在が確認され⁹、2018 年 9 月 17 日オタワで開かれたリドレス 30 周年記念会議 “Revisiting Japanese Canadian Redress” で展示紹介された（Nishiguchi 2018：）¹⁰。

2. 在日日系人のカナダ帰国問題

(1) 日本在住日系カナダ人の帰国促進運動

日本へ「送還」された日系カナダ人のカナダへの帰国問題及び日本の家族のカナダへの呼寄せ問題は、「送還」者のカナダ出発前後からカナダ日系人社会で大きな関心呼んだ。とくに二世の帰国問題は、当初、カナダ市民としてカナダに再入国する資格があるかどうか判然としなかった。戦時中も発行を許された唯一の日系紙『ニュー・カナディアン』には、毎回のよう日系人の「送還」記事が報道されているが、とくに、二世の国籍問題について、「カナダ生まれの日本人が日本に行った場合のカナダ国籍保留の不確実性」が深刻な関心事となっていた (NC1946.6.8.)¹¹。また、日本には、開戦によって「立ち往生」している二世や帰化人（帰化カナダ人）のカナダへの帰国問題もあった。

市民権喪失への不安は、二世（16才以上）が、「送還」前に署名した「送還」申請書や「送還」日系人に関する閣令に理由があった。「送還」申請書（日本帰国を希望する書類「宣言」）には、「英国国籍を放棄し、日本国民となる希望を宣言」との文言があり、また、1942年11月26日閣令P.C.10773号には日本へ帰国する日系人（カナダ生まれや帰化カナダ人）は出国と同時に英国臣民権を失うと規定されていた。1945年12月15日制定の日系人「送還」に関する緊急閣令（後述）にも、カナダ生まれの二世、帰化カナダ人や国外追放者の市民権喪失が規定されていた（飯野、高村他1994：203-205。鹿毛：43-47）。

このような不安を抱えた二世をはじめとする在日日系人の帰国や家族の呼寄せを促進するために、全カナダ日系市民協会（National Japanese Canadian Citizens Association. 1947年9月結成）は、各州の支部を代表して、オタワ政府（市民権・移民省や外務省）に対して、在日日系人のカナダ帰国条件や再入国資格について照会を重ねた（NC1947.6.14., Adachi 1991：350-351。坂口2003：32-34）。日本に居る二世や帰化人の市民権の資格及びカナダの「ドミサイル（居住権）」（カナダ居住5年以上の者に認められる権利）を有する日本国籍者のカナダ再入国の権利を認める旨、カナダ政府（外務省と移民省）から全カナダ日系市民協会へ連絡してきたのは1947年11月末であった（NC1947.12.6.）¹²。

市民権の認可を受ければ旅券下付の申請手続きができるとのことであったが、在日日系人の帰国の諸権利について不明な点も多かった。そこで、1948年6月29日全カナダ日系市民協会田中書記長がオタワに出張してキンリーサイド移民次官に会見した結果、「送還」された二世の再入国だけは「決定的に」許可されると確認できたものの、他の、帰化カナダ人や戦前から長期間日本滞在の二世、交換船で日本に行った二世、日本軍に服役した二世などの帰還資格については、具体的な回答は得られず、依然としてカナダ政府の対応には、あいまいな姿勢が見られた（NC1947.12.6.,1948.7.7.）。

いっぽう、1948年にはいると『ニュー・カナディアン』には二世がカナダに帰還した記事が名前入りで報じられるようになり、5月から10月までに44名前後が帰還している（NC1948.7.21., 8.18., 9.1., 10.6.）。彼らはいずれもカナダに住む親が市民権・移民省へ呼寄せ申請し、「個々のケース」として何か月もの厳しい審査を経て、許可を取り付けたものであった（NC1948.5.26.）。他に、日本国籍者2名も入国しているが、いずれも特別許可を受けた呼寄せ渡航による再入国であった（NC1948.5.12., 10.6.）。

(2) カナダ政府の在日日系人取扱い方針

日本では、東京のカナダ代表部（E.H. ノーマン主席、1946年8月～1950年10月）へ、在日日系人（特に二世）からカナダ帰国希望の問い合わせが多数寄せられたが（NC1947.6.14.）、その取扱いについてのオタワ外務省からの訓令は、その後も、日系人・日本人取扱いの基本方針となった。要

約する。

「カナダ市民とカナダに居住権（ドミサイル）を有する日本人のカナダへの再入国の権利は認める。」しかし、駐日カナダ代表部は、目下、内閣委員会に提出されている「日系カナダ市民に対する領事保護・支援、カナダへの再入国及びカナダ居住権を主張する日本国籍者」などの日本人問題（Japanese Problems）に関する包括的覚書について政府の方針が見直されるまで、当分の間、①日本人種の出国許可の取得や乗船券購入の支援、②カナダ居住権を保有する日本人へのビザ発給、③日系カナダ市民へのパスポートの発行・更新を、特別な事情がある場合を除いて、行ってはならない。」という内容であった。さらに同訓令は、カナダ市民権法や日系人に適用される閣令すなわち、P.C.10773、P.C.7355 及び P.C.5356 号（後述）による英国臣民権やカナダ市民権の喪失者と混同してはならず、別個に取扱うよう付言されていた¹³。「特別な事情ある場合」以外は、日系人・日本人への旅券や査証を発行してはならない、という実に厳しい指令である。この指針は、もともと 1946 年 8 月 10 日付外務省覚書として作成され、閣議で一度再検討されたが、そのまま 1947 年 5 月 22 日、在日カナダ代表部へ訓令されたものであった¹⁴。

この覚書は 1947 年 10 月 1 日に内閣令となり、その後、在日日系人のカナダ再入国の取扱いの基本方針として正式外交関係再開（1952 年 4 月）後も維持され、1956 年 3 月 15 日の閣議決定によって廃止された。同時に、日本軍に服役した日系カナダ人の帰国を制限（旅券申請者の軍歴を精査して出来るだけ帰国を阻止）する内閣令 1952 年 7 月 31 日も廃止された。

この 2 つの制限措置は、ピカーズギル移民・市民権大臣及びピアソン外相覚書によると、内閣は「対日戦争の間生じた感情によって予期せぬ事件の発生を未然に防ぐために、戦後の当初の間、日系カナダ市民のカナダ帰還の運動を規制するために一定の予防措置をとるよう指令した」、「その後講じられた諸施策は徐々に緩和されてはきたが、いまだに日系カナダ人に対して特別な制限を課している 2 つの指令も以下の理由により最早必要ない」として、以下が挙げられている¹⁵。

- (1) 日加関係の正常化と通商関係の発展。
- (2) 戦犯問題の解決。
- (3) カナダ在住日系人の国内各地への定着化とコミュニティへの同化。
- (4) パスポート発給に際して、在日カナダ大使館は 1947 年 10 月 1 日内閣令により、他の国籍人と比べて在日日系カナダ人に対してのみ差別的取り扱いを余儀なくされている、また、日本国籍を放棄しカナダ市民権だけを有する者のカナダ以外の国への旅行に困難をもたらしている。
- (5) 日本軍に服役した日系カナダ人の処遇は、1949 年 10 月、カナダ生まれで敵軍隊に服したカナダ市民及び帰化カナダ市民はカナダ市民権法の下で、市民権資格を剥奪されることなくパスポート発行を認可されたが、内閣は日系カナダ人には適用されないと指令した、その結果、日系カナダ人は未だにヨーロッパ系（ドイツ、オーストリア、イタリア系）カナダ人に適用されるのとは異なる処遇を受けている。
- (6) 移民法の下でカナダ市民はカナダに再入国できる権利があるので、日系カナダ人もパスポート申請の必要は無く、国境でカナダ市民の証明を提示すればカナダに入国出来る、すなわち、カナダ移民法自体が内閣令を無効にしている。
- (7) 日本人種（Japanese origin）に対する移民規則は「大幅に緩和」されている、すなわち、日本人移民の取扱いは原則として他のアジア諸国の移民と異ならない（1954 年 1 月 22 日内閣令）、また、人道的且つ同情すべき強い理由に基づいて入国を許可された日本人（1955 年 4 月 20 日内閣令）の方が、日系カナダ人の帰還よりも、移民として容易にカナダに入国できるという事態が生じている。

(3) キング声明とアジア系移民制限閣令

日系人・日本人に対するこのような厳しい政策の背景には、戦時中のマッケンジー・キング首相¹⁶の声明と日系人「送還」に関する緊急閣令、戦後の移民政策に関するキング声明及び戦前からの伝統的なアジア系移民制限閣令などの存在を指摘できる。

(イ) 1944年8月4日キング首相声明と「送還」に関する緊急閣令

大戦後の日系人政策に関して1944年8月4日に出されたキング首相声明は、戦後のブリティッシュ・コロンビア州への日系人の集中的居住の禁止、カナダに不忠誠な日系人のカナダ居住の禁止、戦後の日本人移民の禁止、忠誠な日系人への「正当、公正」な取扱い等に関する基本方針を表明したものであった。同声明は、その後日系人のカナダ国内の分散居住、緊急閣令による日系人の日本への「送還」、そして戦後の日本人移民禁止となって実施された(飯野 1997: 116)。緊急閣令とは、1945年12月15日に戦時措置法の下に出された3つの閣令、すなわち、1945年9月1日零時までに日本送還申請を撤回しなかった16才以上のカナダ生まれの日系人や抑留日本国籍者の国外追放閣令(P.C.7355)、「送還」された帰化カナダ人は英国臣民としての資格を喪失する旨の閣令(P.C.7356)及び日系カナダ人の忠誠度を調査する委員会設立に関する閣令(P.C.7357)である(Adachi: 308)。カナダ市民を含む日系人の日本への「送還」を規定したこの閣令は「日系人追放令」として論議を呼び、在トロント日系市民協会は閣令の効力についてカナダ大審院さらに英国枢密院まで争ったが、判決は、3閣令はいずれも政府の権限内であると裁定され、日系人側は敗訴した。結局、世論の反対を顧慮した1947年1月24日キング声明によって、緊急閣令は撤回されたが、それまでに、3,964人の日系人が日本に「送還」されていた(飯野、高村、ロイ他 1994: 222-231)。

閣令は撤回されたものの法律的には有効と裁定されていた。P.C.7355とP.C.7356の両閣令は、その後、在日日系人のカナダへの再入国資格の有無がカナダ政府内で検討された際、その判定基準になった。他に、1942年11月26日閣令P.C.10773(日本に帰国を希望するカナダ生まれの者、帰化人は出国と同時に英国臣民権を喪失する)も前記両閣令と並び再入国資格の判定根拠となった。

その一例をあげると、1955年4月20日内閣が承認した市民権・移民大臣覚書には「戦時交換でカナダを出たカナダ生まれのカナダ市民、帰化カナダ市民は、P.C.10773により、カナダ市民権と英国臣民権を剥奪された。この閣令により、大人22名、子供9名がカナダ市民と英国臣民の地位を喪失した。」「P.C.7355により戦後送還された帰化カナダ市民は、P.C.7356によりカナダ国籍と英国臣民を剥奪された。この閣令の下に565名が記録されている。彼らは英国臣民でもなくカナダ人でもない。送還され、移民法の下でカナダ居住の請求権を失った者達であり、したがって、カナダに帰る権利はない。」と記述されている¹⁷。

(ロ) 1947年5月1日キング首相声明

カナダの戦後移民政策の基本方針は1947年5月1日キング首相声明で表明された。「政府の政策は移民奨励によりカナダの人口増加を促進すること」、しかし「移民の選択に関して差別待遇云々については、カナダは将来の国民として望ましいと考える人々を選択する絶対的な権利」を有し、「カナダに外国人が入ってくるのは彼らの基本的人権ではなく特典」であって、「移民の選択は国内政策の問題」である、また、「東洋からの大量の移民は、カナダの人口構成を変え社会的経済的問題を惹起するので」反対である。つまり、移民の選択は全くのカナダ政府の権限の問題、国内問題であり、アジアからの移民にはっきりと反対の旨を表明したものであった。このキング声明は、1950年6月28日、ハリス移民大臣が下院演説において、キング声明を再確認したのをはじめとして、1962年に移民施行規則が改正され、人種や国籍条項による差別が廃止されるまで、戦後カナダの移民政策に通底する基本方針となった(Adachi: 348-349)。

(ハ) アジア系移民制限閣令

戦前、アジア人種のカナダへの移民としての入国は、1930年9月16日閣令P.C.2115により、特別の取極めがある場合を除いて、カナダ市民の、妻と子供（18才未満、未婚）以外の入国は禁止されていた。妻と子だけの極めて僅かの例外を認めただけのアジア人移民禁止法とも言える厳しいものであった。中国人は1923年「中国人排斥法」で全面禁止された。日本はルミュー協約により適用を免れていたが、1941年12月開戦により同協約は自動的に失効した。ルミュー協約は、1907年に生じた日本人排斥のバンクーバー暴動事件を機に1908年に成立した日加間の移民制限に関する紳士協約で、その後、1923年、1928年の改定を経て、年間150人の移民が認められていた（飯野1997：27-59。原口1977：45-68）。

そして戦後は、平和条約が発効して外交関係が再開した1952年7月31日に敵性外国人の入国禁止令（1947年11月26日閣令P.C.4850）が廃止された後は、日本人移民もアジア系として1930年閣令P.C.2115が適用されることとなった¹⁸。同閣令は、1953年6月1日新移民法実施と同時に施行された移民法施行細則の規定となり、さらに、1956年5月24日閣令P.C.1956-8によって、日本人は中国人とともにアジア人種として移民を国籍・出生地別に5つに分類した第20条の（d）項に規定され、日系カナダ市民による極めて限定された家族（配偶者、21歳未満の未婚の子供65才以上の父親、60才以上の母親）の呼寄せ以外は原則として入国を禁止された。査証発行にも在日カナダ大使館が予備審査の上、本省経伺（市民権・移民省移民局）された個々のケースについての審査を経なければならなかった。中国人も1947年5月14日に「中国人排斥法」が廃止されてP.C.2115が適用されたが、その際、中国人呼寄せ移民には、1923年以来25年間の排斥に配慮した温情措置として寛大な取扱い（呼寄せ審査の緩和）が施された。英連邦諸国のインド、パキスタン、セイロンには、近親者呼寄せ以外に、1951年以来、移民割当制が採用され、それぞれ150-100-50人が割り当てられた¹⁹。

日本人は、新規の移民はもとより、日本に住む65歳未満の父親、60歳未満の母親、兄弟姉妹、21才以上の子供や親類のカナダへの呼寄せ移民は原則として認められず、いわば日本からの移民は最も厳しい制約を受けていたと言えよう。

3. 近親者呼寄せ範囲の拡大問題と日本人移民制限緩和問題

(1) 全カナダ日系市民協会の陳情運動

このような制約の下で、日系カナダ人は、せめて近親者の呼寄せだけでも一層広い範囲で許されるよう、特に人道的見地から考慮を払うことをカナダ政府に対して要望する陳情を重ねた。1957年3月9日には在トロント日系市民協会と中国系市民協会が協同してピカーズギル移民・市民権大臣（サン・ローラン自由党内閣1948.11.-1957.6.）に対し、また、1958年6月20日には全カナダ日系市民協会が中国系市民協会と協同でディフェンバーク進歩保守党内閣（1957.6.-1963.4.）新任のフェアクロー移民大臣に対し、「家族の結合」（the union of the family）という観点から、中近東、中南米人らと同等の待遇（c項）を受けられるよう、移民規則の改正（d項の削除）を要望したが（NC1957.3.13., NC1968.6.21）、同陳情に対してオタワ当局から具体的な返事は得られなかった²⁰。さらに1960年7月19日、全カナダ日系市民協会はエドワード・井手会長以下6人の代表団を送り、今回は中国系市民協会との協同ではなく単独で、フェアクロー移民大臣に対し、近親者呼寄せ範囲の拡大に関して移民規則の改正ではなく、「専ら人道的見地から親族呼び寄せに好意的判定」をしてもらうよう縷々訴えた²¹。その結果、陳情書²²に掲記されていた呼寄せ候補（家族分離している事例）の12件について「法律上許可できるものについては、全て呼び寄せの特別許可」を与える、さら

に、「現行規定で呼寄せの枠外の者でも今後の検討のために事例を提出」するよう好意的な回答を得た(N.C.1960.7.23.)。個々のケースについて検討するとの内示は得られたものの、日本人は、依然として移民施行規則第20条(d)項の規定に基づく閣令P.C. 1956-8(1956年5月24日)による、極めて限定された家族(配偶者、21歳未満の未婚の子供65才以上の父親、60才以上の母親)の呼寄せ以外は禁止されたままであった。

1962年1月19日フェアクロー移民大臣は、人種・国籍条項による差別撤廃を標榜した新移民施行規則をオタワ議会で発表、2月1日実施された。日系人にとっての改正点は、父母の年齢制限が撤廃されたことと、祖父母も呼寄せることが出来るようになっただけであり、全カナダ日系市民協会が運動を続けてきた、兄弟姉妹、息子や娘、成人の子供等々、広い範囲の家族呼び寄せは、依然として適用外に置かれたままであった²³。最終的には、1967年移民法によってポイント制が導入されて、人種、民族、国籍による差別が完全に撤廃されるまで、日系人呼寄せ範囲の拡大は実現することはなかったのである。

(2) 日本政府(外務省)とルミュー協約復活問題

(イ) 日本政府(外務省)

日系カナダ人による呼寄せ範囲拡大運動に対して、日本政府(外務省)は、直接関与することは避け、「在カナダ大使館を通じ、あらゆる機会をとらえてカナダ政府当局に非公式に日本移民に関する善処を要望する」方針がとられた。カナダ政府は1947年5月1日キング首相声明で表明された移民の選択・受け入れは国内問題であってカナダの権限であり、外国政府の容喙は許さないという立場に立っており、日本政府は、移民問題は極めてデリケートな国内政治問題であるとの認識から、努めて慎重な態度で対処した²⁴。

1958年7月7日、移民大臣フェアクローとの会談において萩原徹カナダ大使は、6月20日に全カナダ日系市民協会が提出した陳情書に好意的考慮をほらうよう希望して、移民問題一般に関する日本側の関心事項に対して、以下のようにカナダ側の理解を求めている²⁵。

(1) 移民の入国は自国の専管事項なりとするカナダ側の立場は承知している、しかし、日本人の入国(または移民)が他国人に比べて差別を受けているということは、主義上の問題としても日本の関心事である。(2) 日本は移民を人口問題の解決方法としては考えていない、カナダに多量の計画移民を送る考えはなく、移民法の修正を改正しても多数の日本人が流入する心配はない。(3) 大使館は、全カナダ日系市民協会が行った陳情には何ら関係しておらず、事後に承知したものであるが²⁶、日系のカナダ人が在日の家族呼び寄せの範囲を他国人並みに拡大してほしいという希望は誠に尤もであり(中略)陳情の内容は実現されて然るべきものと思われる、及びカナダに居る両親又は子供等と一緒にになりたいと希望している日本人の立場には、人道上も日本政府として無関心ではあり得ない。(以下略)

このようなカナダ当局へのアプローチは、日本人移民問題に関する日本側の慎重な姿勢と見解を示す代表的な例であろう。

(ロ) ルミュー協約復活問題

戦後のカナダ政府の対日本人移民政策は、日本人移民をわずかの呼寄せ移民に限定し、いわば実質的に入国を禁止するに等しい厳しいものであったが、当初の一時期、日本人に割当制を適用するような動きがあった。いわば戦前のルミュー協約の復活である。カナダ政府が1951年以降インド、パキスタン、セイロンに対して採用した移民割当制を日本人にも適用しようというものであったが、本問題は、外交案件となることなく立ち消えになった。いくつかの動きを摘記する。

第1に、対日平和条約が発効して日加間の外交関係が復活した年の1952年11月17日カナダ市民権・移民省覚書は、日本政府が戦前のルミュー協約の復活を要請してきた場合の対応を検討している²⁷。意識すると、「1941年開戦によって自動的に消滅した1928年日加移民協定（改訂ルミュー協約）は平和条約（1951年9月）では更新されていない、1952年7月31日の敵性外国人令廃止により日本人移民には1932年9月16日閣令P.C.2115（アジア系移民制限閣令）が適用されることとなった、日本政府の希望は1928年協約の復活にあると想定される、協約の復活はカナダが日本人移民を差別していないことを示し、また将来の流入を規制する利点がある、しかし、かつての敵に対してP.C.2115の例外をつくり、日本人をインド、パキスタン、セイロンと同じカテゴリーに置くことになり、中国や他のアジア諸国よりも日本人を優遇することになる、日本政府が同様の協約の締結を強く要求してくることが予想されるので、協約交渉の準備が必要かもしれないが、当分の間は協約の妥結を遅らせ、カナダ側にとって、カナダに帰る資格を有する在日の日系人1万人～1万2千人を処置することの方が重要であることを日本側に説明した方が賢明である」との見解であった²⁸。

また第2に『ニュー・カナディアン』には、1952年6月2日ハリス移民大臣は全カナダ日系市民協会タナカ幹事長に面会した際に、「日本からの移民は、日加両政府間に条約が結ばれてはじめて行われる」、「将来、日本政府とカナダ政府間に移民に関する了解が成立した場合」云々と述べたとの記事があり、日本人に対する割当制がカナダ政府部内で検討されていたことをうかがわせる（NC1952.6.7., 6.14.）。

さらに第3に、1956年1月23日オタワ議会で、ケベック州選出自由党ロベルジュ議員が日本移民に対して割当制を採用すべきと発言している。この件に関して在加松平大使は、「極めて機微なる関係を有し政治的にはタブーなりし本問題につき与党議員が議会において公然斯かる発言をなしたることは注目すべき画期的事実」であると評している。松平大使によれば、R.メイヒュー大使（1952-1954年、初代駐日カナダ大使）も日本人移民への割当制の適用に種々努力しており、ピカーズギル移民大臣も割当制には必ずしも反対ではないとの感触を得たと東京（外務省）に報告している²⁹。

本問題（ルミュー協約復活）に関して、日本政府からカナダ政府にアプローチが行われたかどうかは確認できない。恐らく、「移民問題はカナダの国内問題にしてそのイニシアティブは当然カナダ国内特に与党たる自由党より来るべきものとし、カナダ側の自主的反省を待つ」³⁰のが日本側の立場であったことを踏まえると、本問題は日本側より提起されることはなく、日加間の正式な外交案件として浮上することはなかったと考えられる。しかし、一時期、日本移民への割当制適用をめぐる、日加双方に動きがあったことは確かである。

1962年移民法施行規則が改正されたが、この改正は、前述のとおり、日系カナダ人の日本に居る兄弟姉妹、子供（成人の息子や娘）や近親者等の呼寄せは従来のまま禁止され、わずかに父母の年齢制限の撤廃と祖父母の呼寄せが出来るようになっただけであった。しかし、1960年代に入り、1961年6月の池田総理のカナダ訪問、10月のディフェンバーク首相の日本訪問を転機として、カナダへの移住促進のための施策が両国間で講じられ、1966年には6月20日東京にカナダ大使館査証部が開設されて、旅券発行、査証事務の効率化が計られた。同年9月には日本政府の招待でマルシャン移民大臣が訪日し、10月オタワで開催された日加閣僚会議では、共同声明で、カナダ移住に関する日加両国の協力が確認された。このような気運の中で、1967年10月、新移民施行規則が実施されるに至る。同施行規則は人種や国籍条項を完全に撤廃した画期的な移民法であり、以後、カナダへの移民は客観的なポイント制が導入されるようになり、日本の対カナダ移住も新しい時代を迎えることとなった³¹。

本章を結ぶにあたり戦後カナダへの日本人移民数（1945～1967年）表を示す（Adachi；412。

国際協力事業団 1990：102-103)。日加の数の異同はカナダが入国数、日本が旅券の発行数を示していることに起因すると考えられる。移民数の傾向を見ると、1945年から1952年の占領期間中は僅かに37名（日本側統計40名）に過ぎず、外交再開後の1953年以降漸増している（Adachi：412。国際協力事業団 1990：102-103）。大多数が呼寄せ移民であったと考えられ、在日カナダ大使館から査証を発行された日本国旅券での渡航であった。この時期に呼寄せ渡航が少数にとどまったのは、「戦争以来日本からの移民に関して厳しい政策が実施されてきた。当局によって、真にやむを得ない同情すべき人道上の理由から、極めて少数の特例がカナダ市民の両親や子供の入国に認められてきた」というカナダ側の厳しい日本人取扱いの結果であったと言えよう³²。全カナダ日系市民協会陳情書には、「1946年から1959年までの移民928名のほとんどは、開戦により戻れなくなった日系人や交換船で親に連れられ帰日した子供達である」と指摘されている³³。いっぽうカナダ市民権を回復した二世は、在日カナダ大使館発行のカナダ旅券を携行して帰国した。したがって、日本側には渡航記録は存在しないが、カナダ側にも在日二世や帰化カナダ人のカナダ帰還（入国）の統計は存在していない³⁴。具体的な帰国数は不明である（鹿毛：74）。

Ⅱ. 在日日系カナダ人の救済問題 1950-1960年代

戦後、カナダから日本に「送還」された日系人のカナダ帰還運動と救済運動については、和歌山県三尾（アメリカ村）で、1950年カナダ連絡協会が結成され二世のカナダ帰還を主導した事例及び「送還」された引揚者の救済事業の一環として1947年に設立された紀伊水産工業株式会社の事例が知られている。「三尾カナダ連絡協二十有余年の歩み（協会の記録抄）」によると、三尾への「送還」引揚者424名であったが、同協会が主導して、トロントの協会師部との連携のもと、在日カナダ大使館へ働きかけ、1951年から1962年の間に主として二世350名のカナダ渡航と120名の契約労働者（マッシュルーム会社雇用者）を送出している（カナダ移住百年編集委員会誌1989：199-224）。紀伊工業水産（1952年破産）については『海外移民が母村に及ぼした影響』にその経営の一端が紹介されている（福武直1953：143-155）。

外務省記録から、「送還」された日系人（団体）による救済運動の事例として、カナダ引揚者厚生会の救済計画、和歌山県カナダ引揚者協会及びカナダ引揚者全国連合会が主導した引揚者給付金支給獲得運動、そして在日カナダ二世協会（Canadian Nisei Association of Japan）及びメイプル・リーフ文化協会（Maple Leaf Cultural Association）によるカナダ残置財産返還補償運動の一端を紹介する。

(表) 戦後カナダへの日本からの移民数

年次	A	B
1945	0	(1945-1950) 27
1946	1	
1947	0	
1948	5	
1949	11	
1950	11	
1951	3	2
1952	6	11
1953	46	22
1954	71	73
1955	97	60
1956	121	146
1957	180	196
1958	183	182
1959	190	180
1960	159	139
1961	114	127
1962	134	172
1963	171	167
1964	140	110
1965	188	183
1966	500	597
1967	858	737

出典：【A】 Department of Citizenship and Immigration, Department of Manpower and Immigration, Canada.

【B】 外務省旅券課旅券発給統計（永住目的）

因みに、カナダからの「送還」または「送還者」は、日本では「引揚」または「引揚者」の立場で運動に従事した。

1. カナダ引揚者厚生会による救済計画

1952（昭和27）年9月、大出竹次郎（和歌山県出身）を代表とするカナダ引揚者厚生会は、外務省に斡旋を依頼し通産省に対して、カナダ引揚者の救済及び在カナダ資産の返還・補償運動の資金調達のため、カナダまたは米国より、海産物、食糧品、薬品など1万5千弗程度の輸入許可を請願した。大出は戦前のカナダの鯨漁業の開拓者でステブストン漁者団体長を務めた日系人社会の大物として知られた人物であり（林1974：203-207。河原2010：28）、1946年6月第2船ジェネラル・メイグズ号で引揚げた帰化カナダ人である。「輸入許可願」に添付された「理由書」に、戦中戦後日本に引揚げた（「送還」された）日系人の苦境とカナダ引揚者厚生会を立ち上げた経緯が記されている³⁵。

「（前略）平和克服の今日カナダに再入国もできず、将又元の業務に復帰することもかなわず、多くは既に老境に入りて就職も不可能であり、その上老後に備えた全在外資産を失い、多数は生活に甚だ困惑いたして居ります。私共は茲にカナダ引揚者厚生会を組織して、引揚者の協力厚生策を講ずるとともに、カナダ側の公正なる輿論をよび起し親日感情にうたえて資産の返還、補償その他各般の利益擁護をはからんとするものであります（以下略）」

理由書に記載された厚生会の役員は、大出の他に、仲内憲治、小野幸太郎、吉田慎也（元ステブストン漁者団体長）、久岡文治（元カナダ日本人会長）、磯貝惣太郎（元水産物販売業）、錦濱光之助（元水産業、三尾カナダ連絡協会初代会長）、浦田喜三郎（元水産業）、鈴木重三（元カナダ新聞社長）等8名が名を連ねており、会員は、和歌山県18名、滋賀県4名、神奈川県5名、東京都5名、千葉、茨木、群馬、静岡、岡山、広島各県1名が記載されている。注目されるのは、大出と並び戦前日系人社会の大物であった吉田慎也（菊地1993：35-52）はじめ全員が、戦前、カナダで功成り名を遂げた人物である。会員の多くも同様で、露木海蔵（『ニュー・カナディアン』の東京支局長）（田村2008：239-250）、有賀千代吉（元小学校長、『ロッキーの誘惑』著者）、松宮雄雄（『開出今物語』著者）などが名を連ねている。吉田、鈴木及び有賀は1943年第二次日米交換船での帰国者であり、他に、アングラー捕虜収容所³⁶から日本に「送還」された人物も見られる（末永2010：138-141）。久松文治は、のち、引揚者給付金を認可された時のカナダ引揚者全国連合会会長である。

4か月後の1953年1月、大出竹次郎は再び、カナダ引揚者厚生会理事長名で通産大臣宛に陳情書³⁷を提出しているが、請願結果については不明である。引揚者厚生会のその他の活動についても不明であるが、大出が中心となって、在日の広汎な日系人によって救済を目的とした団体が結成され、日本政府への陳情が行われた事実は注目されよう。次に見る引揚者認定、給付金支給獲得運動でも、大出は和歌山県カナダ引揚者協会代表者として中心的役割を担っている。

2. 引揚者給付金支給獲得運動

（1）「引揚者給付金等支給法」

終戦後、海外からの民間人引揚者（計300余万人）に対しては、1957（昭和32）年5月17日制定された「引揚者給付金等支給法」（法律第109号）により海外からの引揚者のために、生活支援のため一定の給付金が支払われた（厚生省援護局：144-148）³⁸。しかし、カナダや米国から帰国した「送還者」は「引揚者」として認定されず、支給金給付の対象外とされた。そのことは在日日系カナ

ダ人にとって納得のいかない問題であった。和歌山県三尾（アメリカ村）では、カナダ引揚者が会合し今後の対策が協議されている。また、1957年8月14日の三尾カナダ連絡協会の記録には、「最初、県日高地方事務所厚生課から情報を得て、早速にあらゆる運動をおこなった。そして、全引揚者が結束して、当協会の役員諸氏の並々ならぬ努力と、特に和歌山市の太田梅之助、阿尾の大出竹次郎、当協会会長松葉亀次郎の三氏がしばしば上京して政府当局に陳情」を行なったと記されている（カナダ移住百年誌編集委員会1989：215-216）。

カナダと米国からの引揚者が給付金支給の対象外となったのは、支給法で引揚者は「終戦に伴って発生した事態に基づき外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむを得ない理由により本邦に引き揚げたもの」と定義されており（第1条）、アメリカ、カナダは残留者が多く一部が帰国したに過ぎないので、「やむを得ない事情」があったとは認め難いというのが理由であった³⁹。支給法制定に際して、厚生省からの照会に外務省（アジア局）は「終戦当時相当数の邦人が米国及びカナダに残留していたが何れも当該国政府からこれら在留邦人に対し強制送還命令が発せられたことはない。」と回答している⁴⁰。日系人の引揚状況の具体的な調査は何も行われないうまま、単に、残留者が多いのでカナダ政府による強制帰国とは考えられないというのが理由であった。当時の在カナダ日系人数は1946年24,112人、1947年20,558人（ミキ、コバヤシ1995：40）。

カナダ引揚者に引揚者給付金が支給されないという事態に、在日日系カナダ人有志は、引揚者として認めてもらうために、全国的組織を結成し、所管の厚生省（引揚援護局）や外務省をはじめ各方面に陳情運動を展開した。その結果、陳情が奏功し、1959（昭和34）年8月20日、引揚者として認められ、給付金支給対象者となった。認定は、厚生省引揚援護局長より各都道府県宛の通牒という方式が採られた。（後述）

約2年間に及ぶ陳情運動が実を結んだのであるが、「送還」された日系カナダ人が引揚者として「引揚者等給付金支給法」の対象と認められるまでの経緯を、厚生省引揚援護局と外務省北米局の協議を中心に見てみよう。

（2）陳情と厚生省引揚援護局・外務省北米局間協議

日本政府（厚生省引揚援護局・外務省北米局）が「終戦後カナダより引き揚げた帰国者に対し引揚者給付金支給」の可否について本格的に検討を始めたのは1959年2月頃からであった。当時、終戦後カナダから引揚げた帰国者の団体等から「引揚者給付金等支給法」に基づく給付金支給の陳情が厚生省と外務省に寄せられ、この運動は、国会議員の口利きなどが加わって次第に盛んとなり、所管の厚生省は陳情に対する「正式回答」の必要性を感じ、外務省と連携して具体的検討に踏み切ったという経緯があった。当時、和歌山県カナダ引揚者代表大出竹次郎が厚生省や外務省を往訪して直接陳情を行っているが、同県出身の野村吉三郎参議院議員（開戦時の駐米大使）や早川崇衆議院議員（当時、大蔵委員長）などが口利きしている。カナダ引揚者への給付金支給問題が国会論議の対象となることも予想された。実際、戦後補償問題とのからみで国会で質疑が行われた⁴¹。

見直しは厚生省引揚援護局（援護課）と外務省北米局（北米課）間で行われた。もともと厚生省の方針は、予算措置は必要なく、法律改正の必要もなく、引揚援護局長の通牒だけで実施できるので「筋が通りさえすれば好意的に考慮」する意向であり、外務省も実現のため「側面的に援助」する立場であった。問題点は、カナダからの引揚が「終戦に伴って発生した事態に基づく外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむをえない理由」（支給法第1条）によったものと認定できるかどうかであり、そして、支給法対象者が「引揚者」であることの認定、及び、引揚が「強制的」ないし「やむを得なかったもの」と認定できるかどうかであった⁴²。陳情の根拠も、この二点についての認定を訴えて給

付金支給を願ったものであった。陳情書を列挙する⁴³。

- ① 1957（昭和32）年10月15日付、加奈陀アングラーインタメントキャンプ引揚者全国団体連合会福岡県支部より藤山愛一郎外務大臣宛「陳情書」
- ② 1957年10月18日付、引揚者団体連合会理事長田中武雄より厚生大臣堀木鎌三宛「指定地域外引揚者の本邦適用についての御願い」
- ③ 1957年10月18日付、和歌山県カナダ引揚者大出竹次郎他2名より引揚者団体全国連合会理事長田中武雄宛「陳情書」
- ④ 1957年11月、加奈陀アングラーインタメントキャンプ引揚者全国団体連合会会長野溝時治より藤山愛一郎外務大臣宛「陳情書」及び「参考書」
- ⑤ 1958年1月、美浜町長湯川忠一より外務大臣宛「懇請書」及び和歌山県カナダ引揚者協会大出竹次郎など3名より外務大臣宛「陳情書」
- ⑥ 1959年4月15日付、カナダ引揚者全国連合会会長久岡文治より外務大臣宛「請願書」
- ⑦ 1959年4月、カナダ引揚者全国連合会会長久岡文治より厚生大臣宛「陳情書」
- ⑧ 1959年4月30日付、カナダ引揚者全国連合会会長久岡文治より外務大臣宛「陳情書」

この中から陳情書③を見ると、「引揚者給付金支給よりカナダ引揚者が除外されていることは誠に遺憾」であり「理由は任意帰国ということであるが、現実の体験者として当時の事情を陳述して当局に訴え是非とも御再考を仰ぎたい」と前提して、戦時中の強制移動、財産凍結・捨売り、ゴースト・タウン居住、強制労働、戦後の居住分散、西海岸への復帰禁止による漁業者の生活手段の喪失、日本帰国か東部への移動の二者択一の選択等々、過酷な状況を訴えて、「厳正に再調査を行いカナダ引揚者に対しても、東洋方面よりの引揚者と無差別適正なる待遇を与えられるようご尽力下されたく懇願する」という文言で結ばれている。つまり、生活手段を奪われ外国官憲の命令に近い状態で日本に引揚げざるを得なかった事情を縷々訴え、二つの認定の根拠をなすものであった。陳情書⑤⑥⑦も陳情書③と陳情内容はほぼ同文である。

支給法対象者の「引揚者」であることの認定、及び、引揚が「強制的」ないし「やむを得なかったもの」であったことの確認のため、カナダからの引揚者数、船名、船別帰国者リスト（厚生省の引揚者リストではカナダ帰国者選別困難）、引揚に関する法令、カナダ政府及び地方官憲の日系人に対する態度、引揚が「やむを得ない理由」によるものであったか否かを認定する根拠、等々の調査が在外公館により行われた⁴⁴。

その調査結果に基づいた外務省からの回答「終戦後カナダ及び米国からの引揚事情に関する件」⁴⁵を踏まえて、厚生省は、「引揚者給付金等支給法」（昭和32年法律第109号）のカナダ引揚者への適用を決定した。回答内容は次のとおり。

第1に、カナダ及びアメリカからの引揚については「いずれの場合も、官憲から強制命令は発せられた事実はない」として、引揚者給付金等支給法制定の際の見解を踏襲している。

第2に、強制移動、キャンプ収容、労働、東部への分散か日本への「送還」かの二者択一の選択について、次のように記述されている。

第2次大戦勃発当時ヴァンクーヴァー周辺の太平洋岸に集中居住していた在留邦人は、大戦勃発後カナダ政府より国防上の理由により海岸から100マイル以奥に移動を命ぜられ、ある者は奥地ないし東部に自発的に移動したが、定着先の決まらない者は政府の作った奥地のキャンプに収容され、政府から与えられた労働に従事することとなった。終戦後カナダ政府は前記キャンプを閉鎖する一方、邦人の西海岸への復帰は引き続き禁止し、（この禁止は昭和24年に至って解除された。）、収容された日本人に対しては東部へ分散することを懲瀆し、また帰国を希望する者

は、政府の手で日本へ送還する方針を立て、これにより昭和21年5月から同年12月までの期間5回にわたって送還が実施された。その際の使用船舶名、カナダ出帆日及び乗船者数は次のとおりである。

S.S. Marine Angel 昭和21年5月31日 668名、
 S.S. General Meigs 昭和21年6月16日 1,106名、
 S.S. General Meigs 昭和21年8月2日 1,377名、
 S.S. Marine Falcon 昭和21年10月2日 523名、
 S.S. Marine Falcon 昭和21年12月24日 290名、合計3,964名⁴⁶。

そして第3に、引揚が「やむを得ざるを得なかった」事情について、「しかしながら、邦人の大部分は強制移動、収容など戦時中の混乱のため経済的に窮乏し、また戦前集中居住して日系人社会を形成していたため、言語の面でも制約があったので、新しい職業につくことは実際問題として著しく困難であり、従ってカナダからの引揚者に関しては、やむをえず帰国せざるを得なかった事情があるものと認められる。」と結論している。

また、米国からの引揚げについては、「米国においても開戦後強制移動が行われ、かなりの邦人がキャンプに収容されたが、昭和20年1月までにはほとんどのキャンプが閉鎖され、残ったキャンプも終戦時には閉鎖され、収容された邦人はキャンプ閉鎖後西海岸復帰が認められたので、終戦に伴う事態に基づいて引揚げざるを得ぬがごとき状態は、特別の場合を除き、一般的には存在しなかったと認められる。」との見解が述べられている⁴⁷。この外務省の調査結果と見解は、「厳正な再調査」を訴えた陳情書③の内容とほぼ一致している。

(3) 「引揚者給付金等の認定に関する判定基準について」

1959(昭和34)年8月20日付で各都道府県知事・那覇日本政府南方連絡事務所長宛に厚生省引揚援護局長通牒「引揚者給付金等の認定に関する判定基準について」(授発第705号)が通達された⁴⁸。運動がようやく奏功して、カナダ「送還」者3,964名は引揚者として認定され、引揚者給付金の受給資格を獲得した。同通牒中の「引揚理由の判定について」のカナダの部分を摘記する。

カナダ、ペルー、ドイツ、又はイタリアから引き揚げた者で次に掲げる者は(中略)右の理由⁴⁹により引き揚げた者として取り扱うこと。

(1) カナダから昭和21年6月から昭和22年初頭にかけて送還船で引き揚げた者(送還船は昭和21年5月31日、同年6月16日、同年8月2日、同年10月2日及び同年12月24日にそれぞれカナダを出港した5隻である。)

(2) 開戦直後ペルー政府の命令により、ペルーから米国に移送され、終戦後昭和21年までの間に米国から直接引き揚げた者

(3) 終戦後、ドイツ若しくはイタリアから送還された者(以下略)。

引揚者として認定された日、「昭和34年8月21日、引揚者給付金支給方を許可された日」と題するメッセージが、カナダ引揚者全国連合会会長久岡文治名で関係者、会員へ配布されている⁵⁰。「カナダ引揚者が日本国民の皆さんより太平洋戦争の犠牲者と認められ、加えて下さいましたことを深く記念する日、昭和32年の夏より今日までの長い長い闘いの後をかえり見て、感慨無量の言葉がそのまま浮かんで来ます」との関係者への感謝の辞に続いて、「カナダ引揚者の皆さん、嬉しいニュースです。皆さんおめでとう。本日、厚生省援護課長より決定致しました。(中略)これで給付金の件は片付きました。」と結ばれている。

「送還」者3,964名のうち引揚者給付金支給の申請数は不明であるが、和歌山県三尾村では、大

三尾の光明寺で「カナダ引揚者給付金申請手続の事務」が行われており、カナダ引揚者全国連合会の呼びかけにより国内各地で申請が行われ給付金が支給された模様である（カナダ移住百年誌編集委員会：215）⁵¹。

その後、戦後処理問題、在外財産補償問題が進展した結果、第二次在外財産問題審議会の「在外財産問題の最終的収束」を図るとの答申を踏まえて、1967（昭和42）年8月1日、「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」（法律第114号）が制定施行された（厚生省援護局：144-148）⁵²。その際、カナダから「送還」された引揚者も、給付金支給の対象となった。

この特別交付金支給法が制定される以前、在外財産補償要求運動と第三次在外財産問題審議会の審議が進められる中で、1960（昭和35）年、カナダ引揚者秋山藤元・たけ夫妻（日本国籍⁵³）はカナダ政府に接収された在外財産の賠償を求める裁判を提起した（飯野、高村、ロイ他：242-243）。同訴訟は1963年2月第一審の東京地裁で憲法第29条第3項に基づく損失補償請求の棄却を経て、1965年1月第二審の東京高裁では補償請求が認められたものの、1968年11月の最高裁判決では敗訴した。同訴訟は「カナダ裁判」として注目され⁵⁴、その後の戦後補償裁判に大きな影響を与えた（宍戸2008：120-121）。この秋山夫妻による在外財産係争と同時期に在日カナダ二世による補償要求運動も始まっている。

3. 在加資産返還・補償運動

引揚者給付金支給獲得運動及び秋山裁判と並行して、在日カナダ二世協会（Canadian Nisei Association of Japan）による在加資産返還・補償を求める運動が行われた。「ニュー・カナディアン」によれば、同協会は戦後「送還」されたカナダ二世を中心として1958年に結成された。R.H. ヨネモトを初代会長とし、会員数は、東京地域で約100（東京地区約60）、活動目的は会員の親睦交流を図り、在日カナダ人の帰国支援、カナダの大学への留学、就職の支援はじめ、日加相互理解、友好親善の促進そしてカナダの日系市民協会との交流等々広汎な活動目的を掲げている（NC1958.12.17.）。

強制移動に伴う日系カナダ人の補償問題は、在日カナダ二世協会（会長・西寺新次、幹事・西寺一枝⁵⁵）の陳情を受けた加藤シズエ参議院議員により、1959（昭和34）年3月12日の参議院外務委員会で、戦時中に日系カナダ人が受けた損害に対してカナダ政府との外交折衝の有無、日本政府の意向について質疑が出され⁵⁶、政府（外務省）は、補償問題を完全にカナダの国内問題で、カナダ政府のカナダ人に対する補償の問題であるとし、よって日本政府の介入するところはないとの立場から「日本政府が表立ってカナダ政府と交渉することは建前上むずかしい」と答弁している。加藤議員は、引揚給付金支給問題にも言及し、野村吉三郎議員からも「アメリカ人の引揚者から絶えず陳情を受けている」ので早期実現してほしいとの発言がなされている⁵⁷。

加藤議員の国会質疑の背景には次の事情があった。第二次大戦勃発後カナダ政府は当時バンクーバー周辺に在住していた日系人2万2千人を海岸より100マイル以奥に強制移動し、残置財産はカナダ政府が接収売却し、戦後その売却代金を市民権保有者には返還したが、市民権非保有者には返還されず、講和条約によってカナダ政府の処理に任せられた。いっぽう米国においては、日系人に対し接収財産を返還するとともに、更に、1948年強制移動損失補償法（Evacuation claims Act）によって戦時中に蒙った日系米国人の財産上の損失を戦後補償し、1958年11月までに合計26,552件、約3,687万ドルが支払われて問題はほとんど解決していた⁵⁸。在日カナダ二世協会は、「カナダにおいても米国なみに戦時中接収された財産（売却代金）が全面的に返還され、また戦争中の強制移動による財産上の損失が補償されるよう日本政府の尽力を得たい」旨、加藤議員に陳情した結果⁵⁹、在日日系カナダ人の救済運動がはじめて国会の場でとりあげられたのである。その後も、同協会は西寺新

次・一枝夫妻が中心となり、在日カナダ大使館への陳情はじめ補償問題解決への運動が続けられた。カナダの全カナダ日系市民協会と連携しての運動も計画されたようであるが、その詳細は不明である⁶⁰。

なお、秋山夫妻の訴訟に対する在日カナダ二世協会の関与（支援など）の有無は分からないが、同じ引揚者として交流はあったと思われる。というのは、秋山夫妻は日本で訴訟を起こす前、カナダ政府に残置財産の補償を請求して却下された経緯があり、西寺新次（Roy S. Nishidera）も同様却下されている。兩人ともカナダ外務省敵国財産管理室（Department of Secretary, Office of Enemy Property Custodian）宛の申請（Application for Reparation）日付は同日の1950年1月23日である。秋山夫妻の要求は対日平和条約第14条により却下された（1955年5月4日）。西寺は、バード委員会による補償の在日送還日系人への適用を要請したが（1950年6月24日）、同補償は「1947年7月18日現在、カナダ在住の日系人に適用されるもので、審査は終了しており、貴殿の請求は1947年7月17日以前にカナダを離れているので考慮されない。」（1950年7月3日付 K. W. Wright, Chief Counsel, Dep. of the Secretary of State, Office of the Custodian）との理由で却下されている⁶¹。

1961年3月結成された滋賀県カナダ引揚者協会（代表松宮増雄）は、同年7月、在日カナダ大使館を通じてカナダ政府に対して、移動に際しての損害賠償についての陳情書を提出、2年後の1963年8月にも同様の書簡（ペンションの特別適用による送還者の救済願い）を在日カナダ大使に出している。その活動は「関東の西寺新次夫人等が東京において強力な運動を展開しているのに呼応」したものであったという（松宮1984：185-192）。

その後在日カナダ二世協会（会長西寺新次）は、1963年9月28日付で直接ピアソン首相（1963年4月～1968年4月）宛に書簡を送り、戦時中の日系人に対するカナダ政府の不正（injustice）と在日日系カナダ人の苦境を訴え、その補償措置として、日本（東京、名古屋、天津）に、カナダ文化センター（Canadian Cultural Center）設立を提案している。文化センターの活動目的は、①財産を奪われ困難な生活を強いられている日系カナダ人の経済的困難の救済、②老齢およびリタイアした日系人に休息所の提供（特に天津センター）、③訪日カナダ人に宿泊とサービスの提供、④日本の生徒に合宿所とカナダ食事の提供および映画上映によるカナダの紹介、⑤国際善隣関係を促進するセンターの開設等であった。同提案は、在日カナダ二世協会のカナダ政府に対する補償運動であり同協会の設立趣旨に沿うものであった。同提案に対してピアソン首相は、文化センター計画を、並外れた画期的な計画であるが、資金援助面に関しては予算がなく前例もない、しかし、在日同協会による創造的計画に門戸を閉ざすつもりはない、と回答している（1963年10月17日付）。同協会は西寺新次が留任のまま1964年頃からメープル・リーフ文化協会と改称し、その後もカナダ文化センター設立計画の実現に向けて、日加閣僚会議（1964年）で取り上げてほしいとか、直接西寺会長がオタワへ赴き、実現しなかったがピアソン首相に面会を求めるとか等々、その運動はカナダ側が辟易するほど熱心に繰り返された。結局、1965年10月26日付書簡でピアソン首相は、先の書簡（1963年10月17日付）で回答したように、残念ながら日加文化交流計画は受理できない、カナダ側が補償金を支払う法律もなく、貴殿の要望に沿えないのを遺憾とする」と回答して同計画は実現しなかった⁶²。

むすびにかえて

以上、戦後日本に居た日系カナダ人約6,000人のカナダへの帰国（再入国）と日本の家族の呼寄せ問題、及び、在日日系人（「送還」者）に対する救済運動とくに引揚者給付金支給獲得運動について、いくつかの事実を紹介した。在日日系カナダ人のカナダへの帰国ないし再入国並びに家族の呼寄

せ渡航に対するカナダ政府の態度は極めて厳しかった。それは、1967年移民法施行規則実施まで続いたカナダのアジア系移民に対する伝統的な差別的な政策によるものであったが（Adachi：351）、アジア系移民の中で、日系人・日本人に対するカナダの施策は、カナダ政府部内文書が指摘しているように、非常に厳しい制限的なものであり、平和条約が発効して1952年4月正式外交関係が復活した後も続いた。戦後の日加関係は、日本の国際機関加入へのカナダの支援はじめ、日加通商協定の締結による相互補完的な日加貿易の進展などに見られるように良好となり、カナダの存在は国際社会への復帰を希求する日本にとって重要であった（大熊1985：89-02）。そのような友好的な関係を維持しながら、日系人・日本人の入国に対するカナダ政府の厳しい姿勢には相反するものがあった。日本人移民制限問題に対して日本政府は極めて慎重な態度をとったが、それは、戦前、日系人の95%がブリティッシュ・コロンビア州太平洋沿岸に集住した結果、排斥の対象となったこともさることながら、戦前、カナダ（マッケンジー・キング自由党内閣⁶³）の日本人移民制限の動きに対して一貫して抗議した、「日本帝国政府」の強硬な姿勢にも理由が求められるのではないだろうか。したがって日本当局にとって、日本側から戦前のルミュー協約のような割当制の導入を提起することは控え、時間をかけてカナダ側からの提案を待つという方針を維持したと言えよう。戦後の日加関係における移民問題の具体相については今後も引き続き検討課題としたい。

在日日系カナダ人にとって戦後の苦難の時期に、引揚者給付金支給の対象外となったことに対する心情は数々の陳情書に示されており、和歌山県カナダ引揚者協会やカナダ引揚者全国連合会などによる組織的な運動なくして引揚者給付金支給認定は達成できなかったと考えられる。在日カナダ二世協会・メープルリーフ文化協会によるカナダ政府に対する補償を求める運動の具体相は史料の制約もあり断片的にしか紹介できなかったが、同運動は、1988年カナダで達成されたりドレス⁶⁴の日本における運動として位置づけられよう。在日日系カナダ人による文化交流活動の日加関係における位置づけも今後の課題としたい。

註

- ¹ JICA 横浜海外移住資料館 2017『研究紀要 11』39-59。カナダ政府は日本への「送還 (repatriation)」という表現を用いたが、これは「本国送還」を意味する。カナダ生まれの日系人にとって日本は「本国」ではなく、「送還」は実際は「追放 (exile, deportation)」に等しかった。（前掲『研究紀要 11』40）。
- ² 2017年6月3日、JICA 横浜海外移住資料館会議室。2017年9月10日、国立民族学博物館。
- ³ 本研究ノートでは、「移民」「移住者」の呼称のうち、主に「移民」を用いた。
- ⁴ なお、昭和51年12月現在の引揚者数は318万3,291人（厚生省援護局1977：690）。
- ⁵ *DOCUMENTS ON CANADIAN EXTERNAL RELATIONS*（以下 DCER）, Vol.13,176 文書：1947年8月12日 Memorandum for Cabinet Committee on Japanese Questions.
- ⁶ 「日米第二次交換帰国者国別表」（昭和18年11月、在敵国居留民間関係事務室）外務省外交史料館 A.7.0.0.9-24-1「大東亜戦争関係一件 交戦国外交官其他ノ交換関係 日米交換船関係」第7巻所収。
- ⁷ 外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1「引揚者及び未帰還者の保護救済関係 引揚者給付金関係」所収。
- ⁸ Library and Archives Canada, RG18-F-3, Volume/box number: 3566, File number: C315-36-3, RG18-F-3. Volume/box number: 3567. File number: C315-36-3. http://collectionsCanada.gc.ca/pam_archives/index.php?fuseaction=genitem.displayEcopies&lang=eng&rec_nbr=879831&title=Repatriation%20of%20Japanese%20in%20Canada.©=e999900086-u

- Immigration Branch RG76, Volume 647, file A66589, part 2, Microfilm C-10587. http://heritage.canadiana.ca/view/oocihm.lac_reel_c10587. 2018年10月1日閲覧。
- ⁹ 送還者原簿：http://collectionsCanada.gc.ca/pam_archives/index.php?fuseaction=genitem.displayItem&rec_nbr=5033085&lang=eng&rec_nbr_list=5033085 2018年10月14日閲覧。
- ¹⁰ <https://thediscoverblog.com/2018/09/17/a-deportation-ledger-and-the-story-of-a-japanese-canadian-depotee/> 2018年10月14日閲覧。
- ¹¹ 『ニュー・カナディアン』(New Canadian) 1946年6月8日の記事(NC1946.6,8.)。表記以下同。
- ¹² 1947年11月29日付ピアソン外務次官、12月3日付キンリーサイド移民次官から田中書記長宛書簡。
- ¹³ DCER Vol.13, 175 文書：1947年5月22日 Secretary of States for External Affairs to Liason Mission in Japan, Despatch 113. カナダ市民権法は1946年6月27日制定、1947年1月1日実施。「特別な事情」とは「人道上かつ同情すべき強い理由」。
- ¹⁴ DCER Vol.13,173 文書：1947年4月16日 Memorandum from DEA to Cabinet Committee on Japanese Problem, Re Questions of Consular Protection and Assistance in Japan for Canadian Citizens of Japanese Origin and the Re-entry into Canada of such persons and Japanese Nationals Retaining Canadian Domicile.
- ¹⁵ DCER Vol.23, 758 文書。1956年2月23日 Memorandum from Secretary of State for External Affairs and Minister of Citizenship and Immigration to Cabinet, Cabinet Document No.63-56, Passport Facilities for and Return to Canada of Canadian Citizens of Japanese Origin.
- ¹⁶ マッケンジー・キング (W. L. Mackenzie King) は、1930年からの5年間を除いて、1921年12月から1948年11月の長期間にわたり自由党内閣を率いた首相兼外相。(日本カナダ学会1997『史料が語るカナダ』東京：有斐閣334)
- ¹⁷ DCER Vol.21,786 文書：1955年4月18日 Memorandum from Minister of Citizenship and Immigration to Cabinet, Japanese Immigration-Return of Former Residents of Canada and Special Case.
- ¹⁸ DCER Vol.20, 819文書：1952年11月17日 Memorandum from Department of citizenship and Immigration to Cabinet, Cabinet No. 9-54, Japanese Immigration.
- ¹⁹ 前掲 DCER Vol.20, 819 文書。外務省移住局企画課1961『カナダにおける日本移民の問題』77-85 外務省外交史料館J 1.1.0.2-2「本邦移住者関係カナダ移住」第3巻所収。
- ²⁰ 1958(昭和33)年6月27日在トロント領事発外務大臣宛ト第151号「JCCAのカナダ移民大臣に対する陳情に関する件」外務省外交史料館J 1.2.0.1-4「諸外国移住法規並びに政策関係カナダの部」第1巻所収。
- ²¹ 全カナダ日系市民協会が単独で陳情した背景には、カナダ政府の寛大な取扱いの結果(註17)、家族構成不明の多数の中国人呼寄せ移民が流入してカナダ当局は対策に苦慮しており、在加日本大使(萩原徹)は日系市民協会が中国系カナダ協会と提携陳情することに疑問を呈していた(註25)。
- ²² 1960年7月19日付市民権・移民大臣宛全カナダ日系市民協会陳情書“IN THE MATTER OF CERTAIN CASES OF RELATIVES JAPANESE CANADIANS PREVENTED FROM REUNION, July 19, 1960” 外務省外交史料館J 1.1.0.2-2「本邦移住者関係カナダ移住」第2巻所収。
- ²³ アジア以外の中東、中南米等移民を対象とするC項の呼寄せ範囲は、「夫、妻、息子、娘、兄弟、姉妹、両親、祖父母、21才以下の未婚の孤児の甥又は姪、許婚者並びにその息子、娘、兄弟、姉妹の夫、妻及び21才以下の未婚の子供」と非常に広範囲であった。前掲外務省移住局企画課『カナダにおける日本移民の問題』82。
- ²⁴ アメリカ局北米課1958『戦後のカナダ移民政策』(昭和33年7月1日米北資料第156号)14-16

前掲外務省外交史料館 J 1.1.0.2-2 第 3 巻所収。

²⁵ 1958（昭和 33）年 7 月 11 日在カナダ特命全権大使萩原徹発外務大臣藤山愛一郎宛オ G 第 576 号「フェアクロー移民大臣との会談に関する件」前掲外務省外交史料館 J 1.2.0.1-4 第 1 巻所収。

²⁶ 全カナダ日系市民協会は事前に萩原大使に陳情が実現するよう「特に側面より協力」してほしい旨依頼している。昭和 33 年 6 月 25 日在カナダ萩原大使発オ G 第 505 号「全加日系市民協会の移民大臣に対する移民法修正陳情書提出に関する件」外務省外交史料館 J 1.2.0.1-4「諸外国移住法規並びに政策関係カナダの部」第 1 巻所収。

²⁷ 前掲 DCER Vol.20, 819 文書。

²⁸ 移民省は日本にはカナダ生まれの子が少なくとも 3,000 人おり、多くが既婚者で家族を含めるとカナダ入国資格者は 10,000 人に達すると推定している。前掲 DCER Vol.20, 819 文書。

²⁹ 1956（昭和 31）年 1 月 26 日松平康東在加大使発重光外務大臣あて電報第 19 号「日本移民制限緩和に関する件」外務省外交史料館 J 1.1.0.2-2「本邦移住関係 カナダ移住」第 1 巻所収。

³⁰ 前掲同。

³¹ 1966 年 9 月 10 日外務省中南米・移住局「第 4 回日加閣僚委員会外務大臣発言要旨 議題 V（2）移住問題」前掲外務省外交史料館 J 1.1.0.2-2 第 1 巻所収。1968 年 4 月中南米・移住局移住課海外移住審議会提出用資料「対カナダ移住の現況と対策」前掲 J 1.1.0.2-2 第 3 巻所収。

³² 前掲 DCER Vol.21,786 文書。

³³ 註 22。

³⁴ 1950-1960 年代に在日カナダ大使館が日系人に対して発行したカナダ旅券の数について在日カナダ大使館査証部には記録は保存されておらず、筆者の照会によるカナダ図書・公文書館回答によると、詳細な調査の結果、発行数を確認できる記録の所在は不明であった。（2018 年 4 月 25 日 Julia McIntosh, Reference Services Division, Library and Archives Canada. Subject: QMS-65850 Passports Issued to Japanese-Canadians, 1946-1967.）

³⁵ 1952（昭和 27）年 9 月外務大臣宛カナダ引揚者厚生会理事長大出竹次郎「願書」、1952 年 9 月通商産業大臣宛「輸入許可願」、「理由書」外務省外交史料館 K' 7.1.0.4「引揚者及び未帰還者の保護救済関係」第 2 巻所収。

³⁶ アングラー捕虜収容所（オンタリオ州）には戦時中の 4 年間（1942 年 6 月～1946 年）、開戦直後に拘禁された 40 人（日本語学校校長や教師、ジャーナリストなど指導的人物）はじめ、道路工事や移動等の命令に不服従の総計 768 人の日系人が収容された。（末永：138-142, 229-260）

³⁷ 1953（昭和 28）年 1 月 26 日付通商産業大臣小笠原三九郎宛大出竹次郎「陳情書」前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4 第 2 巻所収。

³⁸ 「引揚者給付金等支給法」は引揚者の在外財産補償について、多年にわたる引揚者団体の強い実現要求が政治問題化した結果、第二次在外財産問題審議会の答申に基づいて、特別の政策措置として制定された。引揚者団体の主張は平和条約 14 条で在外財産が賠償にあてられたので国の目的に供された私有財産に対しては憲法第 29 条に基づく補償義務が国にあるというものであった。なお、給付金はアジア諸地域からの引揚者を適用対象とする 10 年還付の国債で、50 才以上 28,000 円、30-50 才未満 20,000 円、18-30 才未満 15,000 円、18 才未満 7,000 円。

³⁹ 「終戦後カナダより引き揚げた帰国者に対し引揚者給付金支給方陳情の件（昭和 33 年 12 月 17 日北米課有地）」外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1「引揚者及び未帰還者の保護救済関係 引揚者給付金関係」所収。

⁴⁰ 1956（昭和 31）年 11 月 8 日外務省アジア局長発厚生省引揚援護局長宛亜総第 454 号「引揚に関

- する調査に関する件」前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 41 「終戦後カナダより引き揚げた帰国者に対し引揚者給付金支給の可否に関する件（昭和 34 年 2 月 16 日北米課有地）」前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 42 「カナダ引揚者に対する給付金支給の問題に関する厚生省との打ち合わせに関する件（昭和 34 年 6 月 19 日北米課有地）」前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 43 前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 44 1959（昭和 34）年 4 月 6 日藤山外務大臣発在カナダ萩原大使宛米北第 96 号「終戦後カナダより引き揚げた帰国者に対し引揚者給付金等支給の問題に関する件」前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 45 1959 年 7 月 30 日外務省アメリカ局長発厚生省援護局長宛米北第 345 号。前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 46 この 5 船による上陸者 3,964 名が、最終的に、給付金支給対象引揚者の対象として認定されることとなった。
- 47 1959 年 6 月 19 日在カナダ臨時代理大使前田憲作発外務大臣藤山愛一郎宛オ G 第 561 号「終戦後カナダより引き揚げた帰国者に関する件」前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 48 前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 49 「右の理由」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する理由、「終戦に伴って発生した事態に基づく外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむをえない理由」を指す。
- 50 前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 51 筆者が体験談の聞き取り調査を行った彦根市開出今町の T 夫人（送還引揚者）は、両親と自分の「引揚者給付金認定通知書」（昭和 35 年 5 月 20 日付）と「引揚者国庫債券」（昭和 32 年 6 月 1 日発行）断簡を所蔵、横浜在住の Y 姉妹も給付金を支給されたと側聞しており、各地で相当数が支給したと推定される。
- 52 特別交付金（10 年還付の国債）：50 才以上 160,000 円、35-50 未満 100,000 円、25-35 未満 50,000 円、20-25 未満 30,000 円。
- 53 秋山夫妻は第二次日米交換船で帰国、職業は小学校長（註 6 「日米第二次交換帰国者国別表」）
- 54 1965 年 7 月 9 日付「夕刊読売新聞」、1965 年 12 月 16 日付「朝日新聞」、1966 年 9 月 18 日付「毎日新聞」。
- 55 西寺新次（ロイ・シンジ・ニシデラ）は、バンクーバー朝日軍の投手として活躍した二世。開戦時、マス・エバキューション・グループ（家族単位の疎開を主張してカナダ政府の移動命令に抵抗したグループ）（末永：124）に参加したことで戦時中をアングラー捕虜収容所で過ごし、第 2 船で「送還」された二世。夫人の一枝も二世。兩人とも、戦時中のカナダ政府の日系人政策に強い抗議の精神を持っていた（中山信子氏談）。
- 56 「三月十二日参議院外務委員会」前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 57 「第 31 回国会参議院外務委員会会議録第 11 号」（1959 年 3 月 19 日）前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 58 「アメリカ及びカナダにおける戦争中の日系人財産処理に関する件（昭和 34 年 3 月 26 日外務省）」前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
- 59 1959 年 4 月 6 日外務大臣藤山愛一郎発在カナダ特命全権大使萩原徹宛米北第 95 号「第二次大戦中のカナダにおける日系人財産接収事情等に関する件」前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。
本公信によれば、在日カナダ二世協会が在加財産補償問題への日本政府の尽力を加藤議員に陳情し

たきっかけは、1959年3月、トロント寿会観光団の訪日により、補償に対する米加の顕著な差が分かってからであったようである。なお、西寺夫人は政治に強い関心があり加藤シズエや市川房江議員等と交流があった由（中山信子氏談）。

⁶⁰ 在日カナダ二世協会と給付金支給獲得運動の推進団体であったカナダ引揚者全国連合会の事務所は世田谷区の西寺方で同住所になっている。加藤議員も給付金支給問題への二世協会の関与を示唆しており、給付金獲得運動と補償獲得運動は緊密に連携していたと考えられる。なお、全国カナダ引揚者協会事務所（西寺宅）の保管資料は全て西寺家よりブリティッシュ・コロンビア大学へ寄贈されたらしいとのことである（中山信子氏談）。

⁶¹ 秋山関係書類は、前掲外務省外交史料館 K' 7.1.0.4-1 所収。西寺関係書類は、カナダ図書・公文書館：RG117-A-3. Volume/box number: 2809. File number: 55171. Finding aid number: 117-15。RG117-A-3. Volume/box number: 2531. File number: 57734. Finding aid number: 117-15。

⁶² この否定的な回答を出すに際して、在日日系カナダ人に善意を示すために、カナダ帰国費用の貸付案や1946年に市民権を喪失した600人の送還者の市民権回復に配慮する案が首相に提示されている。カナダ図書・公文書館：MG26-N4. Volume/box number: 103. File number: 313.3F1, Finding aid number: MSS0877。MG26-N3. Volume/box number: 118. File number: 313.3F1, Finding aid number: MSS0877。

⁶³ 註15参照。キング首相（兼外相）は戦前の日本人移民問題（特に、ルミュー協約交渉）のカナダ側の直接の当事者であった（原口1977：45-68）。

⁶⁴ 1988年9月22日、カナダ政府（マルルーニ首相・進歩保守党）は、第二次世界大戦期の日系カナダ人に対する強制立ち退き、強制収容、戦後の強制送還について道義的、法的に間違った措置であったと公式に謝罪し、総額2億8,800万カナダドルの補償（個人補償21,000カナダドル、日系社会への団体補償1,200万カナダドル、カナダ人種基金の設立等々）を発表した（高村1990：70。ミキ、コバヤシ1995：146-147）。

引用文献リスト

外務省外交史料館史料：

A.7.0.0.9-24-1 大東亜戦争関係一件 交戦国外交官其他ノ交換関係 日米交換船関係（第7巻）

J 1.1.0.2-2 本邦移住者関係 カナダ移住（第1、2、3巻）

J 1.2.0.1-4 諸外国移住法規並びに政策関係カナダの部（第1巻）

K 1.1.0.5 日系外人関係雑件

K' 7.1.0.4 引揚者及び未帰還者の保護救済関係（第2巻）

K' 7.1.0.4-1 引揚者及び未帰還者の保護救済関係 引揚者給付金関係

K' 7.1.0.1-9 太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係 引揚関係統計表

カナダ外交文書集 *DOCUMENTS ON CANADIAN EXTERNAL RELATIONS* : Volume 13 - 1947, Volume 20-1954, Volume 21-1955, Volume 23-1956-1957 Part II, Volume 25-1957-1958, Volume 28-1961.

<http://www.international.gc.ca/history-histoire/documents-documents.aspx?lang=eng> 2018年10月1日最終閲覧。

『ニュー・カナディアン』：SFU Digitized Newspapers. <http://newspapers.lib.sfu.ca/tnc-1/new-canadian> 2018年10月23日最終閲覧。

- Adachi, Ken. 1976 *The ENEMY THAT NEVER WAS, A History of the Japanese Canadians*, Toronto : McClelland & Stewart Inc.
- 飯野正子、高村宏子、原口邦紘 2017「〈研究ノート〉第二次世界大戦直後に日本に「送還」された日系カナダ人のその後」JICA 横浜海外移住資料館『研究紀要』11、39-59。
- 飯野正子、高村宏子、P.E. ロイ、J.L. グラナスティン 1994『引き裂かれた忠誠心—第二次世界大戦中のカナダ人と日系人—』京都：ミネルヴァ書房。
- 飯野正子 1997『日系カナダ人の歴史』東京：東京大学出版会。
- 大熊忠之 1985「戦後カナダ外交における普遍主義と対日関係」『国際政治 79 日本カナダ関係の史的展開』、89-102。
- 鹿毛達雄 1998『日系カナダ人の追放』東京：明石書店。
- カナダ移住百年誌編集委員会 1989『カナダ移住百年誌』和歌山県美浜町三尾区美浜町カナダ移住百年記念事業実行委員会。
- 河原典史 2010「太平洋をめぐるニシンと日本人—第二次大戦以前におけるカナダ西岸の日本人と塩ニシン製造業—」『立命館言語文化研究』21 巻 4 号、27-38。
- 菊地孝育「日系カナダ移民（その2）吉田慎也の生涯」『盛岡大学短期大学部紀要 3』、35-52。
- 厚生省援護局 1977『引揚と援護三十年の歩み』東京：ぎょうせい。
- 国際協力事業団 1990『海外移住統計（昭和 27 年度～平成元年度）』。
- Nishiguchi, R.L. Gabrielle. 1918 “ A deportation ledger and the story of a Japanese Canadian deportee”, Library and Archives Canada Blog, September 17, 2018.
<https://thediscoverblog.com/2018/09/17/a-deportation-ledger-and-the-story-of-a-japanese-canadian-deportee/> 2018 年 9 月 17 日最終閲覧。
- 坂口満宏 2003「The New Canadian に診る戦中・戦後の日系カナダ人団体—1942～1967—」立命館大学日系文化研究会 2003『戦後日系カナダ人の社会と文化』東京：不二出版、11-40。
- 宍戸伴久 2008「戦後処理の残された課題—日本と欧米における一般市民の戦争被害の補償—」国会図書館『レファレンス』695、111-140。
- 末永國紀 2010『日系カナダ移民の社会史 太平洋を渡った近江商人の末裔たち』京都：ミネルヴァ書房。
- 高村宏子 1990「カナダにおける日系人補償の経過と背景」『カナダ研究年報』10、70-87。
- 田村紀雄 2008『海外の日本語メディア 変わりゆく日本町と日系人』京都：世界思想社。
- Nakayama, Nobuko, Jean Maeda. 2011 *Japanaese-Canadian Stories from Japan*, Tokyo (自費出版)。
- 林林太郎 1974『黒潮の涯に』東京：日貿出版社。
- 原口邦紘 1977「日本・カナダ関係の一考察—「ルミュー協約」改定問題—」『国際政治 58 日英関係の史的展開』、45-68。
- 福武直 1953『海外移民が母村に及ぼした影響 和歌山県日高郡三尾村実態調査』毎日新聞社人口問題調査会。
- 松宮増雄 1984『開出今物語—梅の花と楓—彦根市開出今とその移民史』（自費出版)。
- ロイ・ミキ、カサンドラ・コバヤシ 1995『正された歴史—日系カナダ人への謝罪と補償—』京都：つむぎ出版。Roy Miki, Cassandra Kobayashi 1991 *Justice In Our Time, Japanese Canadian Redress Settlement*, Winnipeg: National Association of Japanese Canadians.

Japanese Canadians Who Were “Repatriated” to Japan Immediately after WWII: Issues surrounding Re-Entry to Canada and Domiciliation in Japan

Kunihiro Haraguchi (Diplomatic Archives, MOFA)

This article is an interim report of the JICA Project (2016) titled “The Japanese Canadians Who Were ‘Repatriated’ to Japan Immediately after World War II.” It follows the report of Masako Iino, Hiroko Takamura and Kunihiro Haraguchi (2017) “The Japanese Canadians Who Were ‘Repatriated’ to Japan Immediately after WWII,” *Journal of the Japanese Overseas Migration Museum* 11, 39-59, that examines the newly discovered documents on the “repatriated” Japanese Canadians, revealing the unrecognized activities implemented by a group of Japanese Canadians in Japan.

1. In the early days of the postwar era, the Japanese Canadian “repatriates” were the first to reenter Canada. Next were the emigrants who had been called by their Japanese Canadian relatives in Canada, followed by the migration of the so-called new emigrants in the mid-1960s.

2. The “repatriated” Japanese Canadians in pursuit of their status as *hikiagesha* (repatriates), seeking relief from the Japanese Government (the Reparation Allowance Act of 1957), influenced the Japanese Diet to discuss the Japanese Canadians and showed their existence to the Japanese public. Meanwhile, the Japanese Canadian Nisei (second generation) group in Japan campaigned to seek compensation from the Canadian government for confiscated property.

Through these historical facts that have newly come to light, this paper helps to fill in some of the blanks in the history of postwar Canada-Japan relations.

Keywords: Japanese Canadians, Exile (Deportation), *Hikiagesha* (Repatriates), Canada-Japan Relations.

〈調査報告〉

リオデジャネイロのイリアダスフローレス宿泊所と日本人移民
— 「移民船」 関連の入港書類を中心に —

比嘉 マルセーロ (フェリス女学院大学・教授)

〈目次〉

はじめに

I ブラジルにおける移民宿泊所

II イリアダスフローレス宿泊所を通過した日本人の「痕跡」

おわりに

はじめに

近年、アメリカ大陸において、それぞれの国づくりに主要な貢献をした者として、移民たちの存在が再認識され、公に彼らの「足跡」を辿るさまざまな「記憶の場」が設けられている。2018年3月に、その一つである、ブラジルのリオデジャネイロ市の近くにあるイリアダスフローレス (Ilha das Flores) の旧移民宿泊・収容所を訪問する機会を得た (写真参照)。かつて島だった場所は今陸とつながっているが、百年以上前にできた建物群は青空博物館として一般公開されている。そこで、ブラジルの歴史の一部として、複数の国籍の人々の中、日本人移民の体験も語られていた。

アメリカ大陸における移民の宿泊・収容所は、19世紀の後半から20世紀初頭にかけてできた新しいタイプの行政施設である。これらは、アサイラム (asylum)、ホスピス、検疫所などの受け入れと隔離の機能を引き継ぎながら、近代国家の下で行われる人々の入国管理や移民に対する社会経済的な要請に対応するための諸設備を備えた、管理、検査、保護、収容そして監視の複合施設である。

ブラジルでは、サンパウロ市の移民宿泊所 (Hospedaria de Imigrantes de São Paulo, 1887年設立) がよく知られている。最も多くの移民を受け入れた州の中軸的な施設であり、そこを通過した人々は数百万人を数える。一方、サンパウロの宿泊所に先立って、イリアダスフローレス宿泊所 (Hospedaria da Ilha das Flores) が1883年に設立された。この宿泊所は、帝国時代に中央政權、そして共和国の成立以降、連邦政府の管轄下にあり、国全体の移民政策実施の面で重要な役割を果たしたのである。

1908年の「笠戸丸移民」から第二次世界大戦の勃発までの間、およそ19万人の日本人がブラジルに移住した。その大半は、サンパウロ州に集中し、彼らのほとんどはサントス港から入国した。そういった状況を背景に、イリアダスフローレス宿泊所は、日本人移民とどんな関係があるのだろうか。移民の入国門として圧倒的な位置を占めていたサントス港との対比において、リオデジャネイロ港はいかなる役割を果たしたのだろうか。そもそも、日本人は、リオデジャネイロ港やイリアダスフローレスにどのような足跡を残したのであろうか。

本稿では、このような疑問を解くために、差し当たり、いわゆる「移民船」のリオデジャネイロ寄港の実態を、とりわけ日本人のイリアダスフローレス宿泊所の利用状況を調べることにした。これらは、ブラジルへの日本人の移住の過程の中、ごく少数のケースで、その意味で極めて特殊であることは承知しているが、そこから逆に大きな移住の流れを把握するための手がかりを追究していきたい。

I ブラジルにおける移民宿泊所

19世紀末から20世紀初頭の国際的な大移住の時代には、アメリカ大陸の主要な移民受け入れ国において、移住の規制および行政管理を行うために、大規模な入国管理複合施設が建設された。ニューヨークのエリス島移民ステーション、リオデジャネイロとサンパウロの移民宿泊所（Hospedarias）、ブエノスアイレスの移民ホテル（Hotel de Inmigrantes）などは、大西洋を横断する人々を迎えるために設計された新しいスペースを代表するものである。入国の手続きに加えて、移民の健康状態を検査し、新来者の初動支援（宿泊、労働斡旋、最終目的地までの移動支援など）を提供する役割を担っていた。なお、現在ではこれらの建物の多くは保護され、歴史的建造物として指定されている。また、それぞれの国において、国民共通の「記憶の場」として確立している¹。

19世紀後半に、ブラジルではコーヒーが最も主要な輸出物になった。その生産を支えていたのは奴隷であったが、奴隷制度廃止を求める気運が高まった頃、それに代わる労働力の確保は必須の課題となった。すなわち、経済成長を継続させるのに、外国人労働者の受け入れ体制を整えるしかなかった。その文脈で、コーヒー業界関係者が、国の良さをアピールする宣伝活動や渡航費支援などの積極的な政策を取り入れるよう、政府に働きかけた。移民宿泊所は、新来する移民の受容と保護と同時に、手際よく大農園に労働者を送り込むための、ある種の労働斡旋配給センターとして構想されたのである。

帝国時代末期の1883年に、リオデジャネイロにイリアダスフローレス宿泊所が設立された²。これは、公費で建設された中央政府管轄の最初の施設であった。設立当初、リオデジャネイロ州、ミナスジェライス州とサンパウロ州の一带、いわゆるヴァレドパラíba（Vale do Paraíba）を中心とした生産地域との繋がりが強く、1889年に共和国が成立した後、連邦政府が取り組んだ「中核植民地」（núcleos coloniais）計画のための移民を受け入れたのである。

同じ時期に、サンパウロにおいても、移民の宿泊施設の整備が行われていた³。移民が本格的に増加する以前に、サンパウロ州政府は既に市内のボムレチーロ地区に宿泊所（通称、Hospedaria do Bom Retiro, 1882～87年）を開設していたが、その作りは粗末で、収容人数も少なかった。そのため、1887年に新しい宿泊所がブラス地区に整備され（通称、Hospedaria do Brás）、以降、サンパウロ州の移民の受け入れ施設となった。

ところで、コーヒー栽培がサンパウロ州西部の奥地に広がっていくにつれて、ブラスの宿泊所の重要性が増す一方、イリアダスフローレス宿泊所の利用は低下していった。20世紀に入ると、リオデジャネイロに下船する移民が激減し、宿泊所は度々閉鎖された。結局、1932年頃、海外からの移民を受け入れなくなり、主に国内の移民労働者の宿泊所となった。第二次世界大戦後、再び外国人移民を受け入れるようになったが、最終的に1966年に宿泊所としての役目を終了した。

ブラジルにおいて、中央と地方の分権、もしくは力関係は、国全体と各州の移民の受け入れ政策、そして結果的に、宿泊所の興隆と衰退に大きな影響を与えた。つまり、共和国の成立後、各州の自治度が増していく中で、中央政権が移民政策の積極的な取り組みから後退し、それぞれの州がより自由に移民政策を実施できるようになった。しかし実際は、州ごとの力の差によってその勝敗が決まった。サンパウロ州はコーヒー経済のニーズと財政力を背景に移民の受け入れに成功するが、他の地域では、逆に移民の流れが貧弱となった。リオデジャネイロとサンパウロ以外にも、大小の宿泊所が存在していた（例えばミナスジェライス州、エスピトウサント州、リオグランデドスール州など⁴）が、皆短命で終わってしまった。結局、大量の移民を継続的に勧誘できたのは、サンパウロ州のみであった。一方、イリアダスフローレス宿泊所が閉鎖されずにある程度長く機能していたのは、連邦政府との関わりがあったからである。

移民の宿泊・収容施設は、国家間の移住の流れを接合すると共に、一方では、実際に政策が施行され具現化された場所として、他方では、個々人が身をもって移住の諸規制を直接体験した場所として捉えることができる。したがって、これらの施設は、移動の一般的なプロセスと人々の個人的経験の両方を理解するのに役立つ、人々が「移民」とでも言えるような存在になる過程の中で、重要な場所である。

II イリアダスフローレス宿泊所を通過した日本人の「痕跡」

戦前期における日本人のブラジルへの移住は、ほとんどサンパウロ州に集中し、移民たちはサントス港から入国したのである。その意味で、リオデジャネイロ港に上陸した人数は僅かで、その中、イリアダスフローレス宿泊所に下船した移民はさらに少なかった。

なお、一般的に「移民」というカテゴリーに数えられていない者（使用人、学生、商業従業員など）、あるいは「農民」でも、単独で行動している者が一定数いた。また、本来移民としてサンパウロに向かうはずのグループの中にも、例外的に、または変則的に、リオデジャネイロに上陸することがあった。そしてさらに、1920年代末、日本人移民が北部地域に進出した際にも、リオデジャネイロで船を乗り換え、一時的に立ち寄ることもあった。

ここで、ブラジルの入国関連書類、海外興業株式会社の「渡航者名簿」、アルゼンチンの入国審査書類、ブラジルで発行された各新聞などを資料として、「南米航路東岸線」が開通した1917年から第二次世界大戦の勃発によって航海が中止となった1941年までの間に、いわゆる「移民船」で渡航して、イリアダスフローレス宿泊所に立ち寄った日本人移民の動きを検証したい⁵。

以下、いくつかの事例を取り上げてみる。

表 1 イリアダスフローレス宿泊所に立ち寄った船舶の事例

航海	船舶名	(往航)	(往航)	(終点)	(復航)	
		リオデ ジャネイロ着	サンパウロ着	アエノス アイレス着	リオデ ジャネイロ着	
事例 1	--	シアトル丸	1920-02-14	1920-02-17	1920-02-25	??
事例 2	海興 第 56 回	神奈川丸	1925-10-02	1925-10-06	1925-10-12	??
事例 3	海興 第 57 回	カナダ丸	1925-11-05	1925-11-07	1925-11-14	1925-12-11
事例 4	海興 第 59 回	阿波丸	1925-12-28	1925-12-31	1926-01-09	1926-01-28
事例 5	--	パナマ丸	1926-01-13	1926-01-15	1926-01-21	1926-02-19
事例 6	--	サントス丸	1926-02-11	1926-02-09	1926-02-16	1926-03-10
事例 7	--	河内丸	-	1926-02-18	1926-02-27	1926-03-16
事例 8	海興 第 61 回	鎌倉丸	1926-04-25	1926-04-28	1926-05-05	(17/05/1926)
事例 9	海興 第 62 回	ハワイ丸	1926-05-24	1926-05-26	1926-06-02	1926-06-26
事例 10	海興 第 64 回	ラブラタ丸	1926-06-25	1926-06-27	1926-07-03	1926-07-29
事例 11	海興 第 73 回	神奈川丸	1926-12-09	1926-12-10	1926-12-16	1927-01-01
事例 12	海興 第 76 回	サントス丸	1927-01-15	1927-01-16	1927-01-21	1927-02-22
事例 13	--	マニラ丸	1927-03-02	1927-03-04	1927-03-10	1927-04-08
事例 14	海興 第 82 回	サントス丸	1927-07-19	1927-07-21	1927-07-27	(21/08/1927)
事例 15	海興 第 115 回	鎌倉丸	1929-02-23	-	1929-03-02	1929-03-20
事例 16	海興 第 117 回	モンテビデオ丸	1929-03-19	1929-03-20	1929-03-30	1929-04-17
事例 17	海興 第 118 回	備後丸	1929-03-20	1929-03-19	1929-04-01	1929-04-17
事例 18	海興 第 126 回	モンテビデオ丸	1929-09-07	1929-09-09	1929-09-14	1929-10-08
事例 19	海興 第 131 回	ラブラタ丸	1929-11-12	1929-11-13	1929-11-19	1929-12-10
事例 20	海興 第 146 回	サントス丸	1930-06-28	1930-06-29	1930-07-05	1930-07-28
事例 21	海興 第 149 回	鎌倉丸	1930-08-25	1930-08-23	1930-09-03	1930-09-14
事例 22	海興 第 150 回	モンテビデオ丸	1930-08-27	1930-08-29	1930-09-03	1930-09-23
事例 23	海興 第 178 回	マニラ丸	-	1932-06-27	1932-07-02	1932-07-09
事例 24	海興 第 179 回	モンテビデオ丸	1932-07-01	1932-07-02	1932-07-08	1932-07-25

備考：此嘉作成 () は、不確定なデータ

(1) イリアダスフローレスに立ち寄った、1920年2月14日リオ着のシアトル丸一団

イリアダスフローレスの宿泊所は、第一次世界大戦末から一時的に海軍省の所管に移され、ドイツ人捕虜の収容施設として使われたが、1920年に再び移民を受け入れるようになった。このシアトル丸の移民一団は、宿泊所としての使用再開もない時期に入所したのである（事例1、表1参照）。

シアトル丸は1919年11月に横浜を出帆して、1920年2月上旬にブラジルに着いた⁶。この時期はスペイン風邪の大流行が漸く収束した頃で、ブラジルの衛生局は移民の疾患に神経を尖らせていた。船が到着した時の衛生状況は悪く、風邪、インフルエンザ、気管支炎などに罹っていた病人がたくさんいたようで、移民はイリアグランデ（リオデジャネイロ州）の検疫所に一時避難するように命じられた⁷。このためシアトル丸がリオデジャネイロ港に辿り着いたのは、2月14日であった⁸。

日本人の移住は既にサンパウロの方に集中しており、シアトル丸の移民がなぜリオデジャネイロに上陸したのか不明である。様々な推測ができるが、ブラジルの入港書類から確かに言えることは、この団体は横浜、神戸、長崎で乗船した三等客52人と一等客7人で構成されており、彼らの職業は「農民」や「漁民」を中心に、「獣医」「大工」「医師」「学生」など様々であった。宿泊所の便箋に「マリカー鉄道イグアバー駅」そして「レオボルジーナ＝レイルウエイ鉄道アルメイダ・ペレイラ駅」と書かれたメモがあり、最終的にこの集団の目的地はリオデジャネイロ州にあったことが窺える。

この頃、既に伯刺西爾移民組合・海外興業株式会社によるサンパウロへの移住が始まっていた。シアトル丸のブラジル到着時期は「組合・第14回」（鎌倉丸）と「組合・第15回」（土佐丸）航海の間に当たる。こうした従来の組織的な移住と別の経緯で渡航したこの移民集団の「足跡」を知るのに、イリアダスフローレスの書類に残った彼らの「痕跡」は重要な手がかりになる。

(2) 移民入国管理を規制する法令第16761号の施行（1925年）と「移民船」の検査

シアトル丸の後、イリアダスフローレスに立ち寄った日本人移民はしばらくいかなかった。その間、1922年に「中佐たちの反乱」が起り、宿泊所が再度一時的に刑務所として使用された⁹。

なお、1925年10月以降、継続的に日本人の移民が確認できる。この時期、入国する移民に対する管理が強化され、その一環として船舶の検疫および乗船客の身体検査が厳しくなった¹⁰。事例2の神奈川丸（Kaikō 56）は新しい法律が施行されてからの最初のケースで、事例3カナダ丸（Kaikō 57）¹¹、事例4阿波丸（Kaikō 59）はそれに続いたのである。

ブラジルの新聞により日本の港でコレラが流行していたことが伝わり、記事では「取り敢えず予防。衛生当局は日本人移民に対する諸注意」¹²と警戒の必要性が訴えられた。一方、『伯刺西爾時報』にも「フローレス島収容所にさして細心の検査－新移民法適応の第一船神奈川丸」¹³という見出しの記事が掲載された。船の徹底的な検査が急遽決まった措置であったため移民関係者は困惑していたが、「欧米移民にも等しく検疫するのであるさうだから日本人も不平は云えない」と記者が理解を示している。結果的に「移民は全部一と先フローレス島移民収容所へ上陸させ、同所に於いて各移民糞便の顕微鏡検査を行なった結果、コレラ菌の携帯者は一人もないと定まった」。そして現地の新聞にも「日本人移民はサンパウロまで続航。衛生局が彼らはコレラ菌を携帯していなかったことを確認した」¹⁴との朗報があり、関係者は一安心した。

南米航路東岸線の開通以来、大阪商船の船舶は往航と復航にリオデジャネイロに寄港していた。サンパウロ行きの移民集団を乗せていても、リオ→サントス→ブエノスアイレスというルートをとっていたので、新しい法律によって寄港の順を変えることはなかった。一方、日本郵船の場合は、ほとんど常に組織的移民集団を輸送していた関係で、南アフリカから直接サントスに向かい、復航にのみリオデジャネイロに寄港していたが、この時期から往航でも寄港するようになった。

(3) 海外興業株式会社の「名簿シリーズ」にない移民集団を輸送した船舶

海外興業は組織した移民集団を、「航海」ごとに整理し、移民一人一人の詳細なデータを「第〇〇回 伯刺西爾行移民名簿」という題の業務用冊子にまとめた。しかし、いわゆる「移民船」で輸送された集団であっても、この名簿シリーズに含まれていないケースがある。前述のシアトル丸はその一つであるが、イリアダスフローレスの関係書類にそういった船が何隻か確認できる。

事例5のパナマ丸は、サントス行き55人の移民を乗せて、1926年1月13日リオデジャネイロに着いた(Rio 20797)。移民たちはイリアダスフローレスに一旦下船するが、すぐ続行して1月15日サントスに到着した(Santos, Manila Maru 1926-01-26)。『オパイス』紙(1926-01-13)のニュースによると、横浜を出帆してから四日市、神戸、香港、サイゴン、シンガポール、コロンボ、ダーバン、ケープタウンを経由して、ブラジルに辿り着いた。このルートは、この時期の大阪商船の定期航路である。

一方、事例6のサントス丸も、海外興業の名簿シリーズに見当たらない。サントス丸は「移民船」の代表船舶の一隻であるが、この時は初航海を行っており、サントス→リオ→ブエノスアイレスという、大阪商船の船としては珍しいコースをとっていた。ほとんどの移民がサントスで下船したが、リオデジャネイロまで続航し、イリアダスフローレスに立ち寄った二人の移民(「NT」と「NS」)の記録が残っている(Rio 20857)。NTは長野県出身の21歳の男性で、NSは宮城県出身の22歳の男性であった。二人とも「農民」で「既婚者」であるが、単独で渡航していた。そして彼らについては「ミナスジェライス、アンナ・フロレンシア駅の耕地に行く」のメモが書類に残っている。

ところで、海外興業の名簿シリーズにない船の場合、一般的に情報が少ない。その意味で、ブラジルの港で提出された乗客名簿や官吏が作成した入国報告書(“Parte”)などは、少なくとも誰が移住したかを知るのに、重要な資料となる。今回の調査のイリアダスフローレスと直接関係はないが例えば、前述のパナマ丸の乗船客名簿に載っている55名の移民の氏名(Afuso, Gushiken, Hika, Ishikawa, Kaneshiro, Kina, Kiyamu, Kuniyoshi, Makiya, Miyashiroなど)から推測すると、横浜で乗船した一人を除いて、神戸で乗船した54人は全員沖縄出身であると考えられる。また、サントス丸のグループにも、沖縄県の移民が目立つ。全員ではないが、三等客106人の内、およそ74人が沖縄出身者である。

(4) 入国の特殊な例(その1): 復航の際にブエノスアイレスで乗船した移民が下船

日本郵船の資料によると、1925年12月19日に神戸を出帆した河内丸(事例7)は、「搭載移民ナシ」の貨物船であった¹⁵。通常「移民船」でも、定期航路のスケジュールを守るために、貨物船として航海することがあった。その場合、少数の、主に単独で渡航する人を乗せることがあった¹⁶。

サントス港の入国書類によると、この河内丸には、三等客として、ダーバンで乗船した一人のポルトガル人大工の名前があるのみで、確かに日本人移民集団を運んでいなかった(Santos, Kawachi Maru 1926-02-18)。ただし、復航にリオデジャネイロに寄港した際に、ブエノスアイレスから「KM、日本国籍、46歳、農民、アルゼンチンより、三等」という一人の移民が乗っていた(Rio 20935)。この事例は特殊であるが、ブラジルに(1)移民団体を搭載していないはずの船舶は、少数の客を乗せることがあった、及び(2)日本からのみならず、アルゼンチンから入国する日本人もいた、ということを示している。

イリアダスフローレスまたはリオデジャネイロ港に限る話ではないが、この事例のように、日本籍の船舶を利用しながら、組織的移住とは別のルートと形態で入国する日本人移民が、移住初期から存在していた。ブラジル国内のみならず、南米各国間の移動は珍しくなく、最初はブラジルへ行って、

そこからアルゼンチンへ行き、そして再びブラジルに戻るといったようなケースもあれば、ペルーやチリからブエノスアイレスに流れてくる移民もあり、そこからさらにブラジルへ行くケースもあった。

(5) 入国の特殊な例（その2）：サンパウロ宿泊所が満員のためリオデジャネイロに目的地変更

日本人移民の集団は、本来、サントス港に下船して、そこから汽車でサンパウロの移民宿泊所まで移動していた。しかし、悪天候や、時には政治的混乱など、諸々の理由でサントスに上陸できない場合、リオデジャネイロから入国することがあった。

現地の日語新聞によると、事例8の鎌倉丸（Kaikō 61）がブラジルに到着する1926年4月頃、サンパウロ宿泊所は満員であったため、目的地をリオデジャネイロに変更し、移民の「配耕」がそこから行われる予定であった¹⁷。一方、『コレイオ・パウリスタノ』紙の記事には、移民たちは「移民局の命令」でイリアダスフローレスに移動させられた、という報道もある¹⁸。

海外興業の資料によると、鎌倉丸は確かに4月25日リオデジャネイロに到着した。また、同日付のブラジルの入港書類に、イリアダスフローレスに下船した三等客はたった一人で（TK、22歳、独身、男性、兵庫県出身、商業従業人）（Rio 21039）、その他に、「トランジット 595人」が乗っていた、という手書きのメモが記されている。一方、三日後の4月28日にサントス入港の書類があり、乗船客名簿も残っている（Santos, Kamakura Maru, 1926-04-28）。

移民検査の詳細については今のところ知る手がかりがないが、複数の新聞は鎌倉丸のリオデジャネイロ到着を取り上げ、「航海中に6人の死亡者が出た」ことを報道している¹⁹。航海中の移民の死亡は珍しいニュースではないが、鎌倉丸のイリアダスフローレスへの移動の命令は「サンパウロ宿泊所が満員」のためだけではなく、こういった衛生上の問題と関係している可能性もある。

鎌倉丸の一団が最終的にどこから入国したかは定かではないとしても、この事例は、この時期からリオデジャネイロは日本人の組織的移住の臨時港として利用されることがあったことを示している。

(6) 入国の特殊な例（その3）：リオデジャネイロの入港関連書類に記録が残っていないが、イリアダスフローレス宿泊所に居残った移民

1926年5月26日、サントス港に到着したハワイ丸（Kaikō 62）（事例9）の乗船客名簿において、三人の移民の名前の所に「イリアダスフローレス残留」との記入がある（Santos, Hawaii Maru 1926-05-25, fl.27）。彼らには、集計に使われたと思われる通し番号が打たれていないので、上陸した766人（「集計」“Resumo”）から除かれているように思われる。書類の保存状態が悪くて氏名が識別できないが、同一家族のメンバーである。なお、リオの入港書類（Rio 21119）や海外興業の移民名簿に、この三人についての特記がなく、彼らのその後の事情を明らかにできる手がかりがない。

この時期に、日本船舶の南米におけるルートは確定し、リオ→サントス→ブエノスアイレスの順で寄港するようになった（「ハワイ丸は当国政府移民局からリオへ最初寄港するやうに命令があった為同船の当国着発日は次の如く変更…」²⁰）。このため、このハワイ丸の事例のように、リオデジャネイロでのトランジットの間に下船し、何らかの理由でイリアダスフローレスに残留する移民のケースが見られる。

(7) トランジット

1926年5月から、大阪商船と日本郵船両会社の船が、決まってリオデジャネイロ経由でサントスに行くようになった。リオデジャネイロに寄港しても移民が必ず下船するとは限らないが、「トランジット」の手続きを行う船が増えた。

事例10のラプラタ丸(Kaikō 64)の入港書類によると、イリアダスフローレスで下船した日本人移民は二人で、乗船客名簿から「KT、日本国籍、43歳、既婚、商業、横浜、三等」と「GT、日本国籍、31歳、既婚、商業、横浜、三等」という人物であったことがわかる(Rio 21197)。また、入港書類に手書きで「サンパウロ行き日本人移民773人がイリアダスフローレスに行った」と記されている。集団の名簿は残っていないが、一度、イリアダスフローレスに下船したようである。

ところで、サントス港で提出された乗船客名簿によると、上陸の人数は768人となっている(Santos, La Plata Maru 1926-06-27)。名簿を調べてみると、「リオ病院」(No.166 “MT”、No.167 “Mt”、No.171 “mT”)、「リオ」(No.585 “AH”)そして「死亡」(No.297)の記述がある。上陸した移民の数はどのように算出されたか不明であるが、768人にこの5人を足すとリオデジャネイロの書類に記載された数と一致する。ちなみに、海外興業の移民名簿に、AHの家族(「夫婦移民・静岡県」)の備考欄に「Rio de Janeiro」と記されているが、他の人たちのところには何も書かれていない。

つまり、前述のハワイ丸(事例9)と同じように、これらの乗船客はサントス港で下船した者として数えられていないが、リオデジャネイロにもその下船の記録が残っていないケースが複数ある可能性がある。

なお、サントスに到着する前にイリアダスフローレスに立ち寄り、トランジットで移民が下船したケースとして、例えば、若狭丸1926-7-27(リオ着、以下同様)²¹、サントス丸1926-7-27(Rio 21275)、河内丸1926-8-26²²、博多丸1926-9-25²³、神奈川丸1926-12-9²⁴、マニラ丸1927-03-02(Rio 21818)などがあつた。

(8) 単独移民のケース

コーヒー農園で働くためにブラジルに渡った移民と異なるタイプであるが、前述のラプラタ丸(事例10)のように、イリアダスフローレス宿泊所に「使用人」「事務員」「商人」などを職業としていた人々も立ち寄っていた。彼らは必ずしも「補助移民」のカテゴリーに入っていないが、三等客として渡航したので、ブラジルの入国管理上、「移民」として扱われていた。また、大きな集団ではなく、単独で、もしくは一家族の単位で、数名の「農民」の記録もある。

なお、イリアダスフローレスに下船したりリオデジャネイロ行の三等客のケースとして、例えば、ラプラタ丸1927-06-15(リオ着、以下同様)(職業：使用人)(Rio 2213)、サントス丸1927-07-19(使用人、農業)(Rio 22199)、ラプラタ丸1927-12-10(事務員)(Rio 22595)、モンテビデオ丸1928-03-24(農業)(Rio 22881)、ラプラタ丸1928-06-10(商人、学生、教師)(Rio 22088)、サントス丸1928-07-07(農業-学生?、農業)(Rio 23166)、モンテビデオ丸1928-09-22(使用人)(Rio 23346)、ラプラタ丸1928-12-08(事務員、農業)(Rio 23567)、マニラ丸1929-02-14(農業)(Rio 23733)、ラプラタ丸1929-06-01(事務員)(Rio 24061)、ハワイ丸1929-10-21(事務員)(Rio 24418)、ラプラタ丸1929-11-12(事務員)(Rio 24489)、プエノスアイレス丸1929-12-29(農業)(Rio 24633)、モンテビデオ丸1930-03-02(農業)(Rio 24808)などの船が参考にできる。

(9) トラホーム患者(その1)：上陸拒絶と強制送還

1920年代末、日本人の入国拒絶のケースが続出した。ブラジルの法律で、アメリカ合衆国やアルゼンチンと同じように、様々な疾患が入国拒否の理由として規定されていたが、日本人の場合は、ほとんどが「トラホーム(トラコーマ)」であった。そのように診断された移民は、隔離のためにイリアダスフローレス宿泊所に一時的に送られることがあつた。

例えば、大きなケースとして、1928年12月28日神戸を出帆した鎌倉丸(Kaikō 115)の例があ

る（事例 15）。入港関連書類や乗船客名簿など、ブラジル側の公式な記録は残っていないが、各新聞や海外興業の冊子に書き記された情報によって、その様子を窺うことができる。この船は 273 人（一説には 281 人）の移民集団を乗せて、1929 年 2 月 23 日リオデジャネイロ港に到着した²⁵。本来サントスに向かうはずだったが、悪天候によりサントス―サンパウロ間の鉄道が不通となったため、臨時的に移民がリオデジャネイロで下船することになった。ところで、船内で身体検査を受けた際に、多くの不合格者が出てしまった。19 人のトラホーム患者はイリアダスフローレスに下船させられ、「法律に従って出発港へ送還される」と現地の新聞が報道した²⁶。日本語新聞も「新来日本移民トラホームで大揉」と題して、大きなニュースとして扱った。その詳細をみると、最初の検査で約 80 人の乗客がトラホームと診断されたようであるが、再検査の結果、約 50 人が「軽症」と見なされ、上陸が認められた。結局、新聞によると、約 30 人が入国を拒否された²⁷。

一方、海外興業の「鎌倉丸 便第 115 回伯刺西爾行移民名簿」に、入国拒否された移民たちのページに「〇〇（氏名）トラホームノ為ニ入国禁止 全家族帰国 昭和四年五月二十日神戸着 鎌倉丸ニテ帰国」や「〇〇トラホーム送還 昭和四年五月一八日 門司着 鎌倉丸ニテ帰国」と送還の詳細が記されている。また別紙「トラホーム送還者府県別表」が貼られ、同航海に合計 38 人（患者 16 人と家族 22 人）が日本に送還されたことが示されている²⁸。

トラホームの問題は、「移民の病気」としての歴史が長く、以前から関係者が関心を寄せていた。しかしこれだけの規模の強制送還は珍しく、移民コミュニティや移住事業の関係者は驚きを隠せなかった。

（10）北部地域行きの移民

1929 年に、日本人はブラジルの北部地域に移住するようになった。彼らは日本からリオデジャネイロまで行き、リオデジャネイロでブエノスアイレスから戻ってくる復航の船に乗り換えて、目的地のベレンまで行った。

南米拓殖株式会社の第一団は、事例 18 のモンテビデオ丸（Kaikō 126）で、1929 年 9 月 7 日、リオデジャネイロ港に到着した。この船についての入港書類は残っていないが、1929 年 9 月 12 日の『伯刺西爾時報』によると、移民団は 9 月 8 日にリオデジャネイロで復航のマニラ丸に乗り換え、目的地のパラー州ベレンまで赴いた。

なお、イリアダスフローレスに下船し、北部行きの復航の船に乗り換えたケースとして、例えば、事例 19 のラプラタ丸 1929-11-12（リオ着、以下同様）（Kaikō 131、Rio 24486）、サントス丸 1929-12-10（Kaikō 133、*Correio da Manhã* 1929-12-11）、事例 20 のサントス丸 1930-06-28（Kaikō 146、*O Jornal* 1930-06-29）、リオデジャネイロ丸 1931-01-06（Kaikō 156、Rio 25702）、ラプラタ丸 1931-03-18（Kaikō 159、Rio 25877）、ブエノスアイレス丸 1931-05-07（Kaikō 162、Rio 26010）、リオデジャネイロ丸 1931-07-02（Kaikō 165、Rio 26136）、ラプラタ丸 1931-08-28（Kaikō 168、Rio 26253）、モンテビデオ丸 1932-01-13（Kaikō 172、Rio 26566）、ラプラタ丸 1932-02-07（Kaikō 173、Rio 26614）などが参考にてできる。

（11）トラホーム 患者（その 2）：復航の際の再検査後、入国許可

身体検査でトラホームと診断された人は、一旦ブラジルへの入国を拒否されるが、必ずしも直ちに日本に強制送還されるということではなかった。船は最終港のブエノスアイレスまで続航するので、不合格となった人はそのまま船に居残り、復航でサントスやリオデジャネイロに戻るまで治療を続けた。場合によって、一度入国拒否された人も、復航の寄港の際に再検査を受け、合格となることが

あった（際立った例として、事例 21 と事例 22 が挙げられる）。

事例 23 のマニラ丸 (Kaikō 178) の乗客 SH (妻、43 歳) は、そのようなケースである。その経緯を書類上で追究すると、諸手続きの詳細を確認できる。まずサントスで「トラホーム」と診断され、上陸を拒否されたことがわかる (Santos, Manila Maru 1932-06-27²⁹)。家族 (夫、父、母、子 6 人) と一緒に渡航したが、他のメンバーが下船して、本人一人だけ船に残り、ブエノスアイレスまで続航した。アルゼンチンに着くと、船長はブラジルで入国拒絶者が船にいることを「申告書」で知らせ、船の立ち入り検査を行う検査官、海上保安局員、移民局医師と船長が署名する「立ち入り検査証明書」にその事実を記載する。その際に、SH が船内に拘束されることということが合意される。検査官は「報告書」で移民局に下船不許可のことを知らせ、それを受けて局長が「入国禁止」と「出発港に送還」を命じると同時に、船舶会社に決裁を知らせる (Bue 1932 : 70469)。このマニラ丸は復航ではサントスに寄港しなかったようであるが、SH はリオデジャネイロで再検査を受け、下船の許可を得る。リオの入港書類に「[この乗船客は] 眼科専門医の診察後、この港で下船した。なお、サンパウロに戻るために、イリアダスフローレスに送られた。」(“Desembarcada neste Porto depois do exame do especialista de olhos e enviada a Ilha das Flores, afim de regressar a S. Paulo”) の記入がある (Rio 26949)。なお、リオデジャネイロからサントスまで行くのに、海外興業の第 180 回航海のアフリカ丸に乗る (Santos, Africa Maru 1932-07-29)。

モンテビデオ丸 (Kaikō 179) (事例 24) の T 家も、疾患のためブラジルへの入国が拒否された。乗船名簿に「トラホームの疑い」とあり、サントス港の衛生局によって下船が認められなかったことの記述がある (Santos, Montevideo Maru 1932-07-02³⁰)。名簿上、全員 (5 人) に取り消し線が引かれており、具体的に誰が疑われているかを判断できない。船がブエノスアイレス港に着くと、彼らは通常の対応を受けて、下船せず船に居残った (Bue 1932 : 70673)。なお、検査官報告書で疾患の疑いがかかっている者は 6 歳の子ども (Mkms6) であることが明記されている。復航の際に、モンテビデオ丸はサントスに寄港せず、ブエノスアイレスからリオデジャネイロへ行くが、そこで再検査を受けて合格となる (Rio 26982)。入港書類に「これらの移民は船がサントスに寄港した際に下船せず、ここで下船する。政府と契約している団体のメンバーである」との説明が書き記されている。また、海外興業の冊子にある T 家 (「拓務省補助家族移民・熊本県」) のページには「トラホーム不合格」「亜港へ続航」「復航リオ港ニテ合格 一家族アフリカ丸ニ便乗 リオ港ヨリサントス着」と記されている (Kaikō 179)。

1917 年の「南米航路東岸線」開通以来、リオデジャネイロ港は日本の「移民船」の寄港地の一つとなった。移住の面では、実際にはそれほど重要性を持っていなかったが、リオデジャネイロは連邦政府の所在地であり、ブラジルの一大商業都市であったので、貿易の面ではそれなりの取引が行われていた。そのような意味で、移民運送は主業務の船舶会社にとっても、大事な寄港地であった。一方、何らかの理由で移民たちがサントス港で上陸できなかった場合、臨時的にリオデジャネイロで下船することがあった。また、病気を理由に入国拒否された移民が、ブエノスアイレスまでの往復の間、サントスまたはリオデジャネイロでもう一度入国を試みるということがあった。入港関係書類にそのような記録を見ることができる。サントスを中心に、リオデジャネイロ～ブエノスアイレスの線は、ブラジルへの日本人の移住の過程のもう一つのルートとなっていた。

1932 年頃から、イリアダスフローレスに立ち寄る海外移民が減少した。宿泊所は代わりに、国内移民の受け入れ施設として使用されるようになった。日本人が再びここで下船するようになったのは戦後である。宿泊所の利用は短期間であったが、サントス港と異なった、日本人のブラジルへの入国

の別のルートとしてリオデジャネイロ港が位置付けられるとしたら、イリアダスフローレスは一定の役割を果たしたと言えよう。

おわりに

サントスという視点から見ると、リオデジャネイロ港に立ち寄った移民たちは少数であり、その中、イリアダスフローレス宿泊所に下船した人々はさらに少数である。統計的には、ほとんど意味を持たない、と言っていい。しかし、人間のことであるので、「切捨て」ということはない。一人一人に名前があり、歴史がある。

現に、乗船客名簿をじっと眺めていると、くっきりとした移民の姿が見えてくる。一般的に当てはまる話であるが、各種名簿に記載されている情報項目を単純に並べると、どこ出身の誰がいくつの時に誰と一緒にどこの港からいつ出帆の何という船でどこを經由して…、正にブラジルに至るまでの移民たちの「足跡」をかなり正確に追うことができる。そしてその人が、…サントスに上陸しようとした時に運悪くトラホームの検査に引っかかり入国拒絶となり、家族と離れ一人でブエノスアイレスまで行く…、ということになると、『ハルとナツ』に負けないドラマチックな展開が見えてくる。というのは、多分、その人が船内でとりあえず治療を続けて、少しでも改善できたらあるいは今度下船が認められるかも知れないと期待を膨らませながらも、船が港に近づいてくるとまた不安に陥るが、診察のために乗船したお医者さんが診てくれてこれぐらいならトラホームではなく普通の角膜炎だと言ひ、云々、と。乗船客名簿から個々人の名前を追い掛けるだけで、移民たちが置かれていた、実にリアリティーあふれる世界が目の前に広がってくる。

そして、こうした資料の精査から現れてくる変則的な集団、単独で渡航した人、上陸を拒絶された家族、急遽目的地が変更させられた船などが、移住全体の過程をより具体的かつ明確に浮かび上がらせてくれる。流れからはみ出たこれらの事例は、つまり「例外」を示すことによって、「通常」がどのように形成されていったかが示唆されると思う。

今回のイリアダスフローレスの資料調査で、通常の組織的な移住と異なった形で渡航した人々や、通常のルートと異なった方法で入国する人々の存在を確認することができたが、書類上に残っているそれらの「痕跡」から、今後彼らの「足跡」を追究することが可能となる。

註

- ¹ 各国の移民収容施設について Moreno 2003 (アメリカ合衆国)、Clementi 1998、Huernos 2016 (アルゼンチン)、Nogueira 1981、Segawa 1989 (ブラジル)などを参照。
- ² Kushner 2008 および Reznik & Fernandes 2014, 2016 の一連の論文では、イリアダスフローレス宿泊所の歴史を詳細に述べている。
- ³ サンパウロの宿泊所について Paiva & Moura 2008、Paiva 2009 を参照。
- ⁴ 初期の宿泊所の歴史について Udaeta 2016 を参照。
- ⁵ 便宜のため、ここで使う資料は、本文中で次のように記している：Kaikō (海外興業株式会社の各航海の「移民名簿」、Rio (Brasil, Arquivo Nacional: “Relações de Passageiros em Vapores -Porto do Rio de Janeiro” -BR.AN.RIO.OL.0.RPV.PRJ-)、Santos (Brasil, Estado de São Paulo, Museu da Imigração: “Listas de Bordo”)、Bue (Argentina, Archivo General de la Nación, Archivo Intermedio: Fondo Documental Dirección Nacional de Migraciones “Actas de Inspección Marítima”)。

- ⁶ Bue 1920: 2bis-2015。
- ⁷ “O ‘Seattle Marú’ com grippados a bordo”, *Correio da Manhã* -RJ-, 1920-02-07: p.3, “Rio de Janeiro -As doenças a bordo-”, *Correio Paulistano* -SP-, 1920-02-10: p.4, “A ameaça da gripe -O ‘Hugo’ e o ‘Seattle Marú’ no Lazaretto-”, *Correio da Manhã* -RJ-, 1920-02-14: p.2。
- ⁸ Rio 16731。
- ⁹ Reznik & Fernandes 2016。
- ¹⁰ 入国検査の法的な枠組みは法令第 4247 号（1921 年 1 月）に定められていたが、法令第 16761 号（1924 年 12 月）によって規制化され、1925 年 10 月から施行された。
- ¹¹ 「カナダ丸の到着 打解けた検疫振」*Br Jihō*, 1925-11-13。
- ¹² “Antes prevenir -As autoridades sanitarias tomam providencias sobre os immigrantes japonezes”, *A Noite* -RJ-, 1925-10-2: p.5。
- ¹³ 「フロレス島収容所に上陸さして細心の検疫 新移民法適用の第一船神奈川丸」*Br Jihō*, 1925-10-9: p.7。
- ¹⁴ “Os immigrantes japonezes seguiram para S.Paulo -Segundo verificou a Saude Publica não são elles portadores do vibrião choleric” *A Noite* -RJ-, 1925-10-5: p.2。
- ¹⁵ 日本郵船株式会社貨物課編 1932 『我社各航路ノ沿革』: p.335。
- ¹⁶ 1924 年の日本政府の渡航費助成が始まってから移民集団を搭載しない船が少なくなったが、1917 年から 1923 年の間、かなりの数があった。
- ¹⁷ 「鎌倉丸で新来同胞六百 リオから配耕」『伯刺西爾時報』1926-04-23: p.7。
- ¹⁸ “Immigrantes japonezes para a lavoura paulista”, *Correio Paulistano* -SP-, 1926-04-27: p.1。
- ¹⁹ “O ‘Kamakura Marú’ trouxe immigrantes japonezes -Durante a travessia registraram-se seis obitos”, *O Jornal* -RJ-, 1926-04-27: p.1; “Seis obitos durante a viagem do ‘Kamakura Marú’”, *Correio da Manhã* -RJ-, 1926-04-27: p.5。
- ²⁰ 「ハワイ丸リオへ 最初に入港」『伯刺西爾時報』1926-04-23: p.7
- ²¹ Cf. “Imigração japoneza para o Brasil -O que nos trouxeram os paquetes ‘Santos Marú’ e ‘Wakasa Marú’-”, *O Jornal* -RJ-, 1926-07-28: p.5 (リオデジャネイロ港の入国書類なし)。
- ²² Cf. “Vindo do Extremo Oriente -O ‘Kawachi Marú’ trouxe muitos immigrantes-”, *O Jornal* -RJ-, 1926-08-27: p.13 (リオデジャネイロ港の入国書類なし)。
- ²³ Cf. “O ‘Hakata Marú’ chegou do Japão”, *O Jornal* -RJ-, 1926-09-26: p.12 (リオデジャネイロ港の入国書類なし)。
- ²⁴ Cf. “A chegada do ‘Kanagawa Marú’ -Dois obitos verificados durante a travessia-”, *O Jornal* -RJ-, 1926-12-10: p.6 (リオデジャネイロ港の入国書類なし)。
- ²⁵ “Vindo do Oriente O Kamakura Marú trouxe muito immigrantes japonezes”, *O Jornal* -RJ-, 1929-02-24: p.14。
- ²⁶ “Dezenove trachomatosos desembarcados na Ilha das Flores -As providencias tomadas pela directoria do Povoamento do Sólo-”, *Gazeta de Noticias* -RJ-, 1929-02-27: p.20。
- ²⁷ 『伯刺西爾時報』1929-02-28: p.9。
- ²⁸ 海外興業株式会社 『第 115 回 伯刺西爾行移民名簿。鎌倉丸便。昭和 3 年 12 月 28 日神戸出帆』。
- ²⁹ No.267, fl. 9。
- ³⁰ T 家の 5 人は、乗船名簿の No.500, MTmc42: No.501, MSfc 40: No.502, MKms12: No.503, Msfs8: No.504, Mkms6 である。

資料

- 1 【ブエノスアイレス・入港関係書類（1920-1941）】
Argentina, Archivo General de la Nación, Archivo Intermedio
Fondo Documental Dirección Nacional de Migraciones, “Actas de Inspección Marítima”

- 2 【リオデジャネイロ・入港関係書類（1917-1941）】
Brasil, Arquivo Nacional
“Relações de Passageiros em Vapores -Porto do Rio de Janeiro” (BR.AN.RIO.OL.O.RPV.PRJ)
検索サイト：SIAN (Sistema de Informações do Arquivo Nacional)

- 3 【サントス港・乗船客名簿（1917-1941）】
(a) Brasil, Estado de São Paulo, Museu da Imigração
“Listas de Bordo”
検索サイト：<http://www.inci.org.br/acervodigital/passageiros.php>
(b) Brasil, Archivo Público do Estado de São Paulo
検索サイト：http://www.arquivoestado.sp.gov.br/site/acervo/memoria_do_imigrante/lista_bordo

- 4 【海外興業株式会社「移民名簿」（各航海）】
国会図書館デジタルコレクション
検索サイト：<http://dl.ndl.go.jp>
- 5 【ブラジル発行 ポルトガル語各新聞】
Brasil, Biblioteca Nacional Hemeroteca Digital Brasileira
検索サイト：<http://memoria.bn.br/hdb/periodo.aspx>

- 6 【ブラジル発行『伯刺西爾時報』】
国際日本文化センター（「海外邦字新聞データベース」）
検索サイト：<http://rakusai.nichibun.ac.jp/hoji/top.php?title=Brasil>

引用文献リスト

- Birn, Anne-Emanuelle 1997 “Six Seconds Per Eyelid: the Medical Inspection of Immigrants at Ellis Island”, *Dynamis* 17: 281-316.
- ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会編 1942『ブラジルに於ける日本人発展史』下巻 ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会。
- Clementi, Hebe 1998 “Hotel de Inmigrantes”, *Cuaderno No.3: Retiro testigo de la diversidad* (Instituto Histórico de la Ciudad de Bs. As. Programa por la memoria de Buenos Aires): 41-51.
- Devoto, Fernando 2009 *Historia de la inmigración en la Argentina*. Bs. As.: Ed. Sudamericana.
- 外務省通商局第三課 1930『移民運送船ノ研究』外務省通商局第三課。
- Holloway, Thomas H. 1980 *Immigrants on the Land. Coffee and Society in São Paulo, 1886-1934*. Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
- Huernos, Marcelo 2016 “Atracción, recepción y hospitalidad. Asilos y hoteles para inmigrantes en la

- Argentina (1812-1953)", *Navegar* 2-3: 37-58.
- Kushner, Beatriz 2008 "A Hospedaria Central: A Ilha das Flores como a ante-sala do Paraíso", in CEPESE Centro de Estudos da População, Economia e Sociedade. (PDF, acc. Internet: <http://www.cepese.pt/portal/pt/publicacoes/obras/deslocamentos-e-historias-os-portugueses/a-hospedaria-central-a-ilha-das-flores-como-a-ante-sala-do-paraiso>)
- Lesser, Jeffrey 2015 *A invenção da brasilidade. Identidade nacional, etnicidade e políticas de imigração*. São Paulo: Editora UNESP.
- Markel, Howard 2000 "The Eyes Have It: Trachoma, the Perception of Disease, the United States Public Health Service, and the American Jewish Immigration Experience, 1897-1924", *Bulletin of the History of Medicine* 74: 525-560.
- Markel, Howard & Alexandra Minna Stern 1999 "Which Face? Whose Nation? Immigration, Public Health, and the Construction of Disease at Americas' Ports and Borders, 1891-1928", *American Behavioral Scientist* 42-9: 1314-1331.
- Moreno, Barry 2003 "Castle Garden and Ellis Island: the Doors to a New World". (PDF, acc. Internet: http://www.hdbg.de/auswanderung/docs/moreno_kat_e.pdf)
- 日本郵船株式会社貨物課編 1932 『我社各航路ノ沿革』 日本郵船。
- Nogueira, Arlinda Rocha 1981 "Como São Paulo hospedava seus imigrantes no início da República", *Revista do Instituto de Estudos Brasileiro* 23: 27-40. (<http://www.ieb.usp.br/revista/revista023/rev023arlinda%20nogueira3.pdf>)
- Paiva, Odair da Cruz 2009 "Arquivos da imigração no contexto da hospedaria de imigrantes de São Paulo", in *Patrimônio e Memória* (CEDAP/UNESP) 5-2: 90-106.
- 2016 "Hospedaria de Imigrantes de São Paulo", *Navegar* 2-3: 59-76.
- & Soraya Moura 2008 *Hospedaria de imigrantes em São Paulo*. São Paulo: Paz e Terra.
- Reznik, Luís & Rui Aniceto Nascimento Fernandes 2014 "Hospedarias de imigrantes nas Américas. A criação da Hospedaria de Imigrantes da Ilha das Flores", *História* 33: 234-253. (acc. Internet: <http://www.scielo.br/pdf/his/v33n1/12.pdf>)
- 2016 "Política imigratória e recepção de imigrantes: a experiencia da Ilha das Flores", *Navegar* 2-3: 77-107.
- Segawa, Hugo 1989 "Arquiteturas de hospedarias de imigrantes", *Revista do Instituto de Estudos Brasileiros* 30: 23-42. (acc. Internet: <https://www.revistas.usp.br/rieb/article/download/70453/73230>)
- Udaeta, Rosa Guadalupe Soares 2016 *Nem Brás, nem Flores: Hospedaria de imigrantes da cidade de São Paulo (1875-1886)*. São Paulo: FFLCH/USP.
- 谷ヶ城 秀吉 2012 「大阪商船の積極経営と南米航路」 渋沢栄一記念財団研究部編 『実業家とブラジル移住』 不二出版、193-297 頁。
- 山田廸生 1998 『船にみる日本人移民史：笠戸丸からクルーズ客船へ』 中央公論社。
- Yew, Elizabeth 1980 "Medical Inspection of Immigrants at Ellis Island, 1891-1924", *Bulletin of the New York Academy of Medicine* 56-5: 488-510.

写真 I : 旧イリアダスフローレス宿泊所
 青空博物館 / ブラジル海軍施設

1 寝室棟 (海軍使用中・立ち入り不可)



2 貯水槽



3 寝室棟 (海軍使用中・立ち入り不可)



8 職員宅



4 職員宅 (現在博物館の展示会場)



5 一番古い棟 (リフォームされている)



7 移民たちが下船していた場所



6 事務棟があったところ



写真 II : イリアダスフローレス移民博物館

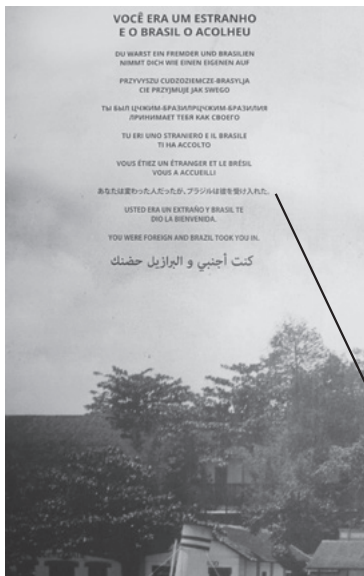
9 展示会場の入り口



10a 敷地内にある説明パネル



10b



13 様々な言語で書かれた、「あなたは異邦人であったがブラジルはあなたを受け入れました」という意の文

VOCÊ ERA UM ESTRANHO E O BRASIL O ACOLHEU

あなたは変わった人だったが、ブラジルは彼を受け入れた。

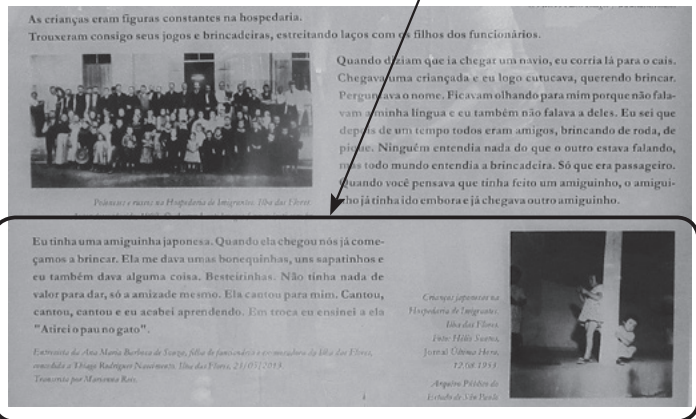
14 日本語訳 (ママ)

10c



12 博物館のポスター

11 戦後の日本人移民について言及したパネル



On the passage of Japanese immigrants through the Hospedaria da
Ilha das Flores (Rio de Janeiro, Brazil)
— Based on documentation related to the Japanese “migrant
ships” of the South America East Coast Line, 1917-1932 —

Marcelo G. Higa (Ferris University)

About 10 km from the center of Rio de Janeiro, on Guanabara Bay, lies the Ilha das Flores. Between 1883 and 1966, it functioned as one of the main immigrant reception centers of Brazil. Since 2012, part of the building complex has been open to the public. The Ilha das Flores Immigration Museum is an open-air facility where visitors can connect with the first steps of the immigrant’s experience.

Japanese migration to Brazil was concentrated in the state of São Paulo, so most of the immigrants entered the country through the port of Santos. Since the beginning of regular trips in 1917, however, the “migrant ships” (*imin sen*) of the Japanese companies stopped at Rio first, enabling the disembarkation there of a small number of passengers, who were sometimes processed at the Ilha das Flores.

This work focuses on these passengers, providing some information to understand a different aspect of how the Japanese migratory process in Brazil took shape.

Keywords: Japanese migration to Brazil, migration reception centers, Ilha das Flores (Rio de Janeiro, Brazil), “migrant ships” (*imin sen*)

執筆者一覧
Authors

柳田 利夫（慶應義塾大学・名誉教授）
Toshio Yanagida (Keio University)

北脇 実千代（日本大学・准教授）
Michiyo Kitawaki (Nihon University)

原口 邦紘（外務省外交史料館・元副館長）
Kunihiro Haraguchi (Diplomatic Archives, MOFA)

比嘉 マルセーロ（フェリス女学院大学・教授）
Marcelo G. Higa (Ferris University)

JICA 横浜 海外移住資料館 研究紀要 13

2018 年度

発行：国際協力機構横浜センター
Japanese Overseas Migration Museum
海外移住資料館

発行年月：2019 年 3 月

問い合わせ先

JICA 横浜 海外移住資料館
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1 JICA 横浜 2 階
Tel 045-663-3257 / Fax 045-222-7162
Web : <https://www.jica.go.jp/jomm>
E-mail : info@jomm.jp

本研究紀要は、海外移住資料館『研究紀要』執筆要領に則り編集を行っています。
ただし、原稿の特質、執筆者の意向等を尊重し、一部異なった体裁・表記の部分が
あります。

Journal of the Japanese Overseas Migration Museum
JICA Yokohama

Vol. 13

2018

Articles _____

The damage from the riot in January 1919 (Taisho 8) and the problems of compensation for damages: labor movement during World War I and the Japanese immigrants in Lima
Toshio Yanagida

Women's Transnational Mobility and the Transfer of Western Dressmaking Skills Before World War II: Nobuko Ogawa and Her Teaching Experience in the U.S. and Japan
Michiyo Kitawaki

Research Notes _____

Japanese Canadians Who Were "Repatriated" to Japan Immediately after WWII: Issues surrounding Re-Entry to Canada and Domiciliation in Japan
Kunihiro Haraguchi

Research Report _____

On the passage of Japanese immigrants through the Hospedaria da Ilha das Flores (Rio de Janeiro, Brazil)
— Based on documentation related to the Japanese "migrant ships" of the South America East Coast Line, 1917-1932 —
Marcelo G. Higa

